

しおり約款閲覧コード

1004210401

5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07)

ひまわり けんこうプラン

レディー



(更新用)

ひまわり

けんこうプラン



(更新用)

ご契約のしおり・約款



2021年4月版

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認くださいませようお願いいたします。

◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「[太陽生命保険株式会社](#)」を、「支社」とあるのは「[太陽生命支社](#)」を、また「本社」とあるのは「[太陽生命本社](#)」をさします。

◆約款（特約条項）の正式名称には「[5年ごと利差配当付](#)」、「[無配当](#)」や（07）の数字などがついていますが、当冊子においては読みやすさを考慮し、一部において記載を省略しております。

お願い

「契約のご確認」にお伺いする場合がございます。

このたびは、当社の保険商品にお申込みいただきありがとうございます。

後日当社で委託した専門の業務士（株）審調社）等がご自宅等にお伺いさせていただき、お申込みいただきましたご契約の告知内容等について、確認させていただく場合がございます。

なお、業務士等は「業務士証明書」、「名刺」または「あいさつ状」を携行しております。
その節は、ご協力の程お願い申し上げます。

「契約のご確認」訪問について

1. 確認内容は、被保険者の健康状態などの告知事項や、ご契約の同意、お申込み手続き画面等の自署、「ご契約のしおり・約款」のお受け取り等についての確認となります。通常、被保険者への確認となりますが、ご契約者に確認させていただくこともあります。
2. 被保険者・ご契約者が未成年者の場合は、法定代理人（親権者・後見人）に確認します。
3. 事前にお電話で訪問日を確認のうえ訪問します。
4. お申込みいただいてから、1ヵ月後位にお伺いすることもあります。
なお、契約確認に要する時間は約15分です。
5. ご契約によっては、年収等をお聞きすることもあります。

告知いただいた内容について、詳しくお尋ねする場合もございます。

健全な保険制度維持のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご意見・ご質問等がございましたら、もよりの支社または太陽生命本社あてにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

この冊子の構成

この冊子は、つぎの2つの部分から構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱などを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

目的別もくじ

保険用語について 知りたい

主な保険用語のご説明

1 ページ



保険の特長や しくみを知りたい

特長としくみ

7 ページ



保険金等の 請求について知りたい

保険金・給付金などの請求

9 ページ



どういう場合に保険金等 が支払われるか知りたい

保険金・給付金などのお支払い

14 ページ



保険料のお払い込みの 免除について知りたい

保険料のお払い込みの免除

39 ページ



保険金等が支払われない 場合について知りたい

保険金・給付金などをお支払いできない場合など

40 ページ



申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）

54 ページ



保険料の払込方法に ついて知りたい

保険料の払込方法について

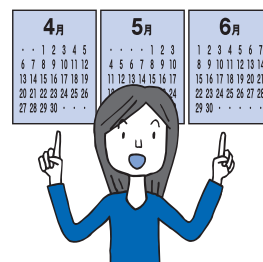
64 ページ



保険料の払込猶予期間と 失効について知りたい

払込猶予期間とご契約の効力について

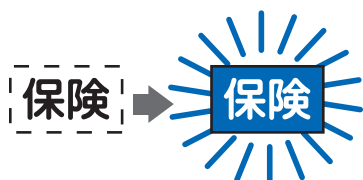
65 ページ



効力を失った保険を もとに戻したい

効力を失ったご契約の復活・繰下
復活について

66 ページ



保険料の負担を減らした い

お払い込みが困難なときの
継続方法について

67 ページ



急にお金が 必要になったとき

お金がご入用のときの
貸付制度（契約者貸付）について

69 ページ



契約を解約したい

ご解約と解約払戻金について

73 ページ



保険金等にかかる 税金について知りたい

保険金・給付金などの
税法上のお取扱い

77 ページ



特別条件付契約 について知りたい

特別条件付契約のしおり

82 ページ

特別条件付契約

もくじ

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	1
はじめに	
【1】今回満期を迎えられたご契約を更新するに際してのご注意点について	5
特長としくみ	
【1】特長としくみ	7
保険金・給付金などの請求	
【1】保険金・給付金などの請求方法	9
【2】指定代理請求特約について	12
保険金・給付金などのお支払い	
【1】共通事項	14
【2】主契約の保障内容	15
【3】特約の内容	17
【4】保険期間・更新	35
【5】保険金・給付金などのお支払いの際の保険料精算について	36
保険料のお払い込みの免除	
【1】保険料のお払い込みを免除する場合	39
保険金・給付金などをお支払いできない場合など	
【1】保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合	40
【2】お支払いできない場合などの事例	43
お申込みに際して	
【1】お申込みの流れ(イメージ)	50
【2】当社の生命保険募集人の権限	51
【3】保険証券について	51
【4】お申込みの手続	51
【5】告知に関するご注意点について	52
【6】契約確認	54
【7】保険料払込時のご注意	54
【8】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)	54
【9】元本欠損について(お受取額とお払込保険料累計額との関係)	56
【10】個人情報のお取り扱いについて	56
【11】本人特定事項等の確認について	57
【12】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	58
【13】当社の組織形態および株式会社の運営について	61

【14】「生命保険契約者保護機構」について	61
-----------------------------	----

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について	64
【2】払込猶予期間とご契約の効力について	65
【3】効力を失ったご契約の復活・繰下復活について	66
【4】お払い込みが困難なときの継続方法について	67
【5】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について	69
【6】契約者配当金について	70
【7】受取人・住所などの変更や証券紛失	71
【8】ご解約と解約払戻金について	73
【9】受取人によるご契約の継続について	74

税金について

【1】生命保険料控除について	75
【2】保険金・給付金などの税法上のお取扱い	77

免責事由一覧

【1】保険金・給付金などを支払わない場合	79
【2】保険料のお払い込みを免除しない場合	81

特別条件付契約のしおり

【1】特別条件について	82
【2】特別条件の内容をご確認のうえ、お手続きをお願いします	82
【3】特別条件の内容	82
【4】特別条件を付加する場合のご注意点	84

全国支社一覧	241
--------------	-----

約款

5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07)普通保険約款

(この保険の趣旨)	89
1. 会社の責任開始期	89
2. 保険金および給付金の支払	90
3. 保険料の払込免除	95
4. 保険料の払込	95
5. 保険料の前納	96
6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	96
7. 保険料の振替貸付	96

8. 保険契約の復活および繰下復活	97
9. 詐欺による取消または不法取得目的による無効	97
10. 告知義務および保険契約の解除	98
11. 解約	99
12. 保険契約内容の変更	99
13. 払戻金	100
14. 保険契約の更新	100
15. 保険契約者に対する貸付	101
16. 保険契約者または保険金の受取人の変更	101
17. 保険契約者または保険金の受取人の代表者	102
18. 保険契約者の住所または集金場所の変更	102
19. 被保険者の業務、転居および旅行	102
20. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理	102
21. 契約者配当金	103
22. 時効	103
23. 管轄裁判所	103
24. ボーナス併用払込方式に関する特則	104
25. 主契約の一部を特約に変更して更新する場合の特則	104
26. 他の保険契約から更新する場合の特則	104
27. デビットカードによる保険料等の払込	104
28. 平成19年3月31日以前に締結された他の保険契約から更新する場合の特則	104
29. 遺言による保険金の受取人の変更	105
30. 給付金等の受取人による保険契約の存続	105
31. 契約内容の登録	106
32. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則	106
短期入院保障特約(07)	113
無配当入院・手術保障特約(07)	115
無配当女性特定疾病入院保障特約(07)	127
無配当女性入院保障特約(07)	138
無配当生活習慣病入院保障特約(07)	150
無配当ガン保障特約(07)	159
無配当入院一時金保障特約(07)	169
無配当長期入院保障特約(07)	177
無配当通院保障特約(07)	182
無配当介護保障初期給付特約(07)	189
無配当特定損傷保障特約(07)	197

無配当災害割増保障付定期保険特約(07)	202
無配当健康祝金付定期保険特約(07)	208
リビング・ニーズ特約	220
指定代理請求特約	229
集団月払特別取扱特約	231
団体月払特別取扱特約	234
保険料口座振替取扱特約	237

主な保険用語のご説明

あ行

受取人 (うけとりんにん)	保険金・給付金などを受け取る人をいいます。 例：入院給付金の受取人は被保険者 死亡保険金の受取人はご契約者がお申込み手続き画面または申込書で指定した方
-------------------------	---

か行

解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 (かいやく)	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
給付金 (きゅうふきん)	被保険者が、病気やケガにより入院されたとき、手術を受けられたときまたは身体に障害が生じたときなどに当社から支払われるお金のことをいいます。 例：入院給付金、手術給付金、障害給付金
契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の更新日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月の更新日に対応する日をさします。
契約者配当金 (けいやくしゃはいとうきん)	責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
契約日 (けいやくび)	通常はこのご契約に初めてご加入された際の保障が開始された日をいいます。
更新 (こうしん)	保険期間が満了したときに、健康状態に関する診査・告知なしで、原則としてそれまでと同一の保障内容で、保障を継続することをいいます。更新を希望される場合、保険期間満了日の2週間前までに申し出ていただきます。更新時の保険料は更新日現在の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。保障を同一とした場合、一般的に保険料は更新前に比べて高くなります。
更新年齢 (こうしんねんれい)	被保険者の年齢は更新日時点での満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：24歳7ヵ月の被保険者の更新年齢は24歳となります。
更新日 (こうしんび)	通常は更新されたご契約の保障が開始される日をいい、更新後契約の保険期間などの計算の基準日になります。
高度障害状態 (こうどしょうがいじょうたい)	被保険者が両眼の視力をまったく永久に失った場合など、約款に定められた、高度障害保険金等の支払対象となる状態のことです。

か行

告知義務

(こくちぎむ)

と

告知義務違反

(こくちぎむいはん)

ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことについて報告をいただいていなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

さ行

失効

(しっこう)

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、保険金・給付金などを受け取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。また失効した場合でも解約払戻金があるときは、ご契約者は解約払戻金を請求することができます。

指定代理請求人

(していだいりせいきゅうにん)

代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。

支払事由

(しはらいじゆう)

保険金・給付金などをお支払いする要件をいいます。

例：被保険者の死亡、入院、手術

主契約

(しゅけいやく)

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。

責任開始期・責任開始日

(せきにんかいしき・せきにんかいしび)

当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、更新契約の場合、責任開始日は、通常、契約日（復活の場合は復活日、復旧の場合の増額部分は復旧日）となります。

責任準備金

(せきにんじゅんびきん)

将来の保険金・給付金などをお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から当社が積み立てておく準備金のことをいいます。

た行

第1回保険料充当金

(だいいつかいほけんりょうじゅうとうきん)

ご契約の申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。

特約

(とくやく)

特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。

は行

払込期月

(はらいこみきげつ)

毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。

は行	
被保険者 (ひほけんしゃ)	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 (ふっかつ)	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料のお払い込みや告知等が必要になります。
振替貸付 (ふりかえかしつけ)	保険料の払込猶予期間をすぎても保険契約が効力を失わないように、猶予期間満了時に、当社が保険料をお立て替え（貸付）する制度です。
保険期間 (ほけんきかん)	更新日から保障が満了するまでの期間をいいます。
保険金 (ほけんきん)	被保険者の死亡・高度障害などの場合に当社から支払われるお金のことをいいます。
保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。
保険証券 (ほけんしょうけん)	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度 (ほけんねんど)	更新日または毎年契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。更新日から最初の1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・といいます。
保険料 (ほけんりょう)	ご契約者から当社へお払い込みいただくお金のことをいいます。
保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
保険料払込方法 (ほけんりょうはらいこみほうほう)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の2通りがあります。払込方法（回数）には、月払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱、団体扱（給与引き去り）、送金扱、店頭扱（持参払）などがあります。通常この2通りを組み合わせ、「口座月払」のような表示をします。
保険料払込猶予期間 (ほけんりょうはらいこみゆうよきかん)	払込期月内に保険料のお払い込みがない場合でも、当社の定める期間内にお払い込みいただいたときは、保険契約は有効に継続します。この期間を保険料払込猶予期間といいます。月払の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の末日までです。

ま行	
免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由が発生しても、例外として保険金・給付金などをお支払いしない事由をいいます。 例：保険契約者の故意

や行	
約款 (やっかん)	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。
予定利率 (よていりりつ)	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

【1】今回満期を迎えられたご契約を更新するに際してのご注意点について

- ご契約者は、保険期間満了日の2週間前（*1）までにお申し出いただくことにより、被保険者の健康状態に関する診査・告知なしで、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます）に、当社所定の範囲内で更新することができます。
（*1）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。
- 更新制度により最長90歳（更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が90歳を限度）まで保障されます。
- 更新後の主契約・特約は更新日における約款を適用し、保険料は更新日現在の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。保障を同一とした場合、通常、更新前に比べて保険料は高くなります（ご契約内容によっては著しく高くなることもあります）。
- 更新後のご契約の保険期間は、原則として、更新前のご契約と同一です。ただし、更新時の被保険者の年齢によっては、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。
- 更新後のご契約の保険契約者・被保険者は、更新前のご契約と同一となります。
- 更新前のご契約に特約が付加されていた場合、原則として引き続き特約も更新されます。
※特約によっては、更新時の被保険者の年齢などにより、更新されないことがあります。
- 更新後のご契約の保険金額などは更新前と同一とします。ただし、あらかじめご契約者からお申し出があれば、当社所定の範囲内で、保険金額などを減額することができます。
- 更新時にお取扱いできるご契約・特約の内容は、更新前のご契約・特約の内容と異なる場合があります。
※更新前のご契約の加入時期などによっては、給付内容（手術給付金の給付倍率など）等が更新後のご契約と異なる場合があります。
- 更新後に所定の感染症以外の病気（以下、一部において「普通の病気」と記載しております）により死亡・高度障害のときは、更新日から2年以上経過後であれば死亡・高度障害保険金が支払われますが、2年未満のときは死亡・高度障害給付金のお支払いとなります。

- つぎの特約の給付金・一時金の支払限度は、更新前と更新後の特約の支払日数・支払回数・支払倍率を通算して、つぎのとおりとします。

更新後の特約	給付金・一時金の名称	通算の支払限度							
入院・手術保障特約	入院給付金	支払日数を通算して、特約の付加日に応じてつぎのとおり <table><tr><th>特約の付加日 (※2)</th><th>支払日数の限度</th></tr><tr><td>2003年10月1日以前</td><td>700日</td></tr><tr><td>2003年10月2日以後</td><td>1,095日</td></tr></table>		特約の付加日 (※2)	支払日数の限度	2003年10月1日以前	700日	2003年10月2日以後	1,095日
特約の付加日 (※2)	支払日数の限度								
2003年10月1日以前	700日								
2003年10月2日以後	1,095日								
女性特定疾病入院保障特約	女性特定疾病入院給付金								
女性入院保障特約	女性疾病入院給付金								
生活習慣病入院保障特約	生活習慣病入院給付金								
ガン保障特約〔A型・C型とも〕	ガン入院給付金								
ガン保障特約〔C型〕	ガン診断給付金	支払回数を通算して 1回							
入院一時金保障特約	入院一時金	支払回数を通算して 20回							
長期入院保障特約	長期入院給付金	支払倍率を通算して入院給付金日額の700倍							
通院保障特約	通院給付金	支払日数を通算して 700日							
特定損傷保障特約	特定損傷給付金	支払回数を通算して 10回							
健康祝金付定期保険特約	障害給付金	支払倍率を通算して入院給付金日額の100倍							

(*2)すでに特約が更新されたことがある場合、最初にその特約を付加した日となります。

！ご注意

- つぎのいずれかに該当する場合などは、更新することができません。
 - ・被保険者の同意が得られないとき
 - ・保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
 - ・更新日における被保険者の年齢が当社所定の範囲をこえるとき
 - ・更新前のご契約が払済保険に変更されているとき
 - ・更新前のご契約の保険料のお払い込みが免除されているとき
- 上記の内容は作成月現在のものであり、今後、取扱が変更となる場合があります。

特長としくみ

【1】特長としくみ

1. 販売名称

- この保険の正式名称は、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07)です。取扱プランごとの名称および内容は、つぎのとおりです。

取扱プラン名	取扱プランごとにあらかじめセットされている内容 (*1)(*2)
ひまわりけんこうプラン “レディー” Fシリーズ	・主契約（災害死亡保障付特殊養老保険） ・入院・手術保障特約 ・女性特定疾病入院保障特約 または 女性入院保障特約
ひまわりけんこうプラン Fシリーズ (*3)	・主契約（災害死亡保障付特殊養老保険） ・入院・手術保障特約

(*1) 消滅した特約は更新されず、また、更新時に付加することはできません。

(*2) 更新前のご契約に短期入院保障特約があわせて付加されている場合は、更新後のご契約にも短期入院保障特約があわせて付加されます。

(*3) 女性特定疾病入院保障特約または女性入院保障特約が付加されている場合を除きます。

※この保険は新契約としてのお取扱いはありません。

2. 特長

- 入院・手術保障特約を付加している場合、被保険者が保険期間中に、5日以上(*4) 継続して入院されたときに、その入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。

※「ひまわりけんこうプラン “レディー” Fシリーズ」にご加入の場合、つぎの入院保障があります。

セットされている特約	保障内容
女性特定疾病入院保障特約	・女性特定疾病により5日以上(*4) 継続して入院されたときに、その入院日数に応じて女性特定疾病入院給付金をお支払いします。
女性入院保障特約	・女性疾病（女性特定疾病および生活習慣病）により5日以上(*4) 継続して入院されたときに、その入院日数に応じて女性疾病入院給付金をお支払いします。

(*4) 短期入院保障特約が付加されている場合は、「2日以上」となります。

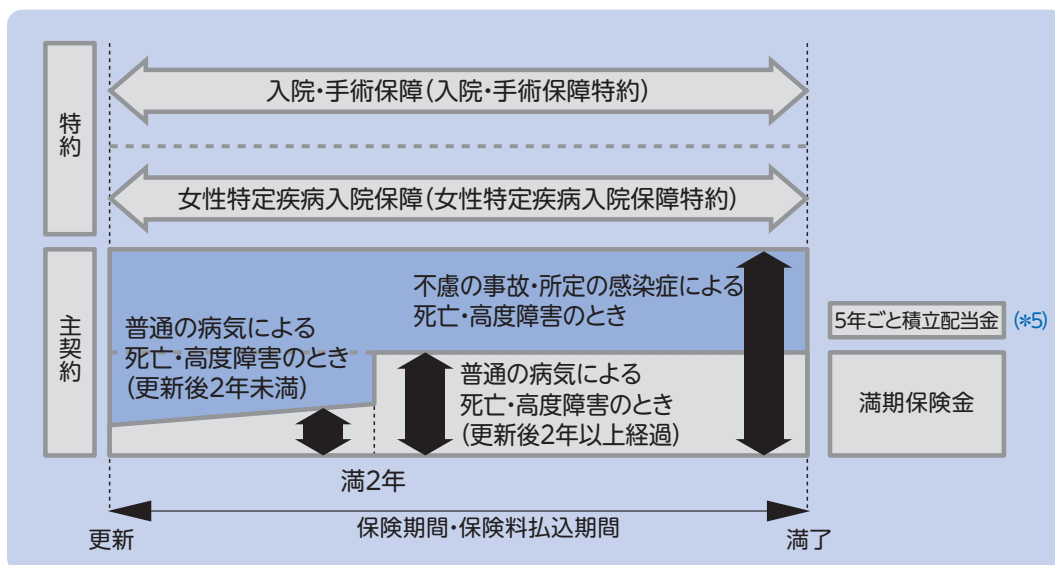
- 入院・手術保障特約を付加している場合、被保険者が保険期間中に、所定の手術を受けられたときに、手術の種類に応じて手術給付金をお支払いします。
- 不慮の事故・所定の感染症により死亡された場合、または所定の高度障害状態

になられた場合は、災害死亡・災害高度障害保険金（満期保険金額の2倍）をお支払いします。

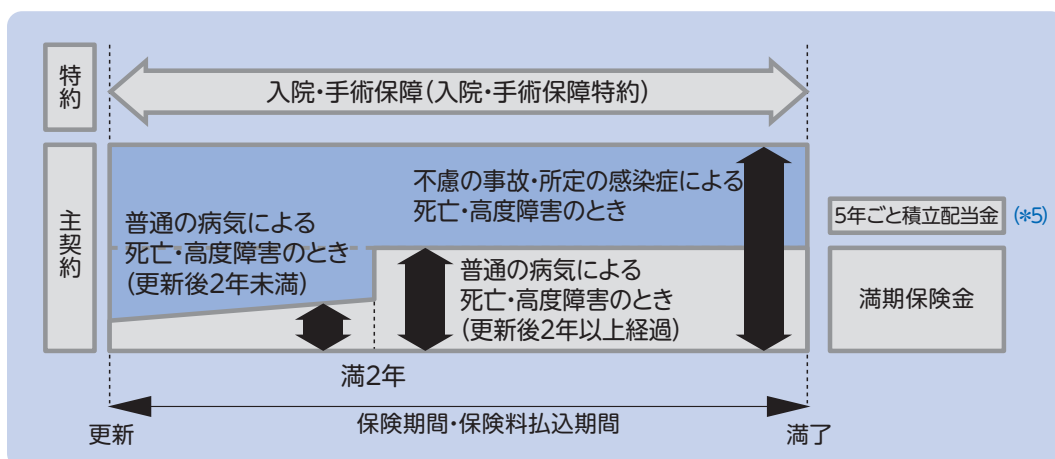
- 所定の感染症以外の病気で死亡された場合、または所定の高度障害状態になられた場合、更新後2年以上経過しているときは、死亡・高度障害保険金（満期保険金額と同額）をお支払いします。また、更新後2年を経過していないときは、死亡・高度障害給付金をお支払いします。
- 保険期間満了時に生存されているときは、満期保険金をお支払いします。

しくみ図

- ひまわりけんこうプラン “レディー” Fシリーズ
（入院・手術保障特約および女性特定疾病入院保障特約を付加している場合）



- ひまわりけんこうプラン Fシリーズ
（入院・手術保障特約を付加している場合）



（※5）契約者配当金は変動（増減）し、運用実績などによっては支払われないことがあります。

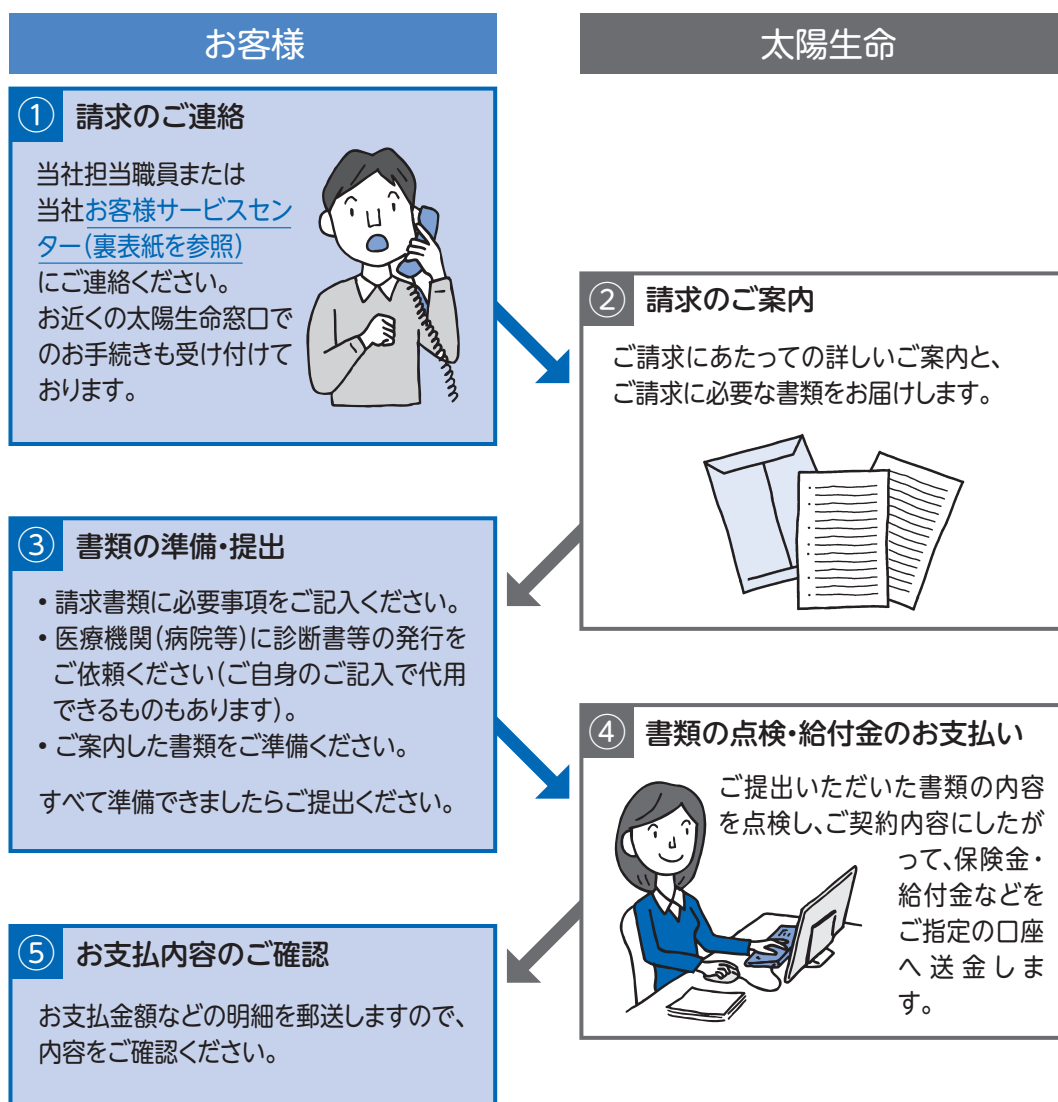
保険金・給付金などの請求

【1】保険金・給付金などの請求方法

1. ご請求手続きの流れ

- 被保険者が亡くなられたり、入院・手術などされた場合、まずは太陽生命へご連絡ください。
- 保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。

●ご請求のイメージ



- 当社ホームページにおいても、入院給付金や手術給付金などのお手続きが可能です。

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

※上記のお取扱いは作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

お願い

- 保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

※たとえば、女性特定疾病を原因として入院された際に入院給付金をご請求される場合、女性特定疾病入院保障特約が付加されていれば、女性特定疾病入院給付金をお支払いできる場合があります。

2. ご連絡をいただく前の確認

- 「保険証券」をご用意ください。

3. 請求書類について

- 請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。[これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。](#)

4. お支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

- 当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払い・保険料のお払い込みの免除の判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、保険金・給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除ができない場合があります。

※詳しくは、「保険金・給付金などをお支払いできない場合など」をご覧ください。

参照 40 ページ

保険金・給付金などをお支払いできない場合など

5. お支払いなどのご確認について

- 保険金・給付金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除のご請求に関し、当社で委託した業務士などがご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会・確認をさせていただくことがあります。

6. 保険金・給付金などのお支払時期について

- 保険金・給付金などの請求書類について不足や記入・押印漏れがなく、事実確認を行わない場合は、請求書類が当社に到着した日（※1）の翌日から起算して5営業日（※2）以内にお支払いします。

(※1) 請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

(※2) 営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。(作成月現在)

- ・土曜日・日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月30日から翌年1月4日まで

ただし、当社に提出された書類だけでは保険金・給付金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。

これらの期間を経過して保険金・給付金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

保険金・給付金などをお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1) 保険金・給付金などをお支払いするための確認が必要な場合	・支払事由発生の有無の確認が必要とき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2) (1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・日本国外における調査	150日以内
	・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を保険金・給付金などの請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は保険金・給付金などのお支払いはいたしません。

※保険料のお払い込みの免除の請求についても、上記と同様のお取扱いとなります。

※詳しくは、約款の「保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

- 保険金・給付金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除に関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 お客様サービスセンター

電話番号：0120-97-2111（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～18時

（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は除きます）

7. 保険金・給付金などの請求に関して訴訟となった場合

- 保険金・給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

※保険料のお払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

参照 103 ページ

普通保険約款第 39・40 条

！ご注意

●時効について

保険金・給付金・解約払戻金などのお支払いおよび保険料のお払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

【2】指定代理請求特約について

参照 229 ページ

指定代理請求特約

- 指定代理請求特約を付加した場合、被保険者が保険金・給付金などを請求できないつぎのような特別な事情（*）があるときに、あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が保険金・給付金などを請求できます。

（*）請求できない特別な事情

- ・傷害または疾病により保険金・給付金などの請求を行う意思表示が困難であること
- ・傷病名の告知を受けていないこと（がんの場合など）

代理請求の対象となる保険金・給付金など	指定代理請求人の範囲
・被保険者が受け取る保険金・給付金など ・被保険者とご契約者が同一の場合の保険料のお払込免除	保険金・給付金などの請求時点において、つぎのいずれかに該当する1名の方 (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族 (2) 被保険者と同居または生計を一にしている(1)以外の方（※） (3) 被保険者の療養看護に努める方、または財産管理を行っている方（※） (4) (2) および (3) に掲げる方と同等の特別な事情がある方（※）

(※)保険金・給付金などの請求時点において、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金・給付金などの受取人等のために保険金・給付金などを請求すべき相応の理由があると会社が認める方にかぎります。

- ・指定代理請求特約を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
- ・**指定代理請求特約を付加した場合、他の特約による代理請求に関する規定は適用しません。**
- ・指定代理請求特約は、中途付加することができます。
- ・ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- ・指定代理請求人は、保険金・給付金などの請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
- ・指定代理請求特約は、保険契約者が法人の場合は付加できません。また、保険契約者を法人に変更された場合には、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ・指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や保険金・給付金などの支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲内であることを証する書類を提出いただきます。

！ ご注意

- 被保険者が傷病名の告知を受けていない場合、指定代理請求人からの請求にもとづき保険金・給付金などをお支払いしたときは、つぎのような理由から、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
 - ・ご契約が消滅するなど契約内容が変更されるため
 - ・支払後にご契約者または被保険者からご照会があった場合に、保険金・給付金などのお支払状況について事実を回答せざるをえないため
- 指定代理請求特約を付加されていない場合は、被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。
 - ※ガン保障特約・介護保障初期給付特約については、被保険者の代理人による請求の取扱があります。詳しくは、「保険金・給付金などのお支払い」の「【3】特約の内容」の「無配当ガン保障特約(07)」、「無配当介護保障初期給付特約(07)」の項目をご覧ください。
 - ※リビング・ニーズ特約については、指定代理請求の取扱があります。詳しくは、「保険金・給付金などのお支払い」の「【3】特約の内容」の「リビング・ニーズ特約」の項目をご覧ください。
- つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - ・故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
 - ・故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - ・故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
 - ・故意に保険契約者を保険料の払込免除の請求ができない特別な事情に該当させた者

参照 22 ページ

ガン保障特約

参照 28 ページ

介護保障初期給付特約

参照 32 ページ

リビング・ニーズ特約

保険金・給付金などのお支払い

【1】共通事項

1. 所定の高度障害状態について

- 保険金・給付金などをお支払いする場合の「所定の高度障害状態」とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。詳しくは、普通保険約款 別表2の「高度障害保険金等の支払の対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- 災害高度障害保険金・高度障害保険金・高度障害給付金・特約災害高度障害保険金・特約高度障害保険金・ガン高度障害保険金をお支払いした場合には、その保険契約・特約は、高度障害状態になられた時に消滅したものとみなします。災害高度障害保険金・高度障害保険金・高度障害給付金・特約災害高度障害保険金・特約高度障害保険金・ガン高度障害保険金は、災害死亡保険金・死亡保険金・死亡給付金・特約災害死亡保険金・特約死亡保険金・ガン死亡保険金とは重複してお支払いしません。

参照 107 ページ

普通保険約款別表 2

2. 保障の対象となる不慮の事故・感染症

- 災害死亡保険金・災害高度障害保険金などの保障の対象となる不慮の事故については、普通保険約款 別表1の「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- 災害死亡保険金・災害高度障害保険金の保障の対象となる感染症とは、「新型コロナウイルス感染症」(注)や「腸管出血性大腸菌感染症」(例：O157)などです。詳しくは、普通保険約款 別表6の「対象となる感染症」をご覧ください。
(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)に定める新型コロナウイルス感染症のことをいいます。

参照 107 ページ

普通保険約款別表 1

参照 112 ページ

普通保険約款別表 6

3. 保険金・給付金などのお支払事由の発生時期について

- 保険金・給付金など(満期保険金・健康祝金を除きます)のお支払対象となる死亡・入院などのお支払事由は、責任開始期(ご契約時・復活時など)以後の保険期間中に原因が発生したものにすぎません。
ただし、原因となった傷害または疾病が責任開始期(ご契約時・復活時など)前にすでに生じていた場合でも、ご契約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期(ご契約時・復活時など)以後に生じた傷害または疾病によるものとみなして取り扱います。
 - ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
 - ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき
 - ・責任開始期(ご契約時・復活時など)前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
 - ・責任開始期(ご契約時・復活時など)前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)がない場合

(※)異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)について、時期は問いません。

・責任開始期(ご契約時・復活時など)前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

●責任開始期(ご契約時・復活時など)前または保険期間満了後にお支払事由に該当しても、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。ただし、つぎの場合には、災害高度障害保険金・高度障害保険金・障害給付金・ガン高度障害保険金などについて、当社所定の金額をお支払いすることがあります。

・責任開始期(ご契約時・復活時など)前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になられたとき

・災害高度障害保険金・特約災害高度障害保険金・特約高度障害保険金・障害給付金・ガン高度障害保険金の支払事由について、回復の見込みの有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合で、保険期間満了後1年以内に回復の見込みがないことが明確になったときまたは保険期間満了後1年を経過した時点で回復の見込みが不明確な状態にあるとき

4. 保険契約者が法人の場合の受取人

●死亡保険金受取人が法人(保険契約者)の場合は、受取人が被保険者となっている保険金・給付金などについても、受取人は法人(保険契約者)となります。

！ ご注意

●ご契約者からのお申し出により、保険期間満了時に、当社所定の範囲内でご契約を更新することができます(診査等は不要です)。

※ただし、当社所定の要件を満たさない場合(保険料のお払い込みが免除されているとき、または払済保険に変更されているときなど)には、このお取扱いはできません。

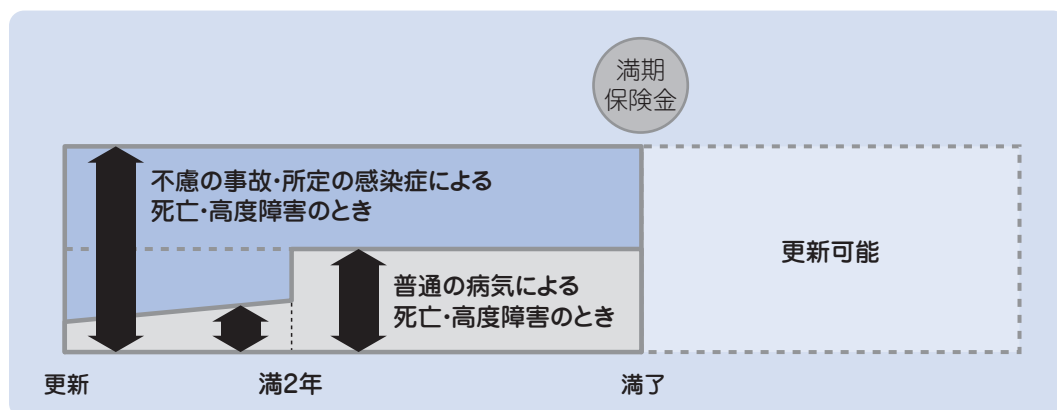
●新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

【2】主契約の保障内容

5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07)

被保険者が保険期間中に、不慮の事故などにより死亡・高度障害状態になられたときに災害死亡・災害高度障害保険金を、所定の感染症以外の病気により死亡・高度障害状態になられたときに死亡・高度障害給付金(更新後2年未満)または死亡・高度障害保険金(更新後2年以上経過後)を、保険期間の満了時に生存されていたときに満期保険金をお支払いします。

しくみ図



●保障内容

保険金・給付金をお支払いする場合	お支払いする保険金・給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間満了時に生存されているとき	満期保険金 (満期保険金額)	満期保険金 受取人
被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡されたとき (1) 所定の不慮の事故による傷害 ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎり ります。 (2) 所定の感染症	災害死亡保険金 (満期保険金額×2)	死亡保険金 受取人
被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき (1) 所定の不慮の事故による傷害 ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内に所定の高度障害状態になられたときにかぎり ります。 (2) 所定の感染症	災害高度障害保険金 (満期保険金額×2)	被保険者
被保険者が保険期間中に、上記の災害死亡保険金の支払事由に該当せずに、更新後2年以上経過後に死亡されたとき	死亡保険金 (満期保険金額と同額)	死亡保険金 受取人
被保険者が保険期間中に、上記の災害高度障害保険金の支払事由に該当せずに、更新後2年以上経過後に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金 (満期保険金額と同額)	被保険者
被保険者が保険期間中に、上記の災害死亡保険金の支払事由に該当せずに、更新後2年未満に死亡されたとき	死亡給付金 (所定の死亡給付金額 (*))	死亡保険金 受取人

参照 110 ページ

普通保険約款別表 4

保険金・給付金をお支払いする場合	お支払いする保険金・給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に、上記の災害 高度障害保険金の支払事由に該当せず に、更新後 2 年未満に所定の高度障害 状態になられたとき	高度障害給付金 (所定の高度障害給付金額 (*))	被保険者

(*) 所定の死亡給付金額・高度障害給付金額は、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、
普通保険約款 別表 4 の「死亡給付金額および高度障害給付金額」をご覧ください。

(主契約の既払込保険料相当額) + (主契約の月払保険料額 × 5)

！ ご注意

- 災害高度障害保険金・高度障害保険金・高度障害給付金をお支払いした場合には、この保険契約は、高度障害状態になられた時に消滅したものとみなします。
- 災害死亡保険金・災害高度障害保険金・死亡保険金・高度障害保険金・死亡給付金・高度障害給付金のいずれかをお支払いした場合には、他の保険金・給付金は重複してお支払いしません。

【3】 特約の内容

1. 取扱プランごとの特約の取扱

● 取扱プランごとに付加できる特約の内容は、つぎのとおりです。

	ひまわりけんこうプラン “レディー” F シリーズ (* 1)	ひまわりけんこうプラン F シリーズ (* 1)
あらかじめ付加されている特約 (* 2)	・ 入院・手術保障特約 ・ 女性特定疾病入院保障特約 または 女性入院保障特約	・ 入院・手術保障特約
更新前のご契約に 当社所定の特約が 付加されていると きに限り、付加 できる特約	・ ガン保障特約 [A 型・C 型] ・ 入院一時金保障特約 ・ 長期入院保障特約 ・ 通院保障特約 ・ 介護保障初期給付特約 ・ 特定損傷保障特約 ・ 災害割増保障付定期保険特約 ・ 健康祝金付定期保険特約	・ 生活習慣病入院保障特約 ・ ガン保障特約 [A 型・C 型] ・ 入院一時金保障特約 ・ 長期入院保障特約 ・ 通院保障特約 ・ 介護保障初期給付特約 ・ 特定損傷保障特約 ・ 災害割増保障付定期保険特約 ・ 健康祝金付定期保険特約
任意に付加できる 特約	・ リビング・ニーズ特約 (* 3) ・ 指定代理請求特約	

(* 1) 更新前のご契約に短期入院保障特約が付加されている場合は、更新後のご契約にも短期

入院保障特約が付加されます。

(※2)消滅した特約は更新されず、また、更新時に付加することはできません。

(※3)更新後のご契約に災害割増保障付定期保険特約が付加される場合にかぎります。

！ご注意

- 付加できる特約については、上記のほか当社所定の要件を満たす必要があります。
- 上記の内容は作成月現在のものであり、今後、取扱が変更となる場合があります。

2. 医療・介護保障を充実させるための特約

入院したときなどの保障を充実させるための特約です。

入院・手術保障特約、女性特定疾病入院保障特約、女性入院保障特約、生活習慣病入院保障特約、ガン保障特約、入院一時金保障特約、長期入院保障特約、通院保障特約、介護保障初期給付特約および特定損傷保障特約（以下「医療関係特約」といいます）があります。

また、当社所定の入院保障のある特約等の保障内容を、2日以上継続した入院に対する保障に変更等する「短期入院保障特約」があります。

●医療関係特約の支払限度

医療関係特約の支払限度は、つぎのとおりです。なお、特約を更新される場合の更新後の特約の通算支払日数・通算支払倍率・通算支払回数は、それぞれ更新前の特約の支払日数・支払倍率・支払回数と通算します。

更新後の特約	給付金の名称	支払限度						
入院・手術保障特約	入院給付金	● 1 回の入院による支払日数 120日 ● 通算支払日数 <table><tr><th>特約の付加日 (* 1)</th><th>支払日数 の限度 (* 2)</th></tr><tr><td>2003年10月 1 日以前</td><td>700日</td></tr><tr><td>2003年10月 2 日以後</td><td>1,095日</td></tr></table>	特約の付加日 (* 1)	支払日数 の限度 (* 2)	2003年10月 1 日以前	700日	2003年10月 2 日以後	1,095日
特約の付加日 (* 1)	支払日数 の限度 (* 2)							
2003年10月 1 日以前	700日							
2003年10月 2 日以後	1,095日							
女性特定疾病入院 保障特約	女性特定疾病入院 給付金							
女性入院保障特約	女性疾病入院給付金							
生活習慣病入院保障 特約	生活習慣病入院 給付金							
ガン保障特約 〔A 型・C 型とも〕	ガン入院給付金							
ガン保障特約〔C 型〕	ガン診断給付金	● 通算支払日数 1 回						
入院一時金保障特約	入院一時金	● 通算支払日数 20回						
長期入院保障特約	長期入院給付金	● 1 回の入院による支払倍率 75倍 ● 通算支払倍率 700倍						
通院保障特約	通院給付金	● 1 回の入院の退院後の通院による 支払日数 30日 ● 通算支払日数 700日						

更新後の特約	給付金の名称	支払限度
特定損傷保障特約	特定損傷給付金	●同一の不慮の事故による支払回数 1回 ●通算支払回数 10回

(※1)すでに特約が更新されたことがある場合、最初にその特約を付加した日となります。

(※2)入院・手術保障特約の入院給付金については、疾病または災害による入院給付金を合計します。

短期入院保障特約 (07)

当社所定の入院保障のある特約等における支払事由等の規定中、「継続して5日以上入院されたときの保障」を「継続して2日以上入院されたときの保障」に変更または読替等して適用します。

！ご注意

- 短期入院保障特約のみの解約は取り扱いません。
- 主契約に付加されているすべての入院保障のある特約が消滅したときは、短期入院保障特約も消滅します。

無配当入院・手術保障特約 (07)

被保険者が保険期間中に、継続して5日以上（短期入院保障特約が付加されている場合は「継続して2日以上」）入院されたときに、その入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。

また、被保険者が保険期間中に、所定の手術を受けられたときに、手術の種類に応じて手術給付金をお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、継続して5日以上 (※1) 入院されたとき (※2)	入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者
被保険者がこの特約の保険期間中に、所定の手術 (※3) を受けられたとき	手術給付金 (手術の種類に応じて、 入院給付金日額×10・20・40)	

(※1)短期入院保障特約が付加されている場合は、「継続して2日以上」となります。

(※2)お支払いの対象となる「入院」については、特約条項 別表2の「入院」をご覧ください。
なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

(※3)対象となる手術の種類および手術給付倍率については、特約条項 別表3の「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。特約条項 別表3に記載していない手術はお支払いの対象になりません。なお、レーザー屈折矯正手術(レーシック)などはお支払

参照 122 ページ

入院・手術保障特約
別表2・3

！ご注意

- 入院給付金の取扱
 - ・入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、それらの原因が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは1回の入院とみなします。
 - ※ただし、不慮の事故による入院給付金のお支払いにおいては、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院にかぎりませす。
 - また、疾病による入院給付金のお支払いにおいては、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
 - ・入院の原因が重複した場合でも、入院給付金は重複してお支払いしません。
- 手術給付金の取扱
 - ・同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・保険金などの支払・解約などにより、主契約が消滅したとき
 - ・主契約が払済保険に変更されたとき

無配当女性特定疾病入院保障特約 (07)

被保険者が保険期間中に、女性特定疾病により継続して5日以上（短期入院保障特約が付加されている場合は「継続して2日以上」）入院されたときに、その入院日数に応じて女性特定疾病入院給付金をお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、女性特定疾病（※1）により継続して5日以上（※2）入院されたとき（※3）	女性特定疾病入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者

（※1）対象となる女性特定疾病については、特約条項 別表1の「対象となる女性特定疾病」をご覧ください。

（※2）短期入院保障特約が付加されている場合は、「継続して2日以上」となります。

（※3）お支払いの対象となる「入院」については、特約条項 別表3の「入院」をご覧ください。
 なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

参照 132 ページ

女性特定疾病入院保障特約別表1

参照 136 ページ

女性特定疾病入院保障特約別表3

！ ご注意

- 女性特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、それらの原因が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは1回の入院とみなします。
※ただし、女性特定疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・ 保険金などの支払・解約などにより、主契約または入院・手術保障特約が消滅したとき
 - ・ 主契約が払済保険に変更されたとき
 - ・ 女性特定疾病入院給付金の支払が通算限度に達したとき

無配当女性入院保障特約 (07)

被保険者が保険期間中に、女性疾病（女性特定疾病および生活習慣病）により継続して5日以上（短期入院保障特約が付加されている場合は「継続して2日以上」）入院されたときに、その入院日数に応じて女性疾病入院給付金をお支払いします。

● 保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、女性疾病（※1）により継続して5日以上（※2）入院されたとき（※3）	女性疾病入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者

（※1）対象となる女性疾病については、特約条項 別表1の「対象となる女性疾病」をご覧ください。

（※2）短期入院保障特約が付加されている場合は、「継続して2日以上」となります。

（※3）お支払いの対象となる「入院」については、特約条項 別表3の「入院」をご覧ください。
なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

！ ご注意

- 女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、それらの原因が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは1回の入院とみなします。
※ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・ 保険金などの支払・解約などにより、主契約または入院・手術保障特約が消滅したとき
 - ・ 主契約が払済保険に変更されたとき
 - ・ 女性疾病入院給付金の支払が通算限度に達したとき

参照 143 ページ

女性入院保障特約別表1

参照 147 ページ

女性入院保障特約別表3

無配当生活習慣病入院保障特約 (07)

被保険者が保険期間中に、生活習慣病により継続して5日以上（短期入院保障特約が付加されている場合は「継続して2日以上」）入院されたときに、その入院日数に応じて生活習慣病入院給付金をお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、生活習慣病（※1）により継続して5日以上（※2）入院されたとき（※3）	生活習慣病入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者

（※1）対象となる生活習慣病については、特約条項 別表1の「対象となる生活習慣病」をご覧ください。

（※2）短期入院保障特約が付加されている場合は、「継続して2日以上」となります。

（※3）お支払いの対象となる「入院」については、特約条項 別表3の「入院」をご覧ください。
 なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

参照 155 ページ

生活習慣病入院保障
特約別表 1

参照 156 ページ

生活習慣病入院保障
特約別表 3

！ご注意

- 生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、それらの原因が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは1回の入院とみなします。
 - ※ただし、生活習慣病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・保険金などの支払・解約などにより、主契約または入院・手術保障特約が消滅したとき
 - ・主契約が払済保険に変更されたとき
 - ・生活習慣病入院給付金の支払が通算限度に達したとき

無配当ガン保障特約 (07)

被保険者が保険期間中に、がん（悪性新生物）により継続して5日以上（短期入院保障特約が付加されている場合は「継続して2日以上」）入院されたときに、その入院日数に応じてガン入院給付金をお支払いします。

また、特約の型がC型の場合、被保険者が保険期間中に、がん（悪性新生物）に罹患し、診断確定され、そのがん（悪性新生物）により入院を開始されたときにガン診断給付金を、がん（悪性新生物）により死亡・高度障害状態になられたときにガン死亡・ガン高度障害保険金をお支払いします。

●保障内容

【特約の型：A型】

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始期以後に罹患し、診断確定（※1）されたがん（悪性新生物）（※2）により継続して5日以上（※3）入院されたとき（※4）	ガン入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者

【特約の型：C型】

保険金・給付金をお支払いする場合	お支払いする保険金・給付金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始期以後に罹患し、診断確定（※1）されたがん（悪性新生物）（※2）により継続して5日以上（※3）入院されたとき（※4）	ガン入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者
被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始期以後に罹患し、診断確定（※1）されたがん（悪性新生物）（※2）により入院を開始されたとき（※4）	ガン診断給付金 (入院給付金日額×100)	
被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始期以後に罹患し、診断確定（※1）されたがん（悪性新生物）（※2）により所定の手術（※5）を受けられたとき	ガン手術給付金 (手術1回につき、手術の種類に応じて、入院給付金日額×10・20・40)	
被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始期以後に罹患し、診断確定（※1）されたがん（悪性新生物）（※2）を直接の原因として死亡されたとき	ガン死亡保険金 (入院給付金日額×100)	死亡保険金受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始期以後に罹患し、診断確定（※1）されたがん（悪性新生物）（※2）を直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき	ガン高度障害保険金 (入院給付金日額×100)	被保険者

（※1）がん（悪性新生物）の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

（※2）対象となるがん（悪性新生物）については、特約条項 別表1の「対象となる悪性新生物」をご覧ください。

（※3）短期入院保障特約が付加されている場合は、「継続して2日以上」となります。

（※4）お支払いの対象となる「入院」については、特約条項 別表3の「入院」をご覧ください。

参照 166 ページ

ガン保障特約別表 1

なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

- (※5) 対象となる手術の種類および手術給付倍率については、特約条項 別表4の「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。特約条項 別表4の「対象となる手術および給付倍率表」に記載していない手術はお支払いの対象になりません。

！ご注意

- ガン入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、それらの原因が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは1回の入院とみなします。
 - ※ただし、ガン入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前に一度でもがん（悪性新生物）に罹患し、診断確定されていた場合には、ご契約者または被保険者がその事実を知っているかいないにかかわらず、この特約は無効とし、給付金・保険金はお支払いしません。また、告知の際、被保険者ががん（悪性新生物）と診断されていた事実をご契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合は、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。
 - ※ただし、責任開始日（契約日・復活日など）から起算して5年以内に給付金・保険金の支払事由が生じなかったときは、上記の取扱はしません。
- 責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳がん（乳房の悪性新生物）については、給付金・保険金はお支払いしません。
- 同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ、ガン手術給付金をお支払いします。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・ 保険金などの支払・解約などにより、主契約または入院・手術保障特約が消滅したとき
 - ・ 主契約が払済保険に変更されたとき
 - ・ ガン入院給付金の支払が通算限度に達したとき（特約の型がA型の場合にかぎりです）
 - ・ ガン高度障害給付金をお支払いしたとき（特約の型がC型の場合にかぎりです。この場合、この特約は、そのがん（悪性新生物）により高度障害状態になられた時に消滅したものとみなします。）

●給付金・ガン高度障害保険金の代理請求について

- ・ 給付金・ガン高度障害保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者がこの特約の給付金・ガン高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの方が被保険者の代理人として、必要書類（特約条項 別表5の「請求書類」をご覧ください）および特別な事情を示す書類を提出して、給付金・ガン高度障害保険金を請求することができます。

参照 167 ページ

ガン保障特約別表3
～4

参照 167 ページ

ガン保障特約別表5

- ①被保険者の戸籍上の配偶者（請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている場合にかぎり）
- ②請求時において、上記①の方がいない場合または①の方が給付金・ガン高度障害保険金を請求できない特別な事情がある場合
被保険者の3親等内の親族（請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている場合にかぎり）
- ※ただし、リビング・ニーズ特約が付加されている場合には、リビング・ニーズ特約の指定代理請求人と同一とします。

- ・給付金・ガン高度障害保険金を被保険者の代理人にお支払いした場合には、その後、重複して給付金・ガン高度障害保険金をご請求いただいても、お支払いできません。
- ※このお取扱いは、指定代理請求特約が付加されていない場合にかぎり。

無配当入院一時金保障特約 (07)

被保険者が保険期間中に、継続して2日以上入院されたときに、入院一時金をお支払いします。

●保障内容

一時金をお支払いする場合	お支払いする一時金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、継続して2日以上入院されたとき（*）	入院一時金 (入院一時金額)	被保険者

（*）お支払いの対象となる「入院」については、特約条項 別表2の「入院」をご覧ください。
なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

参照 174 ページ

入院一時金保障特約
別表2

！ご注意

- 入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の原因が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、継続した1回の入院とみなして、入院一時金のお支払いは1回とします。
 - ※ただし、不慮の事故による入院一時金のお支払いにおいては、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院にかぎり。
 - また、疾病による入院一時金のお支払いにおいては、入院一時金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・保険金などの支払・解約などにより、主契約または入院・手術保障特約が消滅したとき
 - ・主契約が払済保険に変更されたとき
 - ・入院・手術保障特約の入院給付金の支払が通算限度に達したとき
 - ・入院一時金の支払が通算限度に達したとき

無配当長期入院保障特約 (07)

被保険者が保険期間中に、継続して180日以上または継続して270日以上入院をされたときに、所定の長期入院給付金をお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、入院・手術保障特約の入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院が180日以上継続したとき	長期入院給付金 (入院給付金日額×30 (※))	被保険者
被保険者がこの特約の保険期間中に、入院・手術保障特約の入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院が270日以上継続したとき	長期入院給付金 (入院給付金日額×45 (※))	

(※)長期入院給付金の通算支払限度をこえる場合には、そのこえる分を差し引いた金額をお支払いします。

！ご注意

- 入院・手術保障特約の入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、継続した1回の入院とみなして取り扱うときは、長期入院給付金のお支払いについても、継続した1回の入院とみなして取り扱います。
- 被保険者が入院中に、入院開始の直接の原因と異なる原因によりさらに治療を必要とする状態が生じた場合には、入院開始の直接の原因により継続して入院したものとみなします。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・保険金などの支払・解約などにより、主契約または入院・手術保障特約が消滅したとき
 - ・主契約が払済保険に変更されたとき
 - ・長期入院給付金の支払が通算限度に達したとき

無配当通院保障特約 (07)

被保険者が保険期間中に、入院給付金の支払われる入院を継続して5日以上した場合で、退院後に通院されたときに、その通院日数に応じて通院給付金をお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、入院・手術保障特約の入院給付金の支払われる入院を継続して5日以上し、退院日の翌日から120日以内にその治療を目的とした通院（*）をされたとき	通院給付金 (通院給付金日額×通院日数)	被保険者

（*）通院には、往診を含みます。ただし、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院等は該当しません。詳しくは、特約条項 別表2の「通院」をご覧ください。

！ご注意

- 1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
- 2つ以上の事由の治療を目的とした1回の通院の場合、通院給付金は重複してお支払いしません。
- 入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、通院給付金はお支払いしません。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・ 保険金などの支払・解約などにより、主契約または入院・手術保障特約が消滅したとき
 - ・ 主契約が払済保険に変更されたとき
 - ・ 入院・手術保障特約の入院給付金の支払が通算限度に達したとき
 - ・ 通院給付金の支払が通算限度に達したとき

参照 187 ページ

通院保障特約別表2

無配当介護保障初期給付特約 (07)

被保険者が保険期間中に、所定の要介護状態になられたときに、介護一時金をお支払いします。

●保障内容

一時金をお支払いする場合	お支払いする一時金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかの状態になられたとき (1) 当社所定の要介護状態 (*1) に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき (2) 公的介護保険制度 (*2) により要介護3以上 (*3) に該当していると認定されたとき	介護一時金 (介護一時金額)	被保険者

(*1) 当社所定の要介護状態については、特約条項 別表1の「会社所定の要介護状態」をご覧ください。

(*2) 公的介護保険制度については、特約条項 別表2の「公的介護保険制度」をご覧ください。

(*3) 要介護3以上については、特約条項 別表3の「要介護3以上」をご覧ください。

参照 194 ページ

介護保障初期給付特約別表1～3

！ご注意

- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・ 保険金などの支払・解約などにより、主契約が消滅したとき
 - ・ 主契約が払済保険に変更されたとき
 - ・ 介護一時金の支払事由に該当したとき
- 当社は公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この特約の特約条項の支払事由を変更することがあります。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

●介護一時金の代理請求について

- ・ 介護一時金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が介護一時金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの方を被保険者の代理人として、必要書類（特約条項 別表5の「請求書類」をご覧ください）および特別な事情を示す書類を提出して、介護一時金を請求することができます。

参照 196 ページ

介護保障初期給付特約別表5

- ①被保険者の戸籍上の配偶者（請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている場合にかぎり）
- ②請求時において、上記①の方がいない場合または①の方が介護一時金を請求できない特別な事情がある場合
被保険者の3親等内の親族（請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている場合にかぎり）
- ③請求時において、「上記①もしくは②の方」がいない場合または「①もしくは②の方」が介護一時金を請求できない特別な事情がある場合
被保険者があらかじめ指定または指定変更した方
- ※ただし、リビング・ニーズ特約が付加されている場合には、リビング・ニーズ特約の指定代理請求人と同一とします。

- ・介護一時金を被保険者の代理人にお支払いした場合には、その後、重複して介護一時金をご請求いただいても、お支払いできません。
- ※このお取扱いは、指定代理請求特約が付加されていない場合にかぎり。

無配当特定損傷保障特約 (07)

被保険者が保険期間中に、不慮の事故による特定損傷（骨折・関節脱臼・腱の断裂・熱傷）に対する治療を受けられたときに、特定損傷給付金をお支払いします。

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、不慮の事故による特定損傷（※1）の治療（※2）を受けられたとき ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内に受けた治療にかぎり。	特定損傷給付金 (特定損傷給付金額)	被保険者

- （※1）特定損傷とは、骨折、関節脱臼、腱の断裂または熱傷のことです。詳しくは、特約条項 別表1の備考をご覧ください。
- （※2）お支払いの対象となる「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます）による治療（柔道整復師による施術を含みます）をいいます。

！ご注意

- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
- ・保険金などの支払・解約などにより、主契約または入院・手術保障特約が消滅したとき
- ・主契約が払済保険に変更されたとき
- ・特定損傷給付金の支払回数が通算限度に達したとき

参照 201 ページ

特定損傷保障特約別
表1の備考

3. 死亡・高度障害保障などを充実させる特約

無配当災害割増保障付定期保険特約 (07)

被保険者が保険期間中に、不慮の事故などにより死亡・高度障害状態になられたときに特約災害死亡・特約災害高度障害保険金を、不慮の事故など以外により死亡・高度障害状態になられたときに特約死亡・特約高度障害保険金をお支払いします。

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、 つぎのいずれかを直接の原因として死亡されたとき (1) 所定の不慮の事故による傷害 ※ただし、その事故が生じた日から 起算して180日以内の死亡にかざります。 (2) 所定の感染症	特約災害死亡保険金 (特約保険金額×2)	死亡保険金 受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、 つぎのいずれかを直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき (1) 所定の不慮の事故による傷害 ※ただし、その事故が生じた日から 起算して180日以内に所定の高度障害状態になられたときにかざります。 (2) 所定の感染症	特約災害高度障害保険金 (特約保険金額×2)	被保険者
被保険者がこの特約の保険期間中に、 上記の特約災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡されたとき	特約死亡保険金 (特約保険金額)	死亡保険金 受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、 上記の特約災害高度障害保険金の支払事由に該当せずに所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金 (特約保険金額)	被保険者

！ご注意

- 特約災害高度障害保険金・特約高度障害保険金をお支払いした場合には、この特約は、高度障害状態になられた時に消滅したものとみなします。
- 特約災害死亡保険金・特約災害高度障害保険金・特約死亡保険金・特約高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合には、他の保険金は重複してお支払いしません。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・保険金などの支払・解約などにより、主契約が消滅したとき
 - ・主契約が払済保険に変更されたとき

無配当健康祝金付定期保険特約 (07)

被保険者が保険期間中に、不慮の事故などにより死亡・高度障害状態になられたときに特約災害死亡・特約災害高度障害保険金を、不慮の事故など以外により死亡・高度障害状態になられたときに特約死亡・特約高度障害保険金を、不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときに障害給付金を、お支払いします。また、被保険者が保険期間満了時に生存され、かつ、入院給付金の支払事由が生じなかったときは健康祝金をお支払いします。

●保障内容

保険金・給付金などをお支払いする場合	お支払いする保険金・給付金など (支払金額)	受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡されたとき (1) 所定の不慮の事故による傷害 ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎり ります。 (2) 所定の感染症	特約災害死亡保険金 (入院給付金日額×200)	死亡保険金 受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき (1) 所定の不慮の事故による傷害 ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内に所定の高度障害状態になられたときにかぎり ます。 (2) 所定の感染症	特約災害高度障害保険金 (入院給付金日額×200)	被保険者
被保険者がこの特約の保険期間中に、上記の特約災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡されたとき	特約死亡保険金 (入院給付金日額×100)	死亡保険金 受取人
被保険者がこの特約の保険期間中に、上記の特約災害高度障害保険金の支払事由に該当せずに所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金 (入院給付金日額×100)	被保険者
被保険者がこの特約の保険期間中に、所定の不慮の事故により所定の身体障害状態になられたとき (*1) ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内に所定の身体障害状態になられたときにかぎり ます。	障害給付金 (身体障害の程度に応じて、 入院給付金日額×70～10)	
被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存され、かつ、入院・手術保障特約の入院給付金の支払事由が生じなかったとき (*2)	健康祝金 (入院給付金日額×15)	満期保険金 受取人

用語のご説明

入院給付金日額
入院・手術保障特約
の入院給付金日額で
す。

参照 215 ページ

健康祝金付定期保険
特約別表 1

参照 219 ページ

健康祝金付定期保険
特約別表 3

(※1) 対象となる身体障害状態および給付倍率については、特約条項 別表 1 の「対象となる身体障害の状態および障害給付金額表」をご覧ください。

(※2) 入院・手術保障特約の入院給付金のお支払いがある場合でも、被保険者が保険期間満了時に生存され、かつ、入院給付金の支払日数が14日以下のときは、つぎのとおり計算した金額をお支払いします。詳しくは、特約条項 別表 3 の「健康祝金額表」をご覧ください。この場合、短期入院保障特約が付加されているご契約については、短期入院保障特約の付加による入院給付金の支払日数となります。

$$\text{健康祝金額} = \text{入院給付金日額} \times (15 - \text{入院給付金の支払日数})$$

！ ご注意

- 障害給付金のお支払いは、その支払倍率を通算して入院給付金日額の100倍を限度とします。なお、特約を更新される場合の更新後の特約の通算支払倍率は、更新前の特約の支払倍率と通算します。
- この特約のみの解約は取り扱いません。
- すでにお支払いした障害給付金がある場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ・ 特約災害死亡保険金をお支払いする際は、同一の不慮の事故によりすでにお支払いした障害給付金額の合計額 (※) を差し引いてお支払いします。
 - ・ 特約災害高度障害保険金をお支払いする際は、すでにお支払いした障害給付金額の合計額 (※) を差し引いてお支払いします。

(※) 「入院給付金日額」に「その該当する障害給付金の給付倍率」を乗じた金額の合計額となります。
- 特約災害高度障害保険金・特約高度障害保険金をお支払いした場合には、この特約は、高度障害状態になられた時に消滅したものとみなします。
- 特約災害死亡保険金・特約災害高度障害保険金・特約死亡保険金・特約高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合には、他の保険金は重複してお支払いしません。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・ 保険金などの支払・解約などにより、主契約または入院・手術保障特約が消滅したとき
 - ・ 主契約が払済保険に変更されたとき

4. その他の特約

リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合に、死亡保険金額の全部または一部を被保険者にお支払いすることができる特約です。

● 保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 (支払金額)	受取人
被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき	特約保険金 (所定の金額 (※1))	被保険者

(※1) 所定の金額は、つぎのとおり計算した金額です。

$$\begin{aligned} & (\text{指定保険金額 (注)}) - (\text{指定保険金額 (注)} \text{ に対する } 6 \text{ ヶ月分の利息}) \\ & - (\text{指定保険金額 (注)} \text{ に対する } 6 \text{ ヶ月分の保険料に相当する金額}) \end{aligned}$$

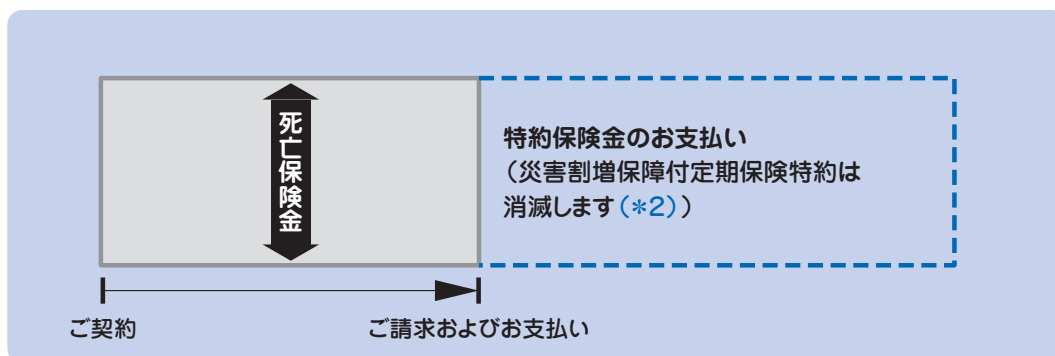
(注) 指定保険金額とは、災害割増保障付定期保険特約の特約死亡保険金額のうち、当社所定の範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額です。

！ご注意

- この特約の取扱対象は、災害割増保障付定期保険特約にかぎりません。
- 「余命が6ヵ月以内」の判断は、医師の診断書の内容および当社が確認を行った結果などにもとづき当社が判断します。なお、「余命が6ヵ月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることをいいます。
- この特約による特約保険金のお支払いは、1契約について1回かぎりとしします。
- この特約の特約保険金が支払われた場合でも、主契約および特約（災害割増保障付定期保険特約を除きます）はそのまま継続します。この場合、特約保険金のお支払い後も継続する部分については、引き続き保険料のお払い込みが必要となります。
- 法人契約（保険契約者・死亡保険金受取人が法人の契約）の場合、この特約を付加することはできません。
- つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ・この特約の特約保険金が支払われたとき
 - ・保険金などの支払・解約などにより、災害割増保障付定期保険特約が消滅したとき
- この特約による特約保険金の請求日が災害割増保障付定期保険特約の保険期間満了（災害割増保障付定期保険特約が更新される場合を除きます）前1年以内である場合は、特約保険金をお支払いしません。
- 特約保険金のお支払い後、6ヵ月以内に被保険者が死亡された場合でも、指定保険金額から差し引かれた「利息」および「保険料に相当する金額」は返金いたしません。

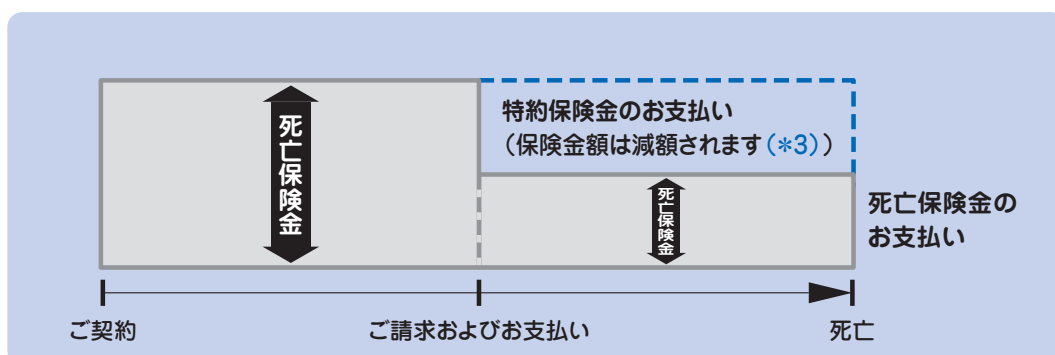
●特約保険金のお支払い例

(例1) 取扱対象となる金額のすべてを指定保険金額として指定する場合



(※2) この場合、災害割増保障付定期保険特約は特約保険金の請求日に消滅し、以後の災害割増保障付定期保険特約の保険料のお払い込みが不要となります。

(例2) 取扱対象となる金額の一部を指定保険金額として指定する場合



(※3) この場合、災害割増保障付定期保険特約は指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額され、以後の減額された部分の保険料にかぎりお払い込みが不要となります。なお、減額された部分については解約払戻金をお支払いしません。

●特約保険金の指定代理請求について

- 指定代理請求特約が付加されていない場合で、更新前においてリビング・ニース特約の指定代理請求人が指定されているときにかぎり、被保険者がリビング・ニース特約の特約保険金を請求できないつぎのような特別な事情 (※4) があるときに、**あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が特約保険金を請求できます。**

(※4) 請求できない特別な事情

- ・ 傷害または疾病により特約保険金の請求を行う意思表示が困難であること
- ・ 傷病名の告知を受けていないこと (がんの場合など) など

●この特約による指定代理請求人の範囲

- 特約保険金の請求時点において、つぎのいずれかに該当する方

- ・ 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ・ 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、この特約による指定代理請求人を変更することができます。

！ご注意

- 特約保険金を指定代理請求人にお支払いした場合には、その後重複して特約保険金をご請求いただいても、お支払いできません。
- 被保険者が傷病名の告知を受けていない場合、指定代理請求人からの請求にもとづき特約保険金をお支払いしたときは、つぎのような理由から、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
 - ・ 特約が消滅するなど契約内容が変更されるため
 - ・ 特約保険金の支払後にご契約者または被保険者からご照会があった場合に、特約保険金の支払状況について事実を回答せざるをえないため
- 指定代理請求人を指定されていない場合、被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません (指定代理請求特約を付加されている場合を除きます)。

指定代理請求特約

- 被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金・給付金などを請求することができる特約です。詳しくは「保険金・給付金などの請求」の「【2】指定代理請求特約について」をご覧ください。

参照 12 ページ

指定代理請求特約について

【4】保険期間・更新

1. 保険期間

- 更新後のご契約の保険期間は、原則として、更新前のご契約と同一です。ただし、更新時の被保険者の年齢によっては、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。

2. 次回更新時のご注意点について

- ご契約者は、保険期間満了日の2週間前（*1）までにお申し出いただくことにより、被保険者の健康状態に関する診査・告知なしで、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます）に、当社所定の範囲内で更新することができます。
（*1）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。
- 更新制度により最長90歳（更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が90歳を限度）（*2）まで保障されます。
（*2）更新時の被保険者の年齢・特約などによっては、90歳まで更新できないことがあります。
- 更新後の主契約・特約は更新日における約款を適用し、保険料は更新日現在の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより新たに計算します。保障を同一とした場合、通常、更新前に比べて保険料は高くなります（ご契約内容によっては著しく高くなることもあります）。
- 更新後のご契約のご契約者・被保険者は、更新前のご契約と同一となります。
- 更新前のご契約に特約が付加されていた場合、その特約も原則として更新されます。
※特約によっては、更新時の被保険者の年齢などにより、更新されないことがあります。
- 更新後のご契約の保険金額などは更新前と同一とします。ただし、あらかじめご契約者からお申し出があれば、当社所定の範囲内で、保険金額などを減額することができます。
- 更新時にお取扱いできるご契約・特約の内容は、更新前のご契約・特約の内容と異なる場合があります。
※更新前のご契約・特約の加入時期などによっては、給付内容などが更新後のご契約・特約と異なる場合があります。

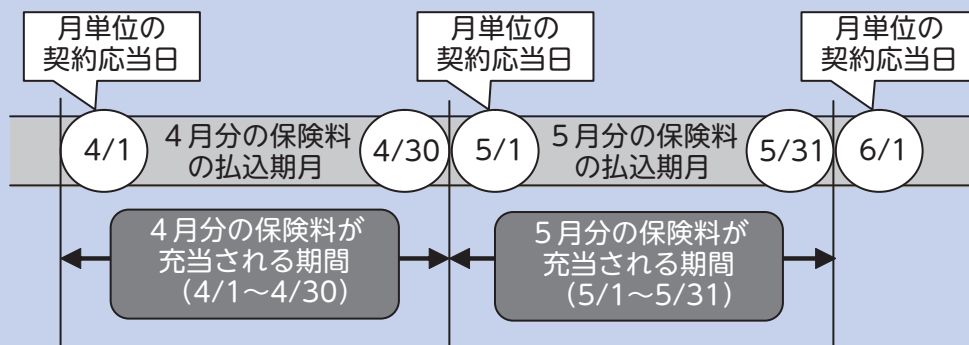
！ご注意

- つぎのいずれかに該当する場合などは、更新することができません。
 - ・被保険者の同意が得られないとき
 - ・保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
 - ・更新日における被保険者の年齢が、当社所定の範囲をこえるとき
 - ・更新前のご契約が払済保険に変更されているとき
 - ・更新前のご契約の保険料のお払い込みが免除されているとき
- 上記の内容は作成月現在のものであり、今後、取扱が変更となる場合があります。

【5】保険金・給付金などのお支払いの際の保険料精算について

毎月お払い込みいただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間（この期間のことを「保険料期間」といいます）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込むものとして計算されています。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



したがって、保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当される保険料が払い込まれていない場合には、つぎのとおり取り扱います。

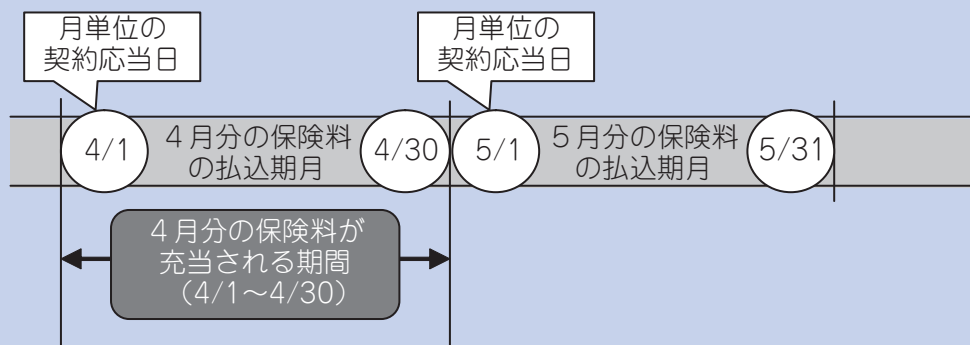
●払込期月中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取り扱います。

内容	取扱
・ 保険金・給付金などをお支払いするとき	・ 未払込保険料（*）〔1ヵ月分〕をお支払いする金額から差し引かせていただきます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱などのご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（*）〔1ヵ月分〕より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（*）〔1ヵ月分〕をお払い込みいただくことがあります。
・ 保険料のお払い込みを免除するとき	・ 猶予期間内に未払込保険料（*）〔1ヵ月分〕をお払い込みいただきます。

（*）未払込保険料は、お払い込みが必要なすべての主契約・特約の保険料合計額となります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



4月分の保険料（1ヵ月分）が未払い込みのまま、4/1～4/30の間に

- 保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
4月分の保険料（1ヵ月分）を差し引きます。
- 保険料の払込免除事由が発生したとき
4月分の保険料（1ヵ月分）をお払い込みいただきます。

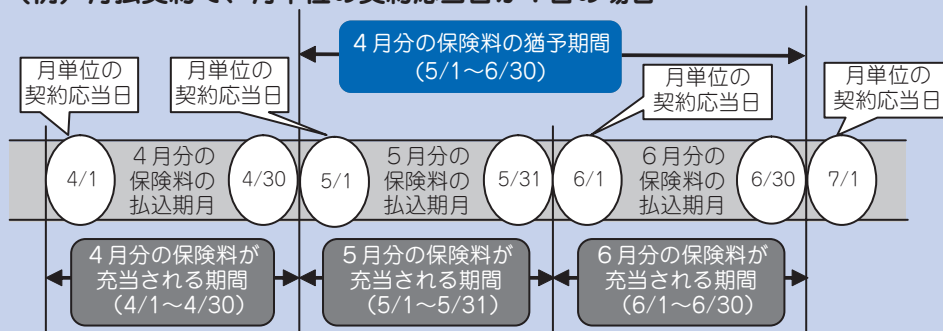
●猶予期間中の未払込保険料の精算

事由に応じて、つぎのとおり取り扱います。

内容	取扱
・ 保険金・給付金などをお支払いするとき	・ 未払込保険料（*）をお支払いする金額から差し引かせていただきます。 ※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱などのご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（*）より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（*）をお払い込みいただくことがあります。
・ 保険料のお払い込みを免除するとき	・ 猶予期間内に未払込保険料（*）をお払い込みいただきます。

（*）未払込保険料は、お払い込みが必要なすべての主契約・特約の保険料合計額となります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



4月～5月分の保険料（2ヵ月分）が未払い込みのまま、5/1～5/31の間に

- 保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
4月～5月分の保険料（2ヵ月分）を差し引きます。
- 保険料の払込免除事由が発生したとき
4月～5月分の保険料（2ヵ月分）をお払い込みいただきます。

4月～6月分の保険料（3ヵ月分）が未払い込みのまま、6/1～6/30の間に

- 保険金・給付金などの支払事由が発生したとき
4月～6月分の保険料（3ヵ月分）を差し引きます。
- 保険料の払込免除事由が発生したとき
4月～6月分の保険料（3ヵ月分）をお払い込みいただきます。

保険料のお払い込みの免除

【1】保険料のお払い込みを免除する場合

- 被保険者が保険料払込期間中に、不慮の事故による傷害により所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

●保険料のお払い込みを免除する場合

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
不慮の事故による所定の身体障害状態	●被保険者が保険料払込期間中に、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた所定の不慮の事故（※1）による傷害を直接の原因として、所定の身体障害状態（※2）になられたとき ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内に所定の身体障害状態になられたときにかぎります。

（※1）対象となる不慮の事故については、普通保険約款 別表1の「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

（※2）対象となる身体障害状態とは「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、普通保険約款 別表3の「保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

！ご注意

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって所定の身体障害状態になられた場合には、保険料のお払い込みを免除できることがあります。

参照 107 ページ

普通保険約款別表

1・3

保険金・給付金などをお支払いできない場合など

【1】 保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

保険金・給付金などのお支払いや保険料のお払い込み免除は、約款の規定にもとづいてお取り扱いしますが、以下のように保険金・給付金などをお支払いできない場合や保険料のお払い込みが免除できない場合があります。

1. 支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合

● 保険金・給付金などのお支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。

- ◆ 「入院給付金」のお支払事由に該当しない入院の例
 - ・ 入院された日数が約款に定める日数に満たないとき
 - ・ 「治療処置を伴わない人間ドック検査・美容上の処置・正常分娩」などの治療を目的としない入院をしたとき
 - ・ 約款に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき
- ◆ 「手術給付金」のお支払事由に該当しない手術の例
 - ・ 美容整形手術、診断・検査（生検など）のための手術など治療を目的としない手術を受けたとき
 - ・ 無配当入院・手術保障特約(07)条項 別表3の「対象となる手術および給付倍率表」に定める手術のいずれにも該当しない手術を受けたとき
- ◆ 「災害死亡保険金・災害高度障害保険金」のお支払事由に該当しない例
 - ・ 疾病を原因とする事故など普通保険約款 別表1の「対象となる不慮の事故」に定める不慮の事故に該当しないとき

参照 122 ページ

入院・手術保障特約別表1など

参照 122 ページ

入院・手術保障特約別表3

参照 107 ページ

普通保険約款別表1

2. 支払事由に該当しても保険金・給付金などをお支払いできない場合など

● 支払事由に該当しても保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合の例は、つぎのとおりです。

- ・ 約款に規定された免責事由（保険金・給付金などを支払わない場合等）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）
- ・ 約款に規定された支払限度まで、すでに入院給付金をお支払いしているとき

参照 79 ページ

免責事由一覧

3. 責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前に原因が生じたことにより、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
- ◆当社の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に生じた傷害・疾病を原因として、所定の高度障害状態または所定の要介護状態になられたとき
- ◆当社の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による治療を目的として入院または手術を受けたとき
- ※ただし、責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに原因が生じていた場合でも、ご契約の復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた原因によるものとみなして取り扱います。
 - ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
 - （注）その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。
 - ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
- ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

4. 告知義務違反による解除の場合

- 告知義務違反による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき
 - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していた内容が事実と相違するとき
- ※ただし、告知義務違反の対象になった原因と保険金・給付金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、保険金・給付金などをお支払いします。

5. 重大事由による解除の場合

- 重大事由による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ①ご契約者または受取人等が保険金・給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき
 - ②受取人に保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があつたとき

たとき

- ③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者、被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき

※上記の事由が生じた以後に、保険金・給付金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じたときは、当社は保険金・給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除を行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、保険金・給付金などの受取人が複数の場合、保険金・給付金などのうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた保険金・給付金などを除いた額を、他の受取人に支払います）。当社は、すでに保険金・給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときでもその保険料のお払い込みを求めることができます。

- （※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

6. 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

- 詐欺による取消または不法取得目的による無効により、保険金・給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

- ・ご契約の復活などに際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
- ・保険金・給付金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を復活などされたものと認められるとき（不法取得目的による無効）

※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

7. ご契約が失効している場合

- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、保険金・給付金などの支払事由が生じても保険金・給付金などをお支払いできません。

※保険金・給付金などをお支払いする場合・お支払いできない場合については、次ページ以降の具体例をご参照ください。

【2】お支払いできない場合などの事例

- 保険金・給付金などをお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】保険金・給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合」にあてはまるときは保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

事例1 責任開始期と発病時期

○ お支払いする場合

ご契約の責任開始期以後に発病した「椎間板ヘルニア」で入院した場合。

責任開始期

発病

入院

責任開始期以後の発病による入院であるため、入院給付金をお支払いします。

× お支払いできない場合

ご契約の責任開始期より前に発病した「椎間板ヘルニア」で入院した場合。(注)

発病

入院

責任開始期前の発病による入院であるため、入院給付金をお支払いいたしません。

(注)ご契約・復活などの際にその疾病について告知をいただいている場合で、当社がその内容を承知のうえご契約を引き受けたときは、お支払いの対象となります。

- 死亡保険金・死亡給付金・特約死亡保険金以外の保険金・給付金などは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に発病した病気（疾病）または発生した不慮の事故による傷害などを原因とする場合がお支払いの対象となるものと定められています。したがって、責任開始期（ご契約時・復活時など）より前に発病していた病気や責任開始期（ご契約時・復活時など）より前に発生した不慮の事故などを原因とする場合にはお支払いできません。
- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前に発病した病気などを原因とする場合でも、つぎのいずれかに該当したときにはお支払いすることがあります。
 - ・ご契約・特約の締結または復活などの際に、ご契約者または被保険者がその疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約・特約を引き受けたとき

- ※ただし、その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。
- ・ご契約者および被保険者が、責任開始期(ご契約時・復活時など)前に原因となった疾病について、「医師の診療」「健康診断などの検査における異常の指摘(要経過観察または要再検査を含みます)」「その疾病による症状についての自覚または認識」がなかったとき
- ・責任開始日(ご契約日・復活日など)から起算して2年経過後に開始した入院・手術

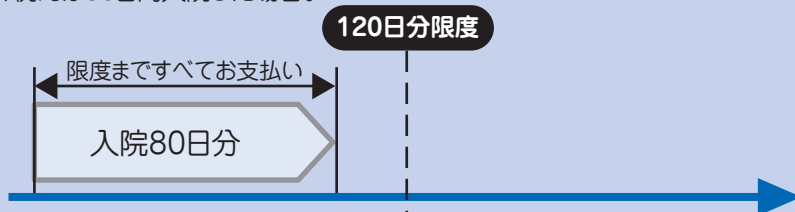
事例2

入院給付金などのお支払い ～1回の入院に対する支払限度日数



お支払いする場合

病気により、例えば80日間入院した場合。



お支払いできない場合

病気により、例えば150日間入院した場合。



○入院給付金をお支払いする特約では、1回の入院に対してお支払いできる限度日数を定めており、その日数をこえる部分の入院についてはお支払いできません。

※通院給付金なども同様に限度を設けています。

【関連する特約】

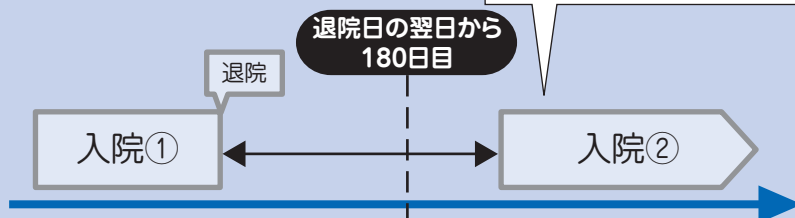
入院・手術保障特約、女性特定疾病入院保障特約、女性入院保障特約、生活習慣病入院保障特約、ガン保障特約、通院保障特約

事例3 疾病による入院給付金のお支払い～複数回の入院

○ お支払いする場合

病気により、例えば、お支払い日数の限度（120日分）をこえて入院後、退院日の翌日から数えて180日経過した後に、同じ病気で再入院した場合。

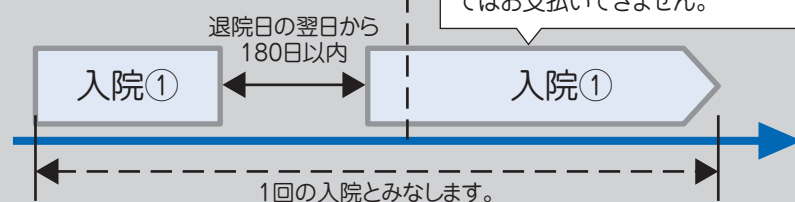
退院日の翌日から数えて180日経過しているため、入院①の病気とは別の病気での入院とみなし、新たに120日分限度までお支払いします。



✕ お支払いできない場合

病気により、例えば、お支払い日数の限度（120日分）をこえて入院後、退院日の翌日から数えて180日以内に、同じ病気で再入院した場合。

退院日の翌日から数えて180日経過前に同じ病気で再入院した場合、1回の入院とみなすため、最初の入院と通算してお支払い日数が120日分をこえる入院日数についてはお支払いできません。



- 同一の病気（疾病）で2回以上の入院をされた場合、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から次の入院までの間隔が180日以内であれば、1回の継続した入院とみなします。

（例）

- ・1回目の入院で80日間入院後退院し、その後100日が経過し、再度同一の病気で60日間再入院した場合、2回目の入院は40日分のお支払いとなります（20日分はお支払いの対象となりません）。
- 最終の入院の退院日の翌日から、その後入院するまでの間隔が180日以内であっても入院した原因が違う病気の場合は、新たな入院（2回の入院）とみなします。
- 最終の入院の退院日の翌日から、180日経過した後に再度入院した場合は、入院した原因が同一の病気の場合も、新たな入院（2回の入院）とみなします。

※入院した原因が同一の病気か違う病気かの判断は、診断書などにもとづき当社が行います。

【関連する特約】

入院・手術保障特約、女性特定疾病入院保障特約、女性入院保障特約、生活習慣病入院保障特約、ガン保障特約、入院一時金保障特約

事例4

高度障害保険金などのお支払い
～高度障害状態と回復の見込み

＜更新後2年以上経過後に高度障害状態になられた場合＞



○ お支払いする場合

糖尿病性網膜症で両眼の視力を全く永久に失い、回復の見込みがない場合（両眼のきょうせい視力が0.02以下）。



回復の見込みがなく、約款に定める高度障害状態に該当するため、**高度障害保険金をお支払いします。**



× お支払いできない場合

糖尿病性網膜症で、両眼のきょうせい視力が0.02以下となったが、回復の見込みがあって治療を続けている場合。



回復の見込みがあり、約款に定める高度障害状態には該当しないため、**高度障害保険金はお支払いできません。**

○災害高度障害保険金・高度障害保険金・高度障害給付金・ガン高度障害保険金などは、約款に定める「高度障害状態（*）」になられたときにお支払いします。

（*）・身体の障害に加え、回復の見込みがないことが条件となります。

・身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態とは異なります。

○今後の治療やリハビリなどによって回復が見込まれる場合には、災害高度障害保険金・高度障害保険金・高度障害給付金・ガン高度障害保険金などはお支払いできませんので、診断書などをご用意いただく前に、回復の見込みについて主治医にご確認ください。

【関連する主契約・特約】

主契約、災害割増保障付定期保険特約、健康祝金付定期保険特約、ガン保障特約

参照 107 ページ

普通保険約款別表2
など

事例5 災害死亡保険金のお支払い～免責

○ お支払いする場合

高速道路で事故を起こし、後続車に事故を知らせ二次災害を防止するために、車外に出て停止表示器材を設置しようとしていたところ、後続車に衝突されて亡なられた場合。



重大な過失とはいえないため、**災害死亡保険金をお支払いします。**

× お支払いできない場合

お酒を飲んで泥酔し、車を運転して帰宅中に、泥酔のため運転を誤り街路樹に激突して亡なられた場合。



「法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」は免責事由に該当するため、**災害死亡保険金はお支払いできません。**

○保険金・給付金などはそれぞれ、お支払事由に該当してもお支払いできない場合（免責事由）を約款に定めており、そのいずれかに該当するときは、保険金・給付金などはお支払いできません。

※死亡保険金・高度障害保険金・入院給付金なども、別途、免責事由を設けています。

○災害死亡保険金の免責事由には、「被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」のほか、「被保険者の故意または重大な過失」「被保険者の犯罪行為」などがあります。

○重大な過失とは、著しい不注意をいいます。

重大な過失の判断にあたっては、客観的・一般的な視点から、著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、医学的・法的な観点を踏まえて慎重に判断します。

参照 79 ページ

免責事由一覧

事例6 死亡保険金などのお支払い～告知義務違反による解除

＜更新後2年以上経過後に死亡された場合＞

○ お支払いする場合

復活前に慢性C型肝炎で通院していることについて、告知書で正しく告知せずに復活したが、その1年後に慢性C型肝炎と因果関係のない胃がんで亡くなられた場合。



告知義務違反の対象となった事実と、死亡との間に、**因果関係がないため**、死亡保険金をお支払いします。

× お支払いできない場合

復活前に慢性C型肝炎で通院していることを告知書で正しく告知されずに復活し、その1年後に慢性C型肝炎を原因とする肝がんで亡くなられた場合。



告知義務違反により契約は解除となり、**死亡保険金はお支払いできません**。

- ご契約の復活などに際し、ご契約者や被保険者が、当社が告知を求めた事項について故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、責任開始日（復活日など）から2年以内であればご契約を解除し、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります（責任開始日（復活日など）から2年を経過していても、2年以内に保険金・給付金などの支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります）。
- 告知義務違反の対象となった事実と請求原因となった事実との間に因果関係が認められないときは、保険金・給付金などをお支払いします。
- ご契約が解除された場合には、解約払戻金をご契約者にお支払いしますが、多くの場合、解約払戻金は払い込まれた保険料の総額よりも少なくなります。
- 営業職員に口頭でお話しされただけでは告知したことにはならず、告知義務違反によりご契約が解除となる場合があります。

事例7 介護一時金のお支払い～要介護状態

○ お支払いする場合

歩行・衣服の着脱・入浴など、他の人に手伝ってもらわないとできない場合(介助が必要な場合)で、その状態が180日継続した場合。



約款に定める要介護状態に該当するため、
介護一時金をお支払いします。

× お支払いできない場合

歩行・衣服の着脱・入浴など、他の人に手伝ってもらわないとできなかった(介助が必要)が、180日を経過する前に状態が改善し、自力でできるようになり、公的介護保険制度による要介護認定も受けていない場合。



約款に定める要介護状態に該当しないため、
介護一時金はお支払いできません。

○介護保障初期給付特約を付加されている場合、約款に定める「要介護状態(※)」になられたときは、介護一時金をお支払いします。

(※)約款に定める「要介護状態」とは、つぎのいずれかの状態に該当した場合です。

- ・当社所定の要介護状態が、180日継続したと医師により診断確定されたとき
- ・公的介護保険制度により要介護3以上と認定されたとき

【関連する特約】

介護保障初期給付特約

参照 189 ページ

介護保障初期給付特約第2条

参照 194 ページ

介護保障初期給付特約別表1、2、3

お申込みに際して

- ご契約の前には、必ず「契約概要（設計書）」、「意向についてのご確認画面、意向把握・意向確認書」、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」の内容についてご説明いたします。内容を十分ご確認のうえお申込みください。

【1】お申込みの流れ（イメージ）

参照 56 ページ

個人情報のお取り扱いについて

お客様のご意向に沿った保険商品のご提案を行うための情報提供をいただきます（個人情報のお取り扱いについてご了承ください）。



お客様のご意向を確認しながら、おすすめするプランを「契約概要（設計書）」で説明します。とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ①「契約概要（設計書）」には、とくにご確認いただきたい契約の内容等に関する重要な事項が記載されていること
- ②記載された支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示していること



「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」を説明し、「ご契約のしおり・約款（Web版または冊子版から選択できます。冊子版の場合、原則後送となります。）」を提供します。また、お申込みいただくプランがお客様の意向と合致しているかを「意向についてのご確認画面」または「意向把握・意向確認書」で確認させていただきます（意向と合致していない場合は、取扱者にお申し出ください）。
注意喚起情報は、とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ①「注意喚起情報」には、ご契約の申込みに際してとくにご注意ください事項が記載されていること
- ②保険金・給付金などをお支払いできない場合など、お客様にとってとくに不利益な情報が記載された事項を読むことが重要であること
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本保険商品のお申込みを検討されている場合、お客様にとって不利益になる可能性があること



お申込み手続き画面または申込書によりお手続きいただきます（満期保険金の支払事由発生後、満期保険金から第1回保険料充当金を差し引かせていただきます）。

【2】当社の生命保険募集人の権限

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。

（例） ・ 保険契約の復活 ・ 繰下復活 など

- 当社では、ご契約内容変更などの手続きは一部を除いて、当社の職員経由もしくは本社・支社の窓口または郵送でお取り扱いしております。詳しくはもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【3】保険証券について

- ご契約を更新されますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
- 保険証券は、その後の契約内容の変更等各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失等されませんよう大切に保管願います。

【4】お申込みの手続

- お申込みの契約内容について、ご契約者・被保険者ご自身がお申込み手続き画面または申込書を十分ご確認のうえ署名し、お手続きください。なお、申込書によるお手続きの場合は、署名または押印願います。
- ご契約の更新をお申込みになる場合には、被保険者の健康状態などを告知していただく必要はありません。ただし、復活などされるときには、被保険者ご自身で告知書に正確にご記入（告知）をお願いします。
 - ※告知書とは、告知書面または告知手続き画面をさし、告知とはこれらに記入または入力することをさします（以下同様とします）。

【5】告知に関するご注意点について

1. 告知の重要性

- ご契約をお引き受けするにあたっては、これを決めるための重要な事項をおたずねすることになります。そのため、ご契約者・被保険者には健康状態など重要な事項について告知していただく義務があります。生命保険は、多数の方が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態が良くない方や危険度が高い職業に従事されている方などが無条件に契約されたと、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」で当社がおたずねする重要な事項（お申込み手続き画面または申込書でおたずねする告知事項を含みます）について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知をお受けできる権利（告知受領権といいます）は、生命保険会社（当社所定の書面（「告知書」）にご記入いただく場合）および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（募集代理店等を含みます）には告知受領権がないので、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず、被保険者ご自身で告知書にご記入ください。

2. 正しく告知されない場合のデメリットについて

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活日など）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約（特約のみの場合を含みます）を解除することがあります。
 - ・責任開始日（復活日など）から2年を経過していても、保険金・給付金などの支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
 - ・ご契約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません（ただし、「保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金などをお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することがあります）。この場合は、所定の解約払戻金があればご契約者にお支払いします。
- ※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況などにより、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。
この場合、

- ・ 責任開始日（復活日など）からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります）。
- ・ すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

〔具体例〕

	告知義務違反	告知義務違反の内容が特に重大な場合（詐欺による取消）
具体的な内容 （例）	1 年前に胃潰瘍で入院したことを告知しなかった。	加入直前に、胃がんと診断（本人了知）され、手術したことを、故意に（わざと）告知しなかった。
解除・取消される期間	責任開始日（復活日など）から2 年以内	責任開始日から2 年以上経過していても取消となることがあります。
解除・取消したときの給付金など	お支払いできません。 （ただし、支払事由と解除原因に因果関係がなければお支払いすることがあります）	お支払いできません。
お払い込みいただいた保険料	お返ししません。 （解約払戻金をお支払いします）	お返ししません。 （解約払戻金もお支払いしません）

！ご注意

- 新規加入時のほか、つぎのような場合にも告知が必要です。
 - ・ 復活時・繰下復活時
 - ・ 保険金額の減額・払済保険への変更を行ったご契約から原保険契約への復旧時

- 告知に関するお問い合わせ窓口
「告知に関する疑問」、「告知いただいた内容のご照会」などは下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 契約査定課

電話番号：0120-506-376（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～17時

（土・日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

3. 当社が告知義務違反による解除をできない場合

- つぎのような場合は、当社は告知義務違反による解除はできません。
 - ・ ご契約の締結または復活などの際、当社が解除の原因を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - ・ 生命保険募集人（募集代理店を含みます）が、ご契約者や被保険者が告知をすることを妨げたとき、または、告知しないことをすすめたときや事実でない

【6】契約確認

- 当社で委託した業務士等が、ご契約のお申込後にご契約のお申込内容や告知内容等についてご確認させていただく場合があります。

【7】保険料払込時のご注意

- 保険料の区分により、つぎのとおりお取扱いの内容が異なります。該当される項目をご覧ください。

●営業職員経由でお申込みの場合

区分	お取扱い
第1回保険料に充当する金額	更新前契約の満期保険金などの支払金より差し引かれますので、「第1回保険料充当金領収証」は発行されません。 ※第1回保険料充当金については、「お支払額計算書兼精算書」にてお確かめください。
第2回以後の保険料	口座振替扱契約の場合、当社指定の金融機関等の中からご契約者が原則ご本人名義の口座をご指定ください。ご指定の口座より自動的に保険料が当社に払い込まれます。

【8】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)

- 生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。
- お申込者またはご契約者(以下「お申込者等」といいます)は、つぎの範囲内で、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。

お申込み経路	お申込みの撤回等のお取扱期間
営業職員	●つぎのいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内 ①「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」（*）の交付日 ②更新後のご契約の申込日 ③更新前のご契約の満期保険金の支払日

（*）保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

- お申込みの撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により取扱支社または太陽生命本社あてに、つぎの項目をご記入のうえ、発信してください。

- ①お申込みを撤回等する旨
 ②お申込みいただいた商品名
 ③更新後のご契約の申込日
 ④お申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）

ご記入例

太陽生命保険株式会社 行

- ① 私は下記保険契約の申込みの撤回を行います。
- ② 商品名 ○○○○○
- ③ 申込日 ○月○日
- ④ 住所 ○○県○○市○○町○-○-○
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○
 申込者（契約者） ○○ ○○

お申込者（ご契約者）ご自身がお署名ください。

- お申込みの撤回等をされた場合には、更新時に当社が受領した金額をお返しします。
- 当社はお申込者等に対し、お申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金・給付金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、お申込者等が保険金・給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

！ ご注意

- つぎの契約・取扱いなどについて、クーリング・オフをすることができません。
- ①法人契約
- ②債務履行の担保のための保険契約
- ③既存の保険契約の内容変更（保険金額の減額など）に関する取扱い

【9】元本欠損について(お受取額とお払込保険料累計額との関係)

- この保険は、保障と資金準備を兼ね備えた保険です。その保険料の一部は、死亡保障や生命保険の運営に必要な経費などにあてられます。したがって、将来受け取られる満期保険金額は、多くの場合、払込保険料累計額を下回るようになります。

【10】個人情報のお取扱いについて

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱いに努めています。

1. 個人情報の取得・利用目的

- 当社はお客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。
なお、当該個人情報は既に取得しているものも含まれます。
 - ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務
- ※当社は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただきますことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

2. 医療・健康等の機微（センシティブ）情報のお取扱い

- 当社はお客様の機微（センシティブ）情報については、各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に表示する場合があります。なお、機微（センシティブ）情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

3. 個人情報の第三者提供の制限

●当社は業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供いたしません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。

①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合

提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供を受けることもあります。

②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合

提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。（個人情報の取扱いについては、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めています。）

③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合

④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）

⑤団体（集団）扱にてお払込みの保険契約について、保険料の引き去り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体（集団）へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱いの詳細については、当社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

！ご注意

●上記の内容は作成月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【11】本人特定事項等の確認について

●当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の

内容等の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、すみやかに、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【12】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きにしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。
相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を

行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

3. 保有個人データの共同利用について

当社は、下記のとおり、当社が保有するお客様の個人データを共同利用いたします。

- 共同して利用する個人データ

- (1) 太陽生命保険株式会社のお客様に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、契約内容、保険金・給付金の支払いに関する内容、当社のアンケートへのご回答、当社が提供するスマートフォン向けアプリ等のサービスのご利用により取得した情報など）
- (2) その他下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

- 共同利用者の範囲

太陽生命保険株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

- 共同利用における利用目的

- (1)当社商品・サービスの充実
- (2)その他上記に関連・付随する業務

- 個人データの管理について責任を有する者の名称
太陽生命保険株式会社

- 共同利用者における個人データの取扱い
株式会社太陽生命少子高齢社会研究所は、同社のプライバシーポリシーに基づき、個人データを取り扱います。詳細につきましては、下記のリンク先をご覧ください。
<https://www.taiyo-institute.co.jp/policy/>

- 当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）やその他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱い、契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

【13】当社の組織形態および株式会社の運営について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【14】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（*2）を除き、責任準備金等（*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（*4））。

- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（*1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（*2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。

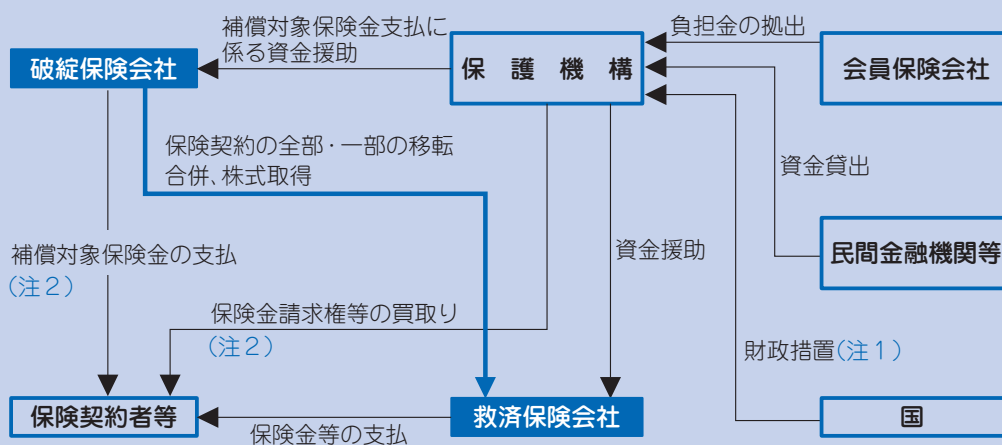
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（*3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

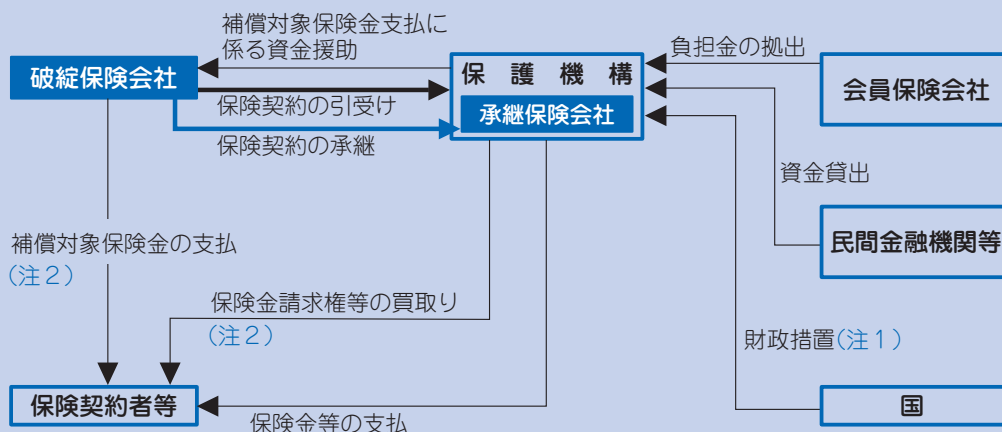
（*4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



（注1）上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、（*2）に記載の率となります。）

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について

- 保険料は払込期月中に当社へお支払い込みください。お支払いにはつぎのような方法があります。

1. 口座振替によるお支払い込み

- 当社指定の金融機関等の、ご契約者が指定された口座より自動的に保険料が当社に払い込まれる方法です。
詳しくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧ください。当社の営業職員またはもよりの支社におたずねください。

参照 237 ページ

保険料口座振替特約

2. 送金によるお支払い込み

- 口座振替でのお支払い込みができない場合に、郵便振替等で保険料をお支払い込みいただく方法です。
あらかじめ当社から「お支払い込みのご案内」をお送りしますので、払込期月中に同封の振替用紙で、もよりの郵便局または当社提携先のコンビニエンス・ストアからお支払い込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保管してください。

3. 団体によるお支払い込み

- 集団扱・団体扱契約の場合に、勤務先団体を経由してお支払い込みいただく方法です。この場合は、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者にはお渡ししません。

4. 店頭によるお支払い込み

- もよりの支社または本社に持参してお支払い込みいただく方法です。

◆保険料をまとめて払い込む方法

保険料をまとめてお支払い込みいただける制度として、つぎのような制度があります。

■前納

- ・まだ保険料期間の到来していない将来の月払保険料を前もって納めて（払い込んで）いただく方法です。前納された保険料（前納保険料といいます）はいったん保険会社が預かり、その預かり金の中から、毎月、保険料として充当していきます。
- ・当月分を含めて6ヵ月分以上お支払い込みいただくときは所定の割引があります。
- ・ご契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合や保険料の払込免除事由が発生した場合、前納保険料の残額（前納未経過保険料といいます）があれば払い戻されます（前納保険料のご契約者のお申し出による払い戻しは行いません）。

◆ボーナス月に平常月よりも多くの保険料を払い込む方法

- 更新前のご契約でボーナス併用払込方式を選択している場合に限り、更新後のご契約においてボーナス併用払込方式を選択することができます。この場合、ボーナス月（1月・7月）に、平常月（ボーナス月以外の月）よりも高く設定した保険料をお払い込みいただきます。したがって、保険金額が同額のご契約の場合、毎月同額の保険料をお払い込みいただくときより平常月の保険料のご負担が軽くなります。
- 主契約のボーナス月の保険料は、主契約の平常月保険料の5倍（5倍型）または7倍（7倍型）のいずれかを選択していただきます。
 - ・ご契約された月によっては、主契約のボーナス月の保険料が主契約の平常月保険料の整数倍にならないこともあります。
- ボーナス併用払込方式を選択する際には、次の点にご留意ください。
 - ・ボーナス併用払込方式の対象となるのは、主契約保険料のみとなります。（特約保険料は毎月同額となります。）
 - ・集団扱契約の場合、ボーナス併用払込方式を選択することはできません。
 - ・保険料の前納については、当月分を含めて5カ月分までお取り扱いします。（当月分を含めて6カ月分以上の前納はお取り扱いいたしません。）
 - ・ボーナス併用払込方式を選択したご契約については、繰下復活のお取り扱いはありません。

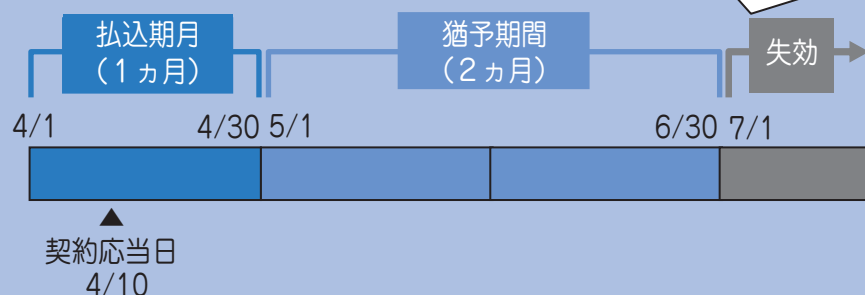
お願い

- お払い込み方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの脱退等の場合は、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお申し出ください。お払い込み方法の変更についてお申し出があった場合、当社所定の事務手続きを経て、新たなお払い込み方法に変更させていただきます。この場合、新たなお払い込み方法に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、もよりの支社または本社にてお払い込みください。

【2】払込猶予期間とご契約の効力について

- 保険料は払込期月中にお払い込みください。払込期月中にご都合のつかない場合は、猶予期間中にお払い込みください。**保険料のお払い込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力がなくなります（失効といいます）。**
- 保険料お払い込みの猶予期間は「払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで」です。

（例）月払契約の場合（4月分の保険料）



！ ご注意

- 失効したご契約でも解約払戻金を請求できることがあります。

【3】効力を失ったご契約の復活・繰下復活について

- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効してから2年以内であれば、ご契約の復活（遅れた分の保険料を一括払い込みする）、または繰下復活（1ヵ月分の保険料のお払い込みで遅れた期間だけ更新日および保険期間満了日を繰り下げる）を請求することができます。
- ご契約の復活・繰下復活をする際のお手続きは、つぎのとおりです。
 - ・あらためて被保険者の告知書または当社が保険契約を継続してさしつかえないと認めるにたる書類を提出していただきます。
 - ・当社が復活・繰下復活を承諾したときは、つぎの金額を一括でお払い込みいただきます。この場合、当社はつぎの金額を受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

参照 97 ページ普通保険約款第 15、
16 条

区分	ご契約が失効した理由	お払い込み金額
復活	保険料が払い込まれないまま猶予期間が経過したため	お払い込みを中止された時から復活するまでの保険料
	保険料の振替貸付および契約者貸付による貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえたため	当社所定の方法により計算した金額
繰下復活	保険料が払い込まれないまま猶予期間が経過したため	1 ヶ月分の保険料

！ ご注意

- つぎのいずれかに該当する場合などは、復活できません。
 - ・健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
 - ・すでに解約払戻金を請求されているとき
 - ・ご契約の効力がなくなった状態で、すでに保険期間満了日を経過しているとき
- つぎのいずれかに該当する場合などは、繰下復活できません。
 - ・健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
 - ・すでに解約払戻金を請求されているとき
 - ・すでに繰下復活の取扱が行われているとき
 - ・ご契約の効力がなくなった状態で、すでに保険期間満了日を経過しているとき
 - ・被保険者の年齢が当社所定の基準を満たさないとき
- 営業職員には、復活・繰下復活を承諾する権限はありません。

【4】お払い込みが困難なときの継続方法について

保険料のお払い込みが困難になられたときでも、ご契約を有効にお続けいただけるように、つぎのような方法があります。

1. 一時的に保険料のご都合がつかないとき

保険料の振替貸付（当社が保険料をお立て替える制度）

- ご契約者からあらかじめお申し出があった場合で、ご契約内容が所定の要件を満たしているときは、猶予期間満了時に、6ヵ月分の保険料（*）に相当する金額を当社がお立て替えます。

※6ヵ月分の払込保険料（*）とその利息の合計額が、解約払戻金の所定の範囲内である必要があります。

（*）保険料払込期間の最終月までの月数が6ヵ月未満のときは、その最終月までの保険料となります。

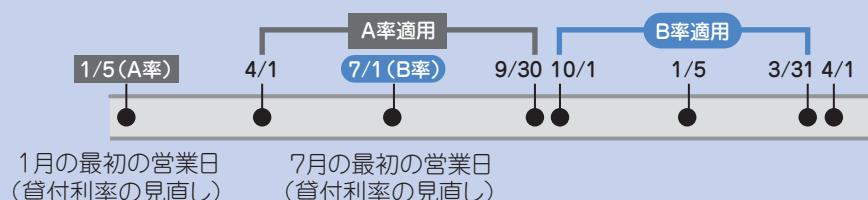
- お立て替えとなった場合には、集団月払特別取扱特約、団体月払特別取扱特約および保険料口座振替扱特約は消滅します。

- この制度は、保険料の貸付制度であり利息をお客様に負担いただきます。利息は当社所定の利率で複利計算します。

この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、つぎの日から変更後の利率を適用します。

	1月見直しの場合	7月見直しの場合
新たにお立て替えを行うとき	4月1日	10月1日
すでにお立て替えを行っているとき	4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日	10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日

●貸付利率の見直し時期と適用期間（イメージ）



◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率（1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合）
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定（A率の適用）し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。

◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率（7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合）
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定（B率の適用）し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

参照 96 ページ

普通保険約款第 14 条

！ ご注意

- 貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 振替貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。ご返済は、全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。
- 振替貸付および契約者貸付の貸付元利金の合計額が解約払戻金をこえた場合は、ご返済がありませんとご契約は効力を失います。
万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから2年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。
- 死亡・高度障害保険金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、保険金額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。

2. 途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき

参照 99 ページ

普通保険約款第 24 条

払済保険への変更

- 将来の保険料のお払い込みを中止し、そのときの解約払戻金をもとにして、払済保険に変更できます。
※払済保険への変更は、有効中のご契約にかぎりお取り扱いします。
※当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。
- 払済保険に変更後の保険期間満了日は、変更前と同一です。
- 払済保険に変更後の保障内容は、つぎのとおりです。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 (支払金額)
被保険者が保険期間満了時に生存されているとき	満期保険金 (払済満期保険金額)
被保険者が主契約の災害死亡保険金の支払事由に該当されたとき	災害死亡保険金 (払済満期保険金額×2)
被保険者が主契約の災害高度障害保険金の支払事由に該当されたとき	災害高度障害保険金 (払済満期保険金額×2)
被保険者が主契約の死亡保険金または死亡給付金の支払事由に該当されたとき	死亡保険金 (払済満期保険金額と同額)
被保険者が主契約の高度障害保険金または高度障害給付金の支払事由に該当されたとき	高度障害保険金 (払済満期保険金額と同額)

- 払済保険に変更した場合、保険金額は元の契約より少なくなります。
- 払済保険に変更した場合、主契約に付加されている特約（指定代理請求特約を除きます）は消滅します。

！ご注意

- 保険料の振替貸付または契約者貸付による貸付金がある場合には、それらの貸付元利金が返済された後でなければ、払済保険への変更を取り扱いません。

3. 保険料の負担を軽くしたいとき

保険金額の減額

- 保険金額を少なくして以後の保険料を少なくします。
 - ※保険金額の減額は、有効中のご契約にかぎりお取り扱いします。
 - ※当社所定の範囲内でのお取り扱いとなります。
- 原保険契約への復旧のお取り扱い
 - ・払済保険に変更された場合または保険金額を減額された場合、変更または減額した日から起算して2年以内であれば、当社所定の範囲内で原保険契約に復旧することができます。
 - ・お手続きの際にはあらためて告知が必要となり、健康状態によっては復旧できないことがあります。

【5】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について

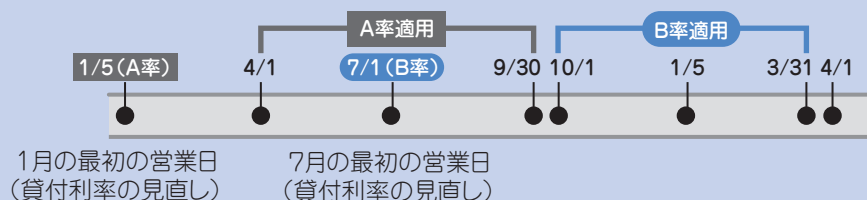
途中でお金のご入用のときに、必要な資金をお貸しする、「契約者貸付制度」をご利用いただける場合があります。

貸付金額の範囲	解約払戻金の一定の範囲内（最低1,000円以上）。 (注) 保険金額・払込年数などによりお貸付できる金額は異なります。 ご契約後、短期間の場合などはお貸付できないこともあります。
利息	当社所定の利率で複利計算します。 この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
返済	全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。
精算	死亡・高度障害保険金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、保険金額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。

参照 101 ページ

普通保険約款第 28 条

●貸付利率の見直し時期と適用期間(イメージ)



- ◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率(1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合)
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定(A率の適用)し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。
- ◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率(7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合)
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定(B率の適用)し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

！ ご注意

- 貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 契約者貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 契約者貸付および保険料の振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金をこえた場合は、ご返済がありませんとご契約は効力を失います。万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから2年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。
- 死亡・高度障害保険金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、保険金額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。

【6】 契約者配当金について

1. 契約者配当金の計算

- 契約者配当金は責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、更新後5年ごとにお支払いします(5年ごと利差配当)。通常、更新後6年目から5年ごとにお支払いします(保険期間が5年のご契約については、保険期間満了の際にお支払いします)。
- ※当社は毎年事業年度において責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、契約者配当準備金を積み立てます。また、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を下回ったときは、契約者配当準備金を取り崩します。
- つぎのような場合には、更新日から5年を経過する前でも、契約者配当金をお支払いすることがあります。
 - ・更新日から1年をこえて継続している保険契約が、保険金などの支払により消滅するとき
 - ・更新日から2年をこえて継続している保険契約を解約・減額などされるとき

〈5年ごと利差配当〉

第1保険年度	第2保険年度	第3保険年度	第4保険年度	第5保険年度	第6保険年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------

▲
更新日

▲
第1回配当金支払

！ご注意

- 契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこと（0となること）もあります。
- 解約・減額などをされる場合にお支払いする契約者配当金は、死亡によりご契約が消滅した場合よりも少なくなります。

2. 契約者配当金の支払方法

- 契約者配当金は、当社所定の利率（契約者配当金積立利率）による利息をつけて積み立てておき（これを5年ごと積立配当金といいます）、ご契約者から請求があったとき、または、ご契約が消滅したときにお支払いします。
なお、この利率は、今後の経済情勢などにより変更されることがあります。

3. 契約者配当の対象

- 契約者配当金の対象となるのは、主契約（5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険）のみです。特約については、契約者配当金はありません。

【7】受取人・住所などの変更や証券紛失

1. 保険契約者・死亡保険金受取人などの変更

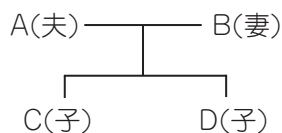
- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。
保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利や保険料を支払う義務など）は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。
- ご契約者は、被保険者の同意を得て、通知により死亡保険金受取人などを変更することができます。ただし、当社に到着前にすでに保険金・給付金などを変更前の受取人に支払っていた場合は、その後、変更後の受取人から請求を受けても当社は保険金・給付金などをお支払いしません。
※死亡保険金受取人などを変更する場合は、当社所定の請求書類などを当社担当職員へ提出いただくかまたは当社まで郵送願います。
- ご契約者は、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人などを変更することができます。ただし、被保険者の同意が必要です。

お願い

- 死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡願います。
 - ・新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをお願いします。
 - ・死亡保険金受取人が死亡された時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が新たな死亡保険金受取人となります。具体的には、つぎのような取扱いとなります。

(例)

保険契約者・被保険者 Aさん(夫) 死亡保険金受取人 Bさん(妻)



Aさんより先にBさんが死亡し、その後Aさんが死亡した場合



Bさんが死亡した時に、Bさんの法定相続人である、AさんとCさんとDさんが死亡保険金受取人になります（ただし、死亡保険の場合は、被保険者であるAさんは実際は受取人にはなれません）。その後、Aさんが死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人になります。この場合、CさんとDさんの受取割合は均等となります。

！ ご注意

- 死亡保険金受取人などの変更について
 - ・死亡保険金などの支払事由発生後の受取人の変更はできません。
 - ・高度障害保険金などの受取人の変更はできません。
 - ・遺言による変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。
- 生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取扱いが異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください。
(税法上の取扱いについては、「税金について」をご覧ください。)

参照 75 ページ

税金について

2. 指定代理請求特約の中途付加・指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約の中途付加または指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

3. 住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き

- つぎのような場合には、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
 - ・転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき
 - ・ご契約者・被保険者・受取人などが改姓または改名されたとき
 - ・保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

- 当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。
 - ・住所の変更
 - ・保険証券の再発行
 - ・指定代理請求特約の中途付加

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

※上記のお取扱いは作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【8】ご解約と解約払戻金について

1. 解約について

- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
したがって、この保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。とくに契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、一時払のご契約を除き、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。
- 一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

解約払戻金の額は更新年齢、保険料払込期間、経過年月数などによって異なります。

2. 解約した場合の特約の取扱い

- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

3. 解約払戻金の請求について

- ご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。
- 効力のなくなったご契約（失効契約）についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。
- ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に当社担当職員または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

- ・お金がご入用のとき・・・契約者貸付制度があります。
- ・お払い込みが困難なとき・・・保険金額・給付金額の減額等があります。

お願い

- ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から保険契約を解約して欲しい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

【9】受取人によるご契約の継続について

- 債権者等が、解約払戻金等の差押えを目的として、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。
- 債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている給付金等の受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額(*)を債権者等に支払う(介入する)ことでご契約を継続することができます。
(*)解約払戻金相当額とは債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者等に支払うべき金額のことをいいます。

税金について

！ご注意

- 本項記載の税務のお取扱いは、作成月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

【1】生命保険料控除について

- 一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をお払い込みになった場合には、年間正味払込保険料（※1）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

（※1）年間正味払込保険料とは、当年中（1月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料から、その年に支払われた契約者配当金を差し引いたものです。（以下同様とします）

- 生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項 目	内 容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎりします。
対象となる保険料	・年間正味払込保険料の合計額です。ただし、身体の傷害のみに基因して保険金・給付金等が支払われる保険・特約（特定損傷保障特約など）は、生命保険料控除の対象外となります。 ※保険料払込方法が一時払のご契約の場合、一時払保険料をお払い込みになられたその年のみ生命保険料控除が適用されます。

- 生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社から毎年郵送される「生命保険料控除証明書」が必要になりますので、大切に保管してください。

■所得税の所得控除額

- ・一般の生命保険料・介護医療保険料について、それぞれつぎの表のとりの金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料をあわせて120,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律 40,000円

■住民税の所得控除額

- ・一般の生命保険料・介護医療保険料について、それぞれつぎの表のとりの金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料をあわせて70,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2) + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律 28,000円

！ ご注意

- この生命保険料控除の内容は、契約日・更新日が2012年1月1日以降のご契約に適用されます。
- 契約日・更新日が2011年12月31日以前のご契約がある場合など、上記と異なる取扱となることがあります。

【2】保険金・給付金などの税法上のお取扱い

1. 保険金・給付金などの非課税扱い

- つぎの保険金・給付金などは、一般的に税金がかかりません（ご契約者が法人でかつ受取人の場合は課税されることがあります）。

- ・ 高度障害保険金（高度障害給付金、災害高度障害保険金、ガン高度障害保険金などを含みます）
- ・ ガン診断給付金
- ・ 入院給付金（女性特定疾病入院給付金、女性疾病入院給付金、生活習慣病入院給付金、ガン入院給付金、長期入院給付金を含みます）
- ・ 手術給付金（ガン手術給付金を含みます）
- ・ 入院一時金
- ・ 通院給付金
- ・ 介護一時金
- ・ 特定損傷給付金
- ・ 障害給付金
- ・ リビング・ニーズ特約の特約保険金

※指定代理請求人が受取人の代わりに保険金・給付金などを受け取った場合も非課税となります。

2. 死亡保険金などの税法上のお取扱い

- ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人の関係により、つぎのとおりお受け取りになる死亡保険金などにかかる税金が異なります。

〔災害死亡保険金・死亡保険金・死亡給付金・ガン死亡保険金などをお受け取りのとき〕

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	 夫	 夫	 妻	相続税（*）
ご契約者と受取人が同一人の場合	 夫	 妻	 夫	所得税（一時所得）
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合	 夫	 妻	 子	贈与税

ご参考

所得税法施行令第

30 条

所得税基本通達 9 -

21

(*)ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金(死亡給付金、災害死亡保険金・ガン死亡保険金などを含み、保険契約が複数ある場合は合算します)の受取人が相続人の場合は、死亡保険金に相続税が課税されますが、所定の金額までは非課税扱となります。

3. 満期保険金の税法上のお取扱い

- ご契約者、満期保険金などの受取人の関係により、つぎのとおりお受け取りになる満期保険金にかかる税金が異なります。

[満期保険金をお受け取りのとき]

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と受取人が同一人の場合	 夫	 妻	 夫	所得税 (一時所得)
ご契約者と受取人が別人の場合	 夫	 夫	 妻	贈与税

！ご注意

- 2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1%があわせて課されます。

免責事由一覧

【1】保険金・給付金などを支払わない場合

保険金・給付金などの 名 称	免責事由
・ 死亡保険金 ・ 死亡給付金 ・ 特約死亡保険金	・ 責任開始日から起算して2年以内の自殺（*1） ・ 保険契約者の故意 ・ 死亡保険金受取人の故意（*2） ・ 戦争その他の変乱（*3）
・ 災害死亡保険金 ・ 特約災害死亡保険金	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 死亡保険金受取人の故意または重大な過失（*2） ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 地震、噴火または津波（*3） ・ 戦争その他の変乱（*3）
・ 高度障害保険金 ・ 高度障害給付金 ・ 特約高度障害保険金	・ 保険契約者の故意 ・ 被保険者の故意 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 戦争その他の変乱（*3）
・ 災害高度障害保険金 ・ 特約災害高度障害保険金 ・ 障害給付金	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 地震、噴火または津波（*3） ・ 戦争その他の変乱（*3）

保険金・給付金などの 名 称	免責事由
・入院給付金 ・手術給付金 ・入院一時金 ・長期入院給付金 ・通院給付金 ・特定損傷給付金	・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・被保険者の薬物依存（※4） ・地震、噴火または津波（※3） ・戦争その他の変乱（※3）
・介護一時金	・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 ・戦争その他の変乱（※3）
・特約保険金（リビング・ニーズ特約）	・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・指定代理請求人の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱（※3）

（※1）自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、保険金・給付金をお支払いすることがありますので、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

（※2）被保険者を死亡させた受取人が死亡保険金などの一部の受取人である場合は、死亡保険金などの残額を他の受取人に支払い、支払わない部分の（当社の定める方法により計算した）責任準備金をご契約者にお支払いします。死亡保険金受取人が保険契約者の場合は、保険契約者の故意となり保険金・給付金は支払われません。

（※3）保険の計算の基礎に及ばず影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

（※4）不慮の事故を原因とする入院給付金、入院一時金および特定損傷給付金を除きます。

【2】保険料のお払い込みを免除しない場合

保険料のお払い込みを 免除する場合 (払込免除事由)	保険料のお払い込みを免除しない場合 (免責事由)
不慮の事故による所定の 身体障害状態	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 地震、噴火または津波（*） ・ 戦争その他の変乱（*）

（*）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部のお払い込みを免除することがあります。

特別条件付契約のしおり

！ ご注意

- この、「特別条件付契約のしおり」は、特別条件を付加してご契約を申し込まれる方を対象としています。
特別条件を付加しないでご契約を申し込まれる方は、お読みいただく必要はありません。

【1】 特別条件について

- 生命保険は多くの方々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態がすぐれない方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約に際して、ご契約者または被保険者から、過去の病歴（病名、治療期間等）、現在の健康状態などについて告知をしていただいたり、医師の診査を受けていただいております。
- 告知の内容や医師の診査所見によっては、他のご契約者との公平性を保つため、ご契約をお断りせざるをえないこともあります。多くの方々に生命保険をご利用いただくために、無条件ではお引き受けできないときでも場合によっては、一定の条件を付加することによりご契約をお引き受けすることができます。（この一定の条件を「特別条件」といいます）

【2】 特別条件の内容をご確認のうえ、お手続きをお願いします

- お申込みのご契約に付加させていただく特別条件については、書面でお渡しする「特別条件の内容」に記載しております。記載内容を確認いただき署名をお願いいたします。

【3】 特別条件の内容

1. 特別条件の種類と対象となる特約

- この保険の特約に適用される特別条件は、特定疾病・部位不担保法です。
- 特定疾病・部位不担保法には、特定の疾病について保障しないものと特定の身体部位について保障しないものがあります。

- 特別条件が適用される特約は以下のとおりです。

対象となる特約	適用される特別条件
・入院・手術保障特約 ・女性特定疾病入院保障特約 ・女性入院保障特約 ・生活習慣病入院保障特約 ・入院一時金保障特約 ・長期入院保障特約 ・通院保障特約	・特定疾病・部位不担保法

(注) 各特約条項の「特別条件を付加する場合の特則」をご参照ください。

2. 特定疾病・部位不担保法

- 不担保となる疾病、身体部位の部位番号および不担保期間については、保険証券に記載されますのでご確認ください。
- 不担保期間の満了する日を含んで入院が継続している場合は、不担保期間の満了する日の翌日を「入院の開始日」とみなして、入院給付金、入院一時金をお支払いします。
- 特定の疾病について保障しない場合
 - ・「表1 不担保となる疾病一覧表」のうち、当社が指定した疾病（医学上重要な関係がある疾病を含みます）を直接の原因として、不担保期間中に入院、通院、手術を受けられた場合には、入院給付金、通院給付金、手術給付金および入院一時金はお支払いしません。

(例1) 現在妊娠中のため、「異常妊娠、異常分娩」について1年間不担保とされた場合、不担保期間中に「子宮外妊娠」で入院等されても、給付金および一時金はお支払いしません。
 - ・不担保となる疾病のうち、左右が区別されて病名がついているものであっても、左右の区別はせず、ともに、不担保とします。

(例2) 左腎結石のため、「腎結石、尿管結石」について4年間不担保とされた場合、不担保期間中に「右腎結石」で入院等されても、給付金および一時金はお支払いしません。
- 特定の身体部位について保障しない場合
 - ・「表2 不担保となる身体部位一覧表」のうち、当社が指定した身体部位に生じた疾病（所定の感染症（*1）を除きます）を直接の原因として、不担保期間中に入院、通院、手術を受けられた場合には、入院給付金、通院給付金、手術給付金および入院一時金はお支払いしません。

(例3) 胃潰瘍のため、「胃および十二指腸（空腸を含む）」について3年間不担保とされた場合、不担保期間中に「胃ポリープ」で入院等されても、給付金および一時金はお支払いしません。
 - ・不担保となる身体部位のうち、左右一対となっている身体部位については、左右の区別はせず、ともに不担保とします。ただし、「左上肢（左肩関節部を除く）」のように、左右を区別して指定した身体部位については、この限りではありません。

(例4) 左側の乳腺症のため、「乳房（乳腺を含む）」について5年間不担保と

参照

各特約条項「特別条件を付加する場合の特則」など

参照 84 ページ

表1 不担保となる疾病一覧表

参照 87 ページ

表2 不担保となる身体部位一覧表

参照 88 ページ

表3 対象となる感染症

された場合、不担保期間中に反対側の乳房の乳腺症で入院等されても、給付金および一時金はお支払いしません。

- 更新前のご契約・特約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了していないときは、更新前のこの契約・特約と同一の条件を付加して更新するものとします。不担保期間が満了しているときは、更新後の特約には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用しません。

【4】特別条件を付加する場合のご注意点

- 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合で、不担保期間が満了していないときは、繰下復活のお取扱いはできません。
- 保険期間満了後に更新される場合は、つぎのとおりお取り扱いします。
 - ・保険期間の満了する日より前に不担保期間が満了しているときは、特定疾病・部位不担保法は適用せず更新します。
 - ・保険期間の満了する日より前に不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を付加して更新します。

表1 不担保となる疾病一覧表

疾病番号	疾 病 名
疾1	白内障
疾2	緑内障
疾3	胆石、胆のう炎
疾4	腎結石、尿管結石
疾5	異常妊娠、異常分娩
疾6	外傷に伴う合併症、後遺症

(注) 対象となる「異常妊娠、異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類 コード
○流産に終わった妊娠（O00－O08）中の ・子宮外妊娠 ・受胎のその他の異常生成物（O02）中の ・稽留流産 ・自然流産 ・医学的人工流産 ・その他の流産 ・詳細不明の流産	O00 O02.1 O03 O04 O05 O06
○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害（O10－O16）中の ・妊娠、分娩および産じょく＜褥＞に合併する既存の高血圧（症） ・増悪したたんぱく＜蛋白＞尿を伴う既存の高血圧性障害 ・高血圧（症）を伴わない妊娠浮腫および妊娠たんぱく＜蛋白＞尿 ・明らかなたんぱく＜蛋白＞尿を伴わない妊娠高血圧（症） ・明らかなたんぱく＜蛋白＞尿を伴う妊娠高血圧（症） ・子かん＜癇＞ ・詳細不明の母体の高血圧（症）	O10 O11 O12 O13 O14 O15 O16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害（O20～O29）中の ・妊娠早期の出血 ・過度の妊娠嘔吐 ・妊娠中の腎尿路性器感染症 ・主として妊娠に関連するその他の病態の母体ケア	O20 O21 O23 O26
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題（O30～O48）中の ・多胎妊娠に特異的な合併症（O31）中の ・紙様（胎）児 ・一胎以上の流産後の妊娠継続 ・一胎以上の子宮内死亡後の妊娠継続 ・既知の胎位異常またはその疑いのための母体ケア ・既知の胎児骨盤不均衡またはその疑いのための母体ケア ・既知の母体骨盤臓器の異常またはその疑いのための母体ケア ・その他の既知の胎児側の問題またはその疑いのための母体ケア ・羊水過多症 ・羊水および羊膜のその他の障害 ・前期破水 ・胎盤障害 ・前置胎盤 ・（常位）胎盤早期剥離 ・分娩前出血、他に分類されないもの ・偽陣痛 ・遷延妊娠	O31.0 O31.1 O31.2 O32 O33 O34 O36 O40 O41 O42 O43 O44 O45 O46 O47 O48

分類項目	基本分類コード
○分娩の合併症（〇60～〇75）中の	
・ 早産	〇60
・ 娩出力の異常	〇62
・ 遷延分娩	〇63
・ 胎位異常および胎向異常による分娩停止	〇64
・ 母体の骨盤異常による分娩停止	〇65
・ その他の分娩停止	〇66
・ 分娩時出血を合併する分娩、他に分類されないもの	〇67
・ 胎児ストレス[仮死<ジストレス>]を合併する分娩	〇68
・ 臍帯合併症を合併する分娩	〇69
・ その他の産科的外傷（〇71）中の	
・ 分娩開始前の子宮破裂	〇71.0
・ 分娩における子宮破裂	〇71.1
・ 分娩後の子宮内反（症）	〇71.2
・ 子宮頸（部）の産科的裂傷<laceration>	〇71.3
・ 産科的高位腔（壁）裂傷<laceration>のみ	〇71.4
・ 骨盤臓器のその他の産科的損傷	〇71.5
・ 骨盤関節および靱帯の産科的傷害	〇71.6
・ その他の明示された産科的外傷	〇71.8
・ 産科的外傷、詳細不明	〇71.9
・ 分娩後出血	〇72
・ 分娩のその他の合併症、他に分類されないもの（〇75）中の	
・ 分娩における母体窮迫<ジストレス>	〇75.0
・ 分娩中または分娩に続発するショック	〇75.1
・ 産科手術および処置のその他の合併症	〇75.4
・ 人工破膜後の遷延分娩	〇75.5
・ 自然破水または詳細不明の破水後の遷延分娩	〇75.6
・ 既往帝王切開後の経腔分娩	〇75.7
・ 分娩のその他の明示された合併症	〇75.8
○分娩（〇80－〇84）中の	
・ 単胎自然分娩（〇80）中の	
・ 自然骨盤位分娩	〇80.1
・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	〇81
・ 帝王切開による単胎分娩	〇82
・ その他の介助単胎分娩（〇83）中の	
・ 骨盤位牽出	〇83.0
・ その他の介助骨盤位分娩	〇83.1
・ その他の用手分娩	〇83.2
・ 分娩のための破壊手術	〇83.4
・ その他の明示された介助単胎分娩	〇83.8
・ 介助単胎分娩、詳細不明	〇83.9
・ 多胎分娩（〇84）中の	
・ 多胎分娩、全児鉗子分娩及び吸引分娩	〇84.1
・ 多胎分娩、全児帝王切開	〇84.2
・ その他の多胎分娩	〇84.8

分 類 項 目	基本分類 コード
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症（〇85－〇92）中の ・その他の産じょく＜褥＞性感染症（〇86）中の ・分娩に続発する腎尿路感染症 ・分娩に続発するその他の腎尿路性器感染症 ・産じょく＜褥＞の合併症、他に分類されないもの（〇90）中の ・分娩後急性腎不全	〇86.2 〇86.3 〇90.4

表2 不担保となる身体部位一覧表

部位番号	身 体 部 位 の 名 称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、がく下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆のうおよび胆管
13	すい臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸郭
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	そけい部
19	こう丸および副こう丸
20	前立腺
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものにかぎります。)	

(注) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険（07）普通保険約款

2020年5月1日改正

（この保険の趣旨）

この保険は、家庭生活の安定を図ることを目的として設計されたもので、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 満期保険金

被保険者が保険期間満了時に生存しているときにお支払いします。

(2) 災害死亡保険金、災害高度障害保険金

被保険者が保険期間中に不慮の事故または所定の感染症により死亡したまたは高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(3) 死亡保険金、高度障害保険金

被保険者が契約日から起算して2年以上経過した保険期間中に、上記不慮の事故等によらないで死亡したまたは高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(4) 死亡給付金、高度障害給付金

被保険者が契約日から起算して2年を経過しないうちに、上記不慮の事故等によらないで死亡したまたは高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(5) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

1. 会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

第1条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合

第1回保険料を受け取った時

(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

② 会社の責任開始の日を契約日とします。

③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。

④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名

(4) 死亡保険金受取人および満期保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）

(6) 保険期間

(7) 保険金額およびその支払方法

(8) 保険料およびその払込方法

(9) 契約日

(10) 保険証券を作成した年月日

2. 保険金および給付金の支払

（保険金および給付金の支払）

第2条 この保険契約において支払う保険金および給付金は、つぎのとおりです。

名称	保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	満期保険金額	満期保険金受取人	—
災害死亡保険金	被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき (1) 責任開始期（復活もしくは繰下復活が行われた場合の保険契約または復旧が行われた場合の増額部分については、最後の復活もしくは繰下復活または復旧の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に生じた別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害（ただし、不慮の事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎりします。） (2) 責任開始期以後に発病した別表6に定める感染症（以下「感染症」といいます。）	災害死亡保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

名 称	保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支 払 金 額	受 取 人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災 害 高 度 障 害 保 険 金	被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかに該当したとき (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表2に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。 (2) 責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。	災 害 死 亡 保 険 金 額 と 同 額	被 保 険 者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
死 亡 保 険 金	被保険者が契約日から起算して2年以上経過した保険期間中に、本条に定める災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡したとき	死 亡 保 険 金 額	死 亡 保 険 金 受 取 人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

名称	保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
高度障害保険金	被保険者が契約日から起算して2年以上経過した保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、本条に定める災害高度障害保険金の支払事由に該当せずに高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。	死亡保険金額と同額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が契約日から起算して2年を経過しないうちに、本条に定める災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡したとき	別表4に定める金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱
高度障害給付金	被保険者が契約日から起算して2年を経過しないうちに、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、本条に定める災害高度障害保険金の支払事由に該当せずに高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。		被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

(保険金および給付金の支払に関する補則)

第3条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、災害死亡保険金、死亡保険金または死亡給付金（以下「死亡保険金等」といいます。）を支払います。

- ② 会社が災害高度障害保険金、高度障害保険金または高度障害給付金（以下「高度障害保険金等」といいます。）を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。
- ③ 災害死亡保険金が支払われた場合には、死亡保険金および死亡給付金は支払いません。
- ④ 災害高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害保険金および高度障害給付金は支払いません。
- ⑤ 免責事由に該当したことにより災害死亡保険金または災害高度障害保険金が支払われない場合には、死亡保険金、高度障害保険金、死亡給付金または高度障害給付金の支払事由が生じたものとみなします。
- ⑥ 死亡保険金等を支払う前に高度障害保険金等の請求を受け、高度障害保険金等が支払われるときは、会社は、死亡保険金等を支払いません。
- ⑦ 死亡保険金等が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑧ 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、高度障害保険金等の受取人は保険契約者としてします。
- ⑨ 死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金等の一部の受取人であるときは、死亡保険金等の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑩ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金等または高度障害保険金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑪ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡保険金または死亡給付金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
 - (2) 死亡保険金受取人の故意
 - (3) 戦争その他の変乱
- ⑫ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金等が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑬ 死亡保険金等または高度障害保険金等を支払う際に、第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
- ⑭ 災害高度障害保険金または高度障害保険金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、災害高度障害保険金または高度障害保険金を支払います。
 - (2) 前号の規定により、災害高度障害保険金または高度障害保険金を支払う場合には、その支払金額は、災害高度障害保険金または高度障害保険金の金額から満期保険金額を差し引いて残額があれば、その残額とします。
- ⑮ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に前条の高度障害保険金または高度障害給付金の支払事由の規定に定める高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) 保険契約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

(保険金等の支払方法の選択)

第4条 保険契約者（保険金または給付金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金および給付金（保険金および給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、分割払または据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の支払金額もしくは据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは支払期間もしくは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、分割払または据置払の方法の選択を取り扱いません。

- ② 前項の規定により分割払または据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、分割払における第1回支払の際または据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付し

す。

- ④ 保険契約者（保険金または給付金の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により分割払または据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。ただし、変更後の支払金額もしくは据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは支払期間もしくは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、分割払または据置払の方法の変更を取り扱いません。
- ⑤ 保険金および給付金（保険金および給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金または給付金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）

第5条 保険金（満期保険金を除きます。）または給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表5に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険金または給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 保険金（満期保険金を除きます。以下本条において同様とします。）または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、第21条（重大事由による解除）第1項第3号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金もしくは給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金または給付金を請求した者に通知します。
- ⑧ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金または給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、保険金または給付金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいず

れかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または受給者が保険金または給付金の請求内容を了知していることが確認できる書類
- (2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

3. 保険料の払込免除

(保険料の払込免除)

第6条 被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、別表3に定めるいずれかの身体障害の状態（以下「身体障害状態」といいます。）に該当したときは、会社は、第9条第1項に定める保険料期間の到来していない将来の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

- ② 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、第9条第1項に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ③ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に關する規定は適用しません。
- ④ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

(保険料の払込を免除しない場合)

第7条 被保険者がつぎのいずれかにより身体障害状態に該当したときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の故意または重大な過失
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (8) 地震、噴火または津波
- (9) 戦争その他の変乱
- ② 前項第8号または第9号の原因により身体障害状態に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

(保険料の払込免除の請求)

第8条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社へ通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表5に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第5条（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

4. 保険料の払込

(保険料の払込)

第9条 第2回以後の保険料の払込については、保険期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- ② 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、保険金または給付金とともにその受取人に払い戻します。
- ③ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きします。
- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

- ⑤ 前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（保険料払込の猶予期間）第3項の規定を準用します。

（保険料の払込方法（経路））

第10条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
 - (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）
- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第12条第1項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。
- ③ 第1項第2号の方法による場合、第12条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号または第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎりません。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

5. 保険料の前納

（保険料の前納）

第11条 保険契約者は、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて6か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。

- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
- ③ 保険契約が消滅した場合または将来の保険料の払込を要しなくなった場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、保険金または給付金とともにその受取人に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第12条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- ② 猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第13条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、第26条第1項の解約払戻金を請求することができます。

7. 保険料の振替貸付

（保険料の振替貸付）

第14条 保険料が第12条第1項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、払い込むべき月以後6か月分の保険料（保険期間の最終月までの月数が6か月未満の

ときは、その最終月までの保険料)に相当する金額を猶予期間の満了時に保険契約者に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

- ② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合に
かぎり行われるものとします。
 - (1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した第26条第1項の解約払戻金額
 - (2) すでに第28条(保険契約者に対する貸付)または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ③ 本条の貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、保険料払込中の契約においては、会社の定める日ごとに元金に繰り入れます。また、保険料の払込を要しなくなった契約においては、保険料払込中の契約に準じて取り扱います。
- ④ 本条の貸付金がある場合、第3条(保険金および給付金の支払に関する補則)第13項の規定によるほか、保険契約が消滅したときまたは保険金額を減額したときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。

8. 保険契約の復活および繰下復活

(保険契約の復活)

- 第15条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、第13条(保険契約の失効)の規定により解約払戻金を請求したときは、保険契約を復活することはできません。
- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - ③ 第13条(保険契約の失効)の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
 - ④ 第28条(保険契約者に対する貸付)第5項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。
 - ⑤ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の復活を承諾した後に前2項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
 - (2) 前2項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)
 - ⑥ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

(保険契約の繰下復活)

- 第16条 第13条(保険契約の失効)の規定により効力を失った保険契約について、保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、契約日および保険期間の満了する日を保険料が未払の期間だけ繰り下げて保険契約を復活する繰下復活をすることができます。ただし、つぎのいずれかの場合には、保険契約の繰下復活をすることはできません。
- (1) 第13条(保険契約の失効)の規定により解約払戻金を請求したとき
 - (2) 新たに繰り下げた契約日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
 - ② 保険契約の繰下復活を請求するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - ③ 会社が保険契約の繰下復活を承諾したときは、復活後の1回分の保険料を会社の指定した日までに払い込んでください。
 - ④ 被保険者の年齢は新たに繰り下げた契約日を基準として再計算し、新たな年齢による保険料率が繰り下げる前の年齢による保険料率と異なるときは、会社の定める方法により、復活後の保険料または保険金額を変更します。
 - ⑤ 前条第5項の規定は、本条の場合に準用します。
 - ⑥ 繰下復活の取扱は、1回かぎりとしします。
 - ⑦ 会社は、保険契約の繰下復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

9. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

(詐欺による取消または不法取得目的による無効)

- 第17条 保険契約の締結、復活、繰下復活または復旧に際して、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消(復活の際の詐欺の場合には、復活、繰下復活または復旧を取消)とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活、繰下復活または復旧を行ったときは、保険契約を無効(復活、繰下復活または

復旧の場合には、復活、繰下復活または復旧を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第18条 保険契約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第19条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、復旧により増額された部分をいいます。以下本条において同様とします。）を解除することができます。

- ② 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金もしくは給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第6条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、被保険者の死亡または被保険者の高度障害状態もしくは身体障害状態の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、第26条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第20条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第21条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金等の場合は被保険者を除きます。）または保険金もしくは給付金の受取人がこの保険契約の保険金（給付金、保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、保険金もしくは給付金（以下本条において「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による保険金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号ア．からオ．までに該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第6条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
- ④ 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、第26条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の第26条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 会社は、支払事由が生じた保険金等について第4条（保険金等の支払方法の選択）の規定により据置払または分割払の取扱を開始した後に第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第3項および第4項中、「保険契約者」とあるのは「保険金等の受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4項中、「第26条第1項の解約払戻金」とあるのは「据え置かれていた保険金等（保険金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による保険金等の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

11. 解約

（解約）

第22条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、第26条第1項の解約払戻金を請求することができます。

12. 保険契約内容の変更

（保険金額の減額）

第23条 保険契約者は、将来に向かって、満期保険金額、災害死亡保険金額および死亡保険金額を同じ割合で減額することができます。ただし、減額後の満期保険金額が会社の定める金額に満たないときは、保険金額の減額を取り扱いません。

- ② 保険金額の減額をするときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 保険金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（払済保険への変更）

第24条 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。ただし、変更後の満期保険金額（以下「払済満期保険金額」といいます。）に対する変更後の災害死亡保険金額（以下「払済災害死亡保険金額」といいます。）および変更後の死亡保険金額（以下「払済死亡保険金額」といいます。）の割合は、それぞれ変更前の満期保険金額に対する災害死亡保険金額および死亡保険金額の割合と同一とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、払済満期保険金額が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。
- ③ 第1項の払済保険への変更は、すでに第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、それらの元金金が返済された後でなければ取り扱いません。
- ④ 払済保険への変更後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 払済保険の保険期間は、変更前の保険期間と同一とします。
- (2) 払済満期保険金額、払済災害死亡保険金額および払済死亡保険金額は、変更時の解約払戻金額にもとづいて定めず。

- ⑤ 払済保険への変更後は、つぎに定める保険金を支払います。
- (1) 被保険者が保険期間満了時に生存しているときは、払済満期保険金額に相当する金額を満期保険金として満期保険金受取人に支払います。
 - (2) 被保険者が第2条に定める災害死亡保険金の支払事由に該当したときは、払済災害死亡保険金額に相当する金額を災害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
 - (3) 被保険者が第2条に定める災害高度障害保険金の支払事由に該当したときは、払済災害死亡保険金額に相当する金額を災害高度障害保険金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。
 - (4) 被保険者が第2条に定める死亡保険金または死亡給付金の支払事由に該当したときは、払済死亡保険金額に相当する金額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
 - (5) 被保険者が第2条に定める高度障害保険金または高度障害給付金の支払事由に該当したときは、払済死亡保険金額に相当する金額を高度障害保険金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。
- ⑥ 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ⑦ 払済保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。

（原保険契約への復旧）

- 第25条 保険契約者は、保険金額を減額した日または払済保険に変更した日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約に復旧することができます。
- ② 原保険契約への復旧を請求するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - ③ 会社が原保険契約への復旧を承諾したときは、会社の指定した日までに会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。
 - ④ 会社が原保険契約への復旧を承諾したときは、つぎの時から復旧による増額部分について保険契約上の責任を負います。
 - (1) 原保険契約への復旧を承諾した後に前項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
 - (2) 前項の金額を受け取った後に原保険契約への復旧を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
 - ⑤ 原保険契約に復旧されたときは、保険契約者に通知します。

13. 払戻金

（解約払戻金）

- 第26条 解約払戻金は、保険料払込中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、払済保険に変更された保険契約については、その経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。
- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社に提出してください。
 - ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第5条（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

14. 保険契約の更新

（保険契約の更新）

- 第27条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新することができます。ただし、つぎのいずれかの場合には、更新することはできません。
- (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
 - (3) 保険料の払込が免除されているとき
- ② 更新後の保険期間は、つぎのとおりとします。
- (1) 更新前の保険期間と同一とします。ただし、更新前の保険期間と同一とすると前項第2号に該当する場合は、会社の定める保険期間の範囲内で、更新後の保険期間を短縮して更新することができます。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険契約の更新の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。
- ③ 更新後の保険料または保険金額は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。

- ④ 更新後の保険料または保険金額は、更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- ⑥ 第9条（保険料の払込）第2項から第4項までならびに第12条（保険料払込の猶予期間）第2項および第3項の規定は、前項の場合に準用します。
- ⑦ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第5項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとしします。
- ⑧ 更新後の保険契約については、会社は、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑨ 保険契約が更新された場合、保険金（満期保険金を除きます。）および給付金の支払ならびに保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。ただし、更新後の保険契約については、第2条（保険金および給付金の支払）中「契約日」とあるのは「更新日」と、別表4（死亡給付金額および高度障害給付金額）中「契約日」とあるのは「更新日」と、「保険契約の締結時」とあるのは「保険契約の更新時」と読み替えます。
- ⑩ 更新後の保険契約について第16条（保険契約の繰下復活）または第37条（契約者配当金の割当）の規定を適用するときは、「契約日」とあるのは「更新日」と読み替えます。
- ⑪ 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。
- ⑫ 前項の規定により保険契約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用します。
- ⑬ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

15. 保険契約者に対する貸付

（保険契約者に対する貸付）

第28条 保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。

(1) 第26条第1項の解約払戻金額のうち会社の定める範囲内の金額

(2) すでに第14条（保険料の振替貸付）または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額

- ② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。
- ④ 本条の貸付金がある場合、第3条（保険金および給付金の支払に関する補則）第13項の規定によるほか、保険契約が消滅したときまたは保険金額を減額したときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
- ⑤ 第14条（保険料の振替貸付）および本条による貸付金の元利合計額が第26条第1項の解約払戻金額をこえたときは、保険契約は効力を失います。

16. 保険契約者または保険金の受取人の変更

（保険契約者の変更）

第29条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 保険契約者が増えられたときは、保険契約者に通知します。

（保険金の受取人の変更）

第30条 保険契約者は、死亡保険金等または満期保険金の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。

(1) 死亡保険金受取人

(2) 満期保険金受取人

- ② 高度障害保険金等の受取人の変更は取り扱いません。
- ③ 第1項第1号の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。
- ④ 死亡保険金等または満期保険金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金等または満期保険金の受取人としします。
- ⑤ 前項の規定により死亡保険金等または満期保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金等または満期保険金の受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金等または満期保険金の受取人を死亡保険金等または満期保険金の受取人としします。

- ⑥ 第4項および前項により死亡保険金等または満期保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑦ 死亡保険金等または満期保険金の受取人を変更するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社に提出してください。
- ⑧ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社に変更前の死亡保険金等または満期保険金の受取人に死亡保険金等または満期保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金等または満期保険金の受取人から死亡保険金等または満期保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

17. 保険契約者または保険金の受取人の代表者

（保険契約者の代表者）

第31条 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

（保険金の受取人の代表者）

第32条 死亡保険金受取人または満期保険金受取人が2人以上いるときは、それぞれ代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の死亡保険金受取人または満期保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金受取人または満期保険金受取人の1人に対して行った行為は、他の者に対しても効力を生じます。

18. 保険契約者の住所または集金場所の変更

（保険契約者の住所または集金場所の変更）

第33条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

19. 被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）

第34条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料もしくは保険金額の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

20. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第35条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第36条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

21. 契約者配当金

(契約者配当金の割当)

第37条 会社は、会社の定める基準により積み立てた契約者配当準備金中から、毎事業年度末に、つぎの保険契約（第5号に定める保険契約については、保険契約のうち減額される部分）に対して、会社の定める方法により計算した利益配当金を契約者配当金として割り当てます。この場合、第4号に該当する保険契約については、第3号に該当する保険契約に対して割当を行った金額を下回る金額とし、第5号に該当する保険契約については、これに準じた金額とします。

- (1) つぎの事業年度中に契約日の5年ごとの応当日（以下「5年ごと契約応当日」といいます。）が到来する保険契約
 - (2) つぎの事業年度中に保険期間が満了する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に、契約日から起算して1年をこえて継続し死亡保険金等または高度障害保険金等の支払により消滅する保険契約。ただし、直前の5年ごと契約応当日から起算して1年以内の死亡保険金等または高度障害保険金等の支払により消滅する保険契約を除きます。
 - (4) つぎの事業年度中に、契約日から起算して2年をこえて継続し前2号および第6号以外の事由により消滅する保険契約。ただし、直前の5年ごと契約応当日から起算して1年以内に消滅する保険契約を除きます。
 - (5) つぎの事業年度中に、契約日から起算して2年をこえて継続し保険金額が減額される保険契約。ただし、直前の5年ごと契約応当日から起算して1年以内に減額される保険契約を除きます。
 - (6) つぎの事業年度中に保険契約の転換または家族承継により消滅する保険契約
- ② 前項のほか、会社は、契約日から所定の年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して契約者配当金の割当を行うことがあります。

(契約者配当金の支払)

第38条 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度の年単位の契約応当日の前日（第3号、第4号または第5号の場合は消滅または減額する直前の年単位の契約応当日の前日とし、また、第6号の場合は転換または家族承継により消滅する日とします。）までの保険料が払い込まれている保険契約（保険料の払込を要しなくなった保険契約を含みます。）に対して、つぎのとおり支払います。

- (1) 前条第1項第1号の規定により割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度中に到来する5年ごと契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保険契約が消滅したときまたは保険契約者から請求があったときに保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは保険金とともにその受取人に支払います。
 - (2) 前条第1項第2号の規定により割り当てた契約者配当金は、満期保険金とともに満期保険金受取人に支払います。
 - (3) 前条第1項第3号の規定により割り当てた契約者配当金は、死亡保険金等または高度障害保険金等とともにその受取人に支払います。
 - (4) 前条第1項第4号の規定により割り当てた契約者配当金は、解約払戻金等とともに保険契約者に支払います。
 - (5) 前条第1項第5号の規定により割り当てた契約者配当金は、解約払戻金とともに保険契約者に支払います。
 - (6) 前条第1項第6号の規定により割り当てた契約者配当金は、転換価格または承継価格に充当します。
- ② 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。
- ③ 契約者配当金を請求するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社に提出してください。
- ④ 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第5条（保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

22. 時効

(時効)

第39条 保険金、給付金、解約払戻金、契約者配当金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

23. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第40条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店または保険金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- ② この保険契約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. ボーナス併用払込方式に関する特則

（ボーナス併用払込方式に関する特則）

第41条 保険契約者は、保険契約締結または更新の際、会社の承諾を得て、保険期間を通じて払い込む保険料を同額とする保険料の払込方式（以下「平準払込方式」といいます。）にかえて、あらかじめ指定した年2回の払込期月（以下「ボーナス月」といいます。）に払い込む保険料をボーナス月以外の払込期月（以下「平常月」といいます。）に払い込む保険料より高く設定する保険料の払込方式（以下「ボーナス併用払込方式」といいます。）を選択することができます。この場合、ボーナス月は会社の定める範囲内で指定するものとします。

- ② 前項のほか、保険契約者は、保険契約の締結後、会社の承諾を得て、保険料の払込方式を変更することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険料の払込が免除されているときは、保険料の払込方式の変更を取り扱いません。
- (1) 平準払込方式からボーナス併用払込方式に変更する場合、保険契約者は、ボーナス月を会社の定める範囲内で指定するものとします。
- (2) 保険料の払込方式を変更するときは、保険契約者は、別表5に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- (3) 会社が保険料の払込方式の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。この場合、第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
- (4) 保険料の払込方式が変更されたときは、保険契約者に通知します。
- ③ ボーナス併用払込方式による保険契約については、第16条（保険契約の繰下復活）の規定は適用しません。
- ④ この保険契約に付加されている特約の保険料については、ボーナス併用払込方式の取扱は行いません。

25. 主契約の一部を特約に変更して更新する場合の特則

（主契約の一部を特約に変更して更新する場合の特則）

第42条 保険契約者は、保険契約の更新の際、会社の承諾を得て、更新前の主契約の一部を5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 更新後の5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約の保険金額は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
- (2) 前号のほか、第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。

26. 他の保険契約から更新する場合の特則

（他の保険契約から更新する場合の特則）

第43条 会社の定める他の保険契約からこの保険契約に更新する場合には、第27条（保険契約の更新）および前条の規定を準用します。ただし、更新前の保険契約に保険料の払込免除に関する規定がない場合には、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続していないものとして取り扱います。

27. デビットカードによる保険料等の払込

（デビットカードによる保険料等の払込）

第44条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

28. 平成19年3月31日以前に締結された他の保険契約から更新する場合の特則

（平成19年3月31日以前に締結された他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則）

第45条 平成19年3月31日以前に締結された他の保険契約からこの保険契約に更新する場合、更新後の保険契約の被保険者の年齢は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 更新日における被保険者の年齢（以下本条において「更新年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 更新後の被保険者の年齢は、更新年齢に、更新日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

29. 遺言による保険金の受取人の変更

(遺言による保険金の受取人の変更)

第46条 第30条（保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金等または満期保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、第30条に定める保険金の受取人の変更をすることができます。

- ② 前項の死亡保険金受取人の変更は、第30条第3項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。
- ③ 本条による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人は、別表5に定める書類を会社に提出してください。

30. 給付金等の受取人による保険契約の存続

(給付金等の受取人による保険契約の存続)

第47条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
 - (3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと
- ③ 前項の場合、給付金等の受取人は、別表5に定める書類を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。
 - (1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - (2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - (3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - (4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - ア. 生存を支払事由とする給付金等
 - イ. 解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等
 - (5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等
- ⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
- ⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合
 - ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
 - (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合
 - ア. 当該支払うべき金額を債権者等に支払います。
 - イ. 当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア. の金額を差し引いた金額とします。
 - ウ. 第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- ⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合
 - ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
 - (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合
 - ア. 当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。
 - イ. 保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。

31. 契約内容の登録

（契約内容の登録）

第48条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同様とします。）
 - (4) 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

32. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

（情報端末による保険契約の申込等に関する特則）

第49条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。
 - (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。
- ② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は(1)によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、(2)の事故は除外します。

(1) 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

(2) 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表2 高度障害保険金等の支払の対象となる高度障害状態

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表3 保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態

- (1) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (2) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1手の5手指を失ったかもしくは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 10足指を失ったもの
- (7) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

別表2および別表3の備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

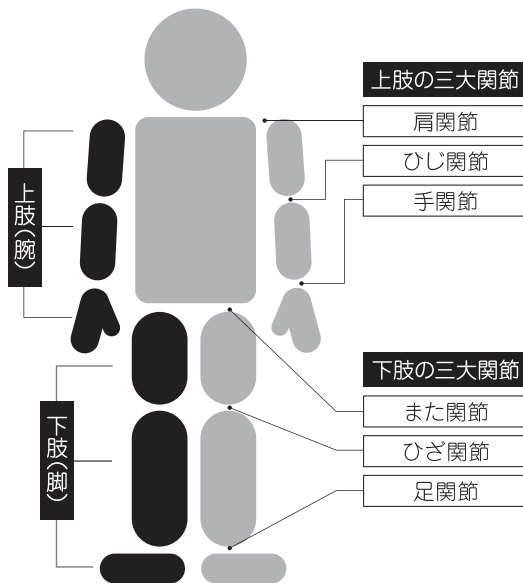
- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

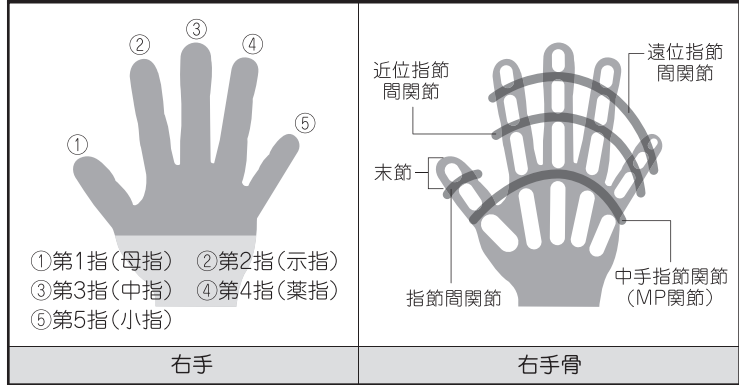
「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

呼 称

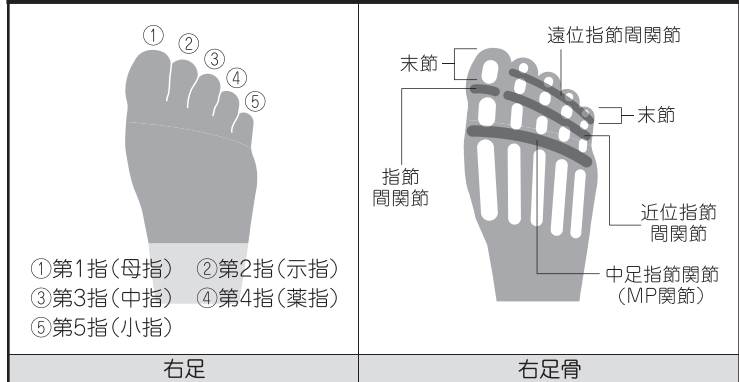
身体呼称



手指の呼称

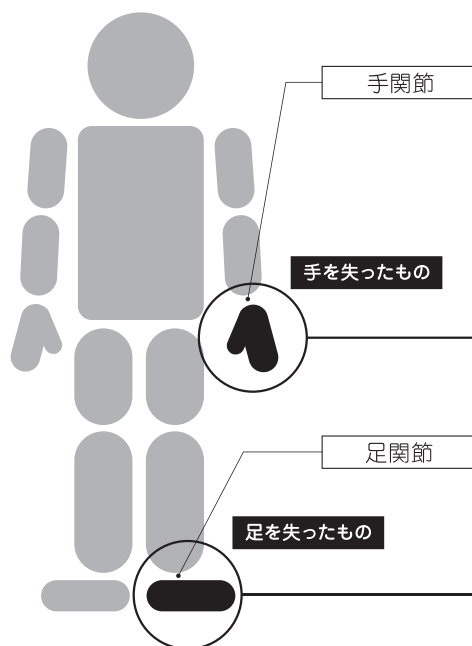


足指の呼称

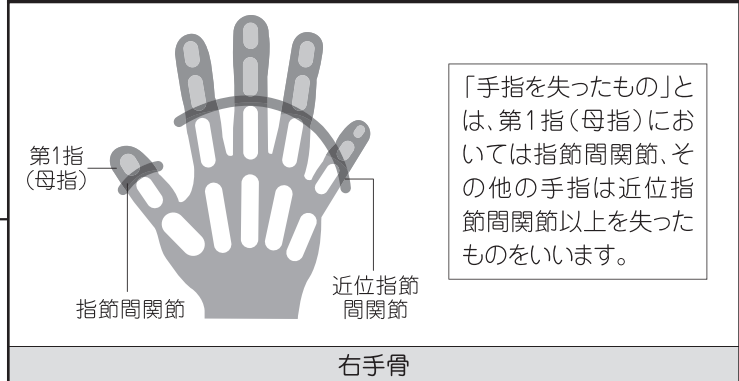


(身体)障害図解例

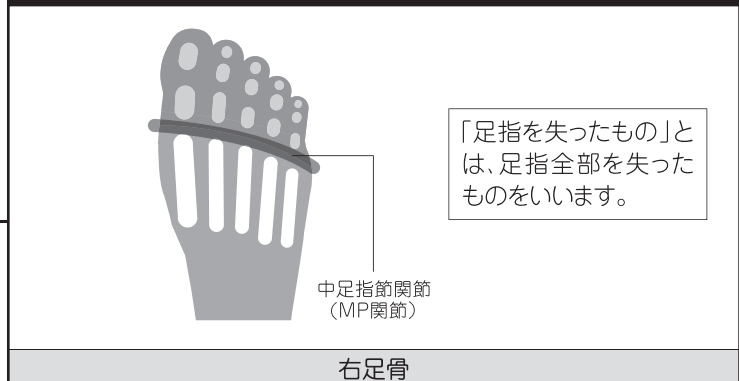
手・足を失ったもの



手指を失ったもの



足指を失ったもの



別表4 死亡給付金額および高度障害給付金額

死亡給付金額および高度障害給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

$$\text{既払込保険料相当額} + (\text{月払保険料額} \times 5)$$

(注)

1. 「既払込保険料相当額」とは、契約日から被保険者が死亡した日または高度障害状態に該当した日を含む保険料期間までに払い込むべき保険料（第1回保険料を含みます。）の合計額に相当する金額をいいます。
2. 保険金額の減額が行われた場合、既払込保険料相当額は、保険契約の締結時から減額後の保険料額であったものとして計算します。また、月払保険料額は、減額後の月払保険料額とします。
3. ボーナス併用払込方式による保険契約については、「月払保険料額」は「平常月に払い込む保険料額」と読み替えます。
4. 保険料の払込方式の変更が行われた場合、既払込保険料相当額は、保険契約の締結時から変更後の保険料の払込方式および保険料額であったものとして計算します。また、月払保険料額（ボーナス併用払込方式による保険契約については、平常月に払い込む保険料額）は、変更後の月払保険料額（ボーナス併用払込方式による保険契約については、変更後の平常月に払い込む保険料額）とします。

別表5 請求書類

(1) 保険金および給付金ならびに保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 満期保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、満期保険金受取人と同一人の場合は不要） (3) 満期保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
2. 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3. 災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、災害高度障害保険金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 災害高度障害保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4. 死亡保険金または死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
5. 高度障害保険金または高度障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、高度障害保険金または高度障害給付金の受取人と同一人の場合は不要） (4) 高度障害保険金または高度障害給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

項 目	必 要 書 類
6. 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 保険契約の復活および繰下復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書 (3) 保険証券
2. 保険契約内容の変更 ・ 保険金額の減額 ・ 払済保険への変更 ・ 保険料の払込方式の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
3. 保険契約の復旧	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書 (3) 保険証券
4. 解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
5. 保険契約者に対する貸付	(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
6. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7. 保険金の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
	遺言による場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
8. 契約者配当金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9. 給付金等の受取人による保険契約の存続	(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表6 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかざります。）	

（注）新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同様とします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

短期入院保障特約（07）

（平成22年3月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、会社の定める医療保険または主たる保険契約に付加されている会社の定める入院関係特約とあわせて付加することにより、2日以上継続した入院から給付を行うことができるように医療保険または入院関係特約の給付内容を変更することを主な内容としています。

（用語の定義）

第1条 この特約条項において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

（1）「医療保険」

「医療保険」とは、会社の定める医療保険をいいます。

（2）「主契約」

「主契約」とは、前号に定める医療保険以外の主たる保険契約をいいます。

（3）「入院関係特約」

「入院関係特約」とは、入院給付金（ただし、長期入院給付金を除きます。）の支払を行う会社の定める入院関係特約をいいます。

（特約の締結）

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、医療保険または入院関係特約とあわせて医療保険または主契約に付加して締結します。この場合、この特約を締結する時はつぎの各号に定めるとおりとします。

（1）医療保険または主契約の締結の際

（2）医療保険または主契約の更新の際

（3）主契約の責任開始期以後

（4）入院関係特約の更新の際

② 前項の規定にかかわらず、主契約に入院関係特約がすでに付加されている場合は、この特約を付加することはできません。

③ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（短期入院保障への変更）

第3条 この特約を付加することにより、医療保険の普通保険約款および各入院関係特約の特約条項に定める支払事由の規定中、「その入院日数が継続して5日以上であること」とあるのは「その入院日数が継続して2日以上であること」と変更して適用します。

② 前項の規定により変更して適用する医療保険および入院関係特約は、つぎの各号に定める医療保険および入院関係特約とします。

（1）この特約の付加されている医療保険

（2）この特約とあわせて医療保険または主契約に付加したすべての入院関係特約

（3）この特約の付加されている主契約に新たに付加した入院関係特約

（特約の解約）

第4条 この特約の解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

第5条 医療保険もしくは主契約または主契約に付加されているすべての入院関係特約が解約その他の事由により消滅した場合には、この特約は消滅します。

（医療保険および入院関係特約の規定の準用）

第6条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、医療保険の普通保険約款および各入院関係特約の特約条項の規定を準用します。

（主契約にこの特約と無配当健康祝金付定期保険特約をあわせて付加した場合の特則）

第7条 主契約にこの特約と無配当健康祝金付定期保険特約をあわせて付加した場合には、無配当健康祝金付定期保険特約条項の規定はつぎの各号のとおり取り扱います。

（1）第7条（健康祝金の支払）および第8条（健康祝金の支払に関する補則）の規定中の入院給付金に、この特約の

付加により変更されて支払われる入院給付金を含みます。

- (2) 第8条（健康祝金の支払に関する補則）第3項の規定中「入院日数が継続して5日以上」とあるのは「入院日数が継続して2日以上」と読み替えます。

（健康祝金特則を付加した医療保険にこの特約を付加した場合の特則）

第8条 健康祝金特則を付加した無配当医療保険にこの特約を付加した場合には、無配当医療保険の普通保険約款の健康祝金特則の規定はつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（健康祝金の支払）および第3条（健康祝金の支払に関する補則）の規定中の入院給付金に、この特約の付加により変更されて支払われる入院給付金を含みます。
- (2) 第3条（健康祝金の支払に関する補則）第2項の規定中「入院日数が継続して5日以上」とあるのは「入院日数が継続して2日以上」と読み替えます。

無配当入院・手術保障特約（07）

（平成26年7月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加し、被保険者が入院したときおよび手術を受けたときの保障を行うことを目的とし、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）入院給付金

被保険者が入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

（2）手術給付金

被保険者が所定の手術を受けたときにお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時までに払い込んでください。

③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。

④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（給付金の支払）

第2条 この特約において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかに該当する入院をしたとき (1) つぎのいずれにも該当する入院をしたとき ア. この特約の責任開始期（復活もしくは繰下復活が行われた場合の特約または復旧が行われた場合の特約の増額部分については、最後の復活もしくは繰下復活または復旧の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること イ. その入院が疾病の治療を目的とすること ウ. その入院が別表1に定める病院または診療所における別表2に定める入院であること エ. その入院日数が継続して5日以上であること (2) つぎのいずれにも該当する入院をしたとき ア. この特約の責任開始期以後に生じた主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）を直接の原因とする入院であること イ. その入院が傷害の治療を目的とすること ウ. その入院がその事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること エ. その入院が別表1に定める病院または診療所における別表2に定める入院であること オ. その入院日数が継続して5日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（備考4に定めるところによります。ただし、入院給付金の支払事由のうち(2)による場合を除きます。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を直接の目的とする手術 (2) 別表 1 に定める病院または診療所において受けた手術 (3) 別表 3 に定めるいずれかの種類の手術	手術 1 回につき、 入院給付金日額 × (別表 3 に定める 給付倍率)	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（備考 4 に定めるところによります。ただし、入院給付金の支払事由のうち(2)による場合を除きます。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

（給付金の支払に関する補則）

第 3 条 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のすべての条件を満たすときは、継続した 1 回の入院とみなして前条の規定を適用します。

- (1) 転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の不慮の事故または疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）であること
- (2) 転入院または再入院の前の入院の退院日の翌日から起算して転入院または再入院の開始日の前日までの期間が 30 日以内であること
- ② 被保険者が疾病を直接の原因とする入院中に、異なる疾病を併発し（入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合を含みます。）、さらに治療を開始したときは、その併発した疾病については、入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- ③ 被保険者が 2 以上の不慮の事故により入院した場合には、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故による入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院給付金の支払金額は、前条の規定にかかわらず、入院給付金日額に、主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
- ④ 不慮の事故による入院給付金と疾病による入院給付金の支払事由が重複する場合には、その重複した入院日数については、不慮の事故による入院給付金を支払い、疾病による入院給付金は支払いません。
- ⑤ 被保険者がつぎのいずれかに該当する入院をした場合には、疾病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による入院
 - (2) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日を経過した後に開始した入院
 - (3) この特約の責任開始期以後に開始した、別表 6 に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）のための入院
- ⑥ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、継続した 1 回の入院とみなして前条および次条第 1 号の規定を適用します。
- ⑦ 前項に該当した場合でも、つぎの場合には、新たな入院とみなして前条の規定を適用します。
 - (1) 同一の疾病（その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があるときを含みます。）

- により入院給付金が支払われ、最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- (2) 同一の不慮の事故により入院給付金が支払われ、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ⑧ 被保険者の入院中に入院給付金日額が減額されたときは、入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑨ 被保険者の入院中に、つぎの各号に定める事由が生じた場合には、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条および第1項の規定を適用します。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の災害高度障害保険金、高度障害保険金または高度障害給付金を支払ったことによりこの特約が消滅したとき
- ⑩ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院または手術を受けた場合には、つぎのとおり取り扱いします。
- (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院または受けた手術について、つぎのア、またはイ、のいずれかの場合に該当するときは、その入院または手術はこの特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院または手術とみなして取り扱いします。
- ア. この特約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- イ. その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- b. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- c. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始または手術を受けたときは、その入院または手術は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱いします。
- ⑪ 被保険者が同時に2種類以上の手術をあわせて受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱いします。
- ⑫ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、給付金の受取人は保険契約者としてします。
- ⑬ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院または手術を受けた場合でも、その原因により入院または手術を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（入院給付金の支払限度）

第4条 入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 1回の入院についての支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して1,095日とします。

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

第5条 この特約による給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表4に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、第13条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. まですに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは給付金請求の意図に関するこの特

約の締結時から給付金請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第6条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款第6条（保険料の払込免除）の規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第7条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第8条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する入院給付金があるときは、その入院給付金を支払います。
- ③ 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

（特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第10条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

（特約の復活および繰下復活）

第11条 主契約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の

復活)または第16条(保険契約の繰下復活)の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第12条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条(告知義務)、第19条(告知義務違反による解除)および第20条(保険契約を解除できない場合)の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第13条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第6条(特約保険料の払込免除)の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または主契約の保険金の受取人に通知します。
- ④ 本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、第18条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

- ② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(入院給付金日額の減額)

第15条 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額に満たないときは、入院給付金日額の減額を取り扱いません。

- ② 主契約(主契約に付加されている5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約を含みます。)の保険金額が減額され、入院給付金日額が会社の定める限度をこえるときは、入院給付金日額はその限度まで減額されるものとします。
- ③ 入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 入院給付金日額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項の規定によりこの特約が消滅したとき(主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。)は、会社は、第18条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ③ 第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金もあ

わせて主約款の規定に準じて支払います。

（特約の復旧）

第17条 保険契約者は、第15条（入院給付金日額の減額）第1項の入院給付金日額の減額をした日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、この特約を復旧することができます。

- ② 保険金額が減額された主契約（主契約に付加されている5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約を含みます。）について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、第15条（入院給付金日額の減額）第2項の規定により減額されたこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ③ 払済保険に変更された主契約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ④ 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）

第18条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

（特約の更新）

第19条 この特約の保険期間が満了し、主契約が更新されるときは、主契約とともにこの特約も更新されます。

- ② 更新後の入院給付金日額は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
- ③ この特約が更新された場合、給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ④ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- ⑤ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第3項の規定を準用します。
- ⑥ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。
- ⑦ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（契約者配当金）

第20条 この特約には契約者配当金はありません。

（契約内容の登録）

第21条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 入院給付金の種類
- (3) 入院給付金の日額
- (4) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同様とします。）
- (5) 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

(管轄裁判所)

第22条 この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判所）の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(特別条件を付加する場合の特則)

第24条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

(1) 割増保険料法

この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの特約の払込保険料とします。

(2) 特定疾病・部位不担保法

この方法による場合には、この特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または別表5に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた疾病（主約款別表6に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする入院または手術については、第2条（給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 前項の規定により特別条件が付加された場合、主契約とともにこの特約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

(1) 割増保険料法が適用されている場合

更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。

(2) 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

主契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。

③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合には、第11条（特約の復活および繰下復活）の規定のうち、特約の繰下復活の規定は適用しません。また、主約款第16条（保険契約の繰下復活）の規定にかかわらず、主契約の繰下復活の規定を適用しません。ただし、この特約に特定疾病・部位不担保法が適用されている場合で、不担保期間が満了しているときは、主契約およびこの特約の繰下復活の取扱をします。

④ 第1項第1号の割増保険料法により取り扱った場合、割増保険料部分の解約払戻金があるときには、第18条（特約の解約払戻金）第1項に定める解約払戻金には、割増保険料部分の解約払戻金を加えます。

(他の特約からこの特約に更新する場合の特則)

第25条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第19条（特約の更新）の規定を準用します。

(通算支払限度が700日の特約等から更新する場合の特則)

第26条 通算支払限度が700日の特約または保険契約からこの特約に更新する場合、第4条（入院給付金の支払限度）

第2号の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。」

② 前項のほか、第19条（特約の更新）および前条の規定を準用して取り扱います。

(平成19年3月31日以前に締結された他の保険契約または他の特約から更新を行う場合の特則)

第27条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の保険契約または他の特約（以下本条において「他の保険契約等」といいます。）からこの特約へ更新する場合に適用します。

② 主契約の保険期間の満了とともに他の保険契約等の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

（受取人の変更）

第28条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表1に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術 番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）		20倍
2. 乳房切断術		20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術		20
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）		20
5. 頭蓋骨親血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）		20
6. 鼻骨親血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節親血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）		20
8. 脊椎・骨盤親血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨親血手術		10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）		20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）		20
12. 四肢骨・四肢関節親血手術（手指・足指を除く。）		10
13. 筋・腱・靱帯親血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）		10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		40
§ 循環器・脾の手術		
19. 親血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20

手術 番号	手 術 の 種 類	給付倍率
§ 消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20倍
27. 顎下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術		20
33. ヘルニア根本手術		10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術		10
35. 直腸脱根本手術		20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）		20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）		10
§ 尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者にかざる。）		40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）		20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）		20
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）		20
42. 陰茎切断術		40
43. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術		20
44. 陰嚢水腫根本手術		10
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）		40
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術		10
47. 帝王切開娩出術		10
48. 子宮外妊娠手術		20
49. 子宮脱・膣脱手術		20
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）		20
51. 卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）		20
52. その他の卵管・卵巣手術		10
§ 内分泌器の手術		
53. 下垂体腫瘍摘除術		40
54. 甲状腺手術		20
55. 副腎全摘除術		20
§ 神経の手術		
56. 頭蓋内観血手術		40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）		20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術		40
59. 脊髄硬膜内外観血手術		20

手術 番号	手 術 の 種 類	給付倍率
§ 感覚器・視器の手術		10倍
60. 眼瞼下垂症手術		10
61. 涙小管形成術		10
62. 涙嚢鼻腔吻合術		10
63. 結膜嚢形成術		10
64. 角膜移植術		10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術		10
66. 虹彩前後癒着剥離術		10
67. 緑内障観血手術		20
68. 白内障・水晶体観血手術		10
69. 硝子体観血手術		10
70. 網膜剥離症手術		10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（視力矯正手術を除く。また、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
72. 眼球摘除術・組織充填術		20
73. 眼窩腫瘍摘出術		20
74. 眼筋移植術		10
§ 感覚器・聴器の手術		20
75. 観血の鼓膜・鼓室形成術		10
76. 乳様洞削開術		20
77. 中耳根本手術		20
78. 内耳観血手術		20
79. 聴神経腫瘍摘出術		40
§ 悪性新生物の手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術を除く。）		40
80. 悪性新生物根治手術		10
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		20
82. その他の悪性新生物手術		20
§ 上記以外の手術		20
83. 上記以外の開頭術		20
84. 上記以外の開胸術		10
85. 上記以外の開腹術		20
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
§ 新生物根治放射線照射		10
88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		

別表4 請求書類

項 目	必 要 書 類
1. 入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、入院給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

項 目	必 要 書 類
2. 手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、手術給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表5 身体部位一覧表

部位番号	身 体 部 位 の 名 称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸廓
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	鼠蹊部
19	睾丸および副睾丸
20	前立腺
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

別表6 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	○00～○08
○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	○10～○16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	○20～○29
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30～○48
○分娩の合併症	○60～○75
○分娩（○80～○84）中の	
・単胎自然分娩（○80）中の	
・自然骨盤位分娩	○80.1
・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	○81
・帝王切開による単胎分娩	○82
・その他の介助単胎分娩	○83
・多胎分娩	○84
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	○85～○92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	○94～○99
○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
・産科的破傷風	A34

備考

1. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術などのため入院している場合のことをいいます。

2. 治療を直接の目的としない手術

「治療を直接の目的としない手術」とは、例えば、美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などのことをいいます。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

無配当女性特定疾病入院保障特約（07）

（平成26年7月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に無配当入院・手術保障特約とあわせて付加し、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）女性特定疾病入院給付金

被保険者が女性特定疾病により入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時まで払い込んでください。

③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。

④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（女性特定疾病入院給付金の支払）

第2条 この特約において支払う女性特定疾病入院給付金は、つぎのとおりです。

名 称	女性特定疾病入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受 取 人
女性特定疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活もしくは繰下復活が行われた場合の特約または復旧が行われた場合の特約の増額部分については、最後の復活もしくは繰下復活または復旧の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に発病した別表1に定める女性特定疾病（以下「女性特定疾病」といいます。）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が女性特定疾病の治療を目的とすること (3) その入院が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること (4) その入院日数が継続して5日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被 保 険 者

（女性特定疾病入院給付金の支払に関する補則）

第3条 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のすべての条件を満たすときは、継続した1回の入院とみなして前条の規定を適用します。

(1) 転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の女性特定疾病（これと医学上重要な関係がある女性特定疾病を含みます。）であること

(2) 転入院または再入院の前の入院の退院日の翌日から起算して転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること

② 被保険者が女性特定疾病を直接の原因とする入院中に、異なる女性特定疾病を併発し（入院を開始した時に異なる女性特定疾病を併発していた場合を含みます。）、さらに治療を開始したときは、その併発した女性特定疾病については、入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。

③ 被保険者が女性特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、1回の入院とみなして前条および次条第1号の規定を適用します。

④ 前項に該当した場合でも、女性特定疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

⑤ 被保険者が女性特定疾病以外の原因による入院中に、女性特定疾病を併発し、その女性特定疾病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院をその女性特定疾病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。ただし、その女性特定疾病のみによっても入院の必要があるときにかぎりあります。

⑥ 被保険者の入院中に入院給付金日額が減額されたときは、女性特定疾病入院給付金の支払金額は、各日現在の入院

給付金日額にもとづいて計算します。

- ⑦ 被保険者の入院中に、つぎの各号に定める事由が生じた場合には、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条および第1項の規定を適用します。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の災害高度障害保険金、高度障害保険金または高度障害給付金を支払ったことによりこの特約が消滅したとき
- ⑧ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性特定疾病の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア. またはイ. のいずれかの場合に該当するときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ア. この特約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその女性特定疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- イ. その女性特定疾病（その女性特定疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- b. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- c. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑨ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、女性特定疾病入院給付金の受取人は保険契約者とします。

（女性特定疾病入院給付金の支払限度）

第4条 女性特定疾病入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 1回の入院についての支払限度は、支払日数（女性特定疾病入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して1,095日とします。

（女性特定疾病入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

第5条 女性特定疾病入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または女性特定疾病入院給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 女性特定疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表4に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 女性特定疾病入院給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 女性特定疾病入院給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から女性特定疾病入院給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、女性特定疾病入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項第13条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までは該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは女性特定疾病入院給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から女性特定疾病入院給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、女性特定疾病入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限

定される照会 60日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は女性特定疾病入院給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その女性特定疾病入院給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第6条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第6条（保険料の払込免除）の規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第7条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとして扱います。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

- 第8条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、女性特定疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する女性特定疾病入院給付金があるときは、その女性特定疾病入院給付金を支払います。
 - ③ 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

（特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第10条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

（特約の復活および繰下復活）

- 第11条 主契約および主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとして扱います。
- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）または第16条（保険契約の繰下復活）の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第12条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第13条 この特約の重大事由による解除については、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定を準用します。

（特約の解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（入院給付金日額の減額）

第15条 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額に満たないときは、入院給付金日額の減額を取り扱いません。

② 主契約（主契約に付加されている5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約を含みます。）の保険金額が減額され、入院給付金日額が会社の定める限度をこえるときは、入院給付金日額はその限度まで減額されるものとします。

③ 入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

④ 入院給付金日額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

（1）主契約または主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約が解約その他の事由により消滅したとき

（2）主契約が払済保険に変更されたとき

② 第4条（女性特定疾病入院給付金の支払限度）第2号の規定により、女性特定疾病入院給付金の支払が通算限度に達したときは、第7条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、この特約は消滅します。

③ 第1項の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第18条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

④ 第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。

⑤ 第2項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（特約の復旧）

第17条 保険契約者は、第15条（入院給付金日額の減額）第1項の入院給付金日額の減額をした日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、この特約を復旧することができます。

② 保険金額が減額された主契約（主契約に付加されている5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約を含みます。）について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

③ 払済保険に変更された主契約およびその変更に伴って消滅した無配当入院・手術保障特約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

④ 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）

第18条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

（特約の更新）

第19条 この特約の保険期間が満了し、主契約とともに無配当入院・手術保障特約が更新されるときは、主契約および無配当入院・手術保障特約とともにこの特約も更新されます。

② 更新後の入院給付金日額は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。

③ この特約が更新された場合、女性特定疾病入院給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

④ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。

⑤ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定め

る他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第3項の規定を準用します。

⑥ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。

⑦ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（契約者配当金）

第20条 この特約には契約者配当金はありません。

（契約内容の登録）

第21条 この特約の契約内容の登録については、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定を準用します。

（管轄裁判所）

第22条 この特約における女性特定疾病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判所）の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（特別条件を付加する場合の特則）

第24条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

（1）割増保険料法

この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの特約の払込保険料とします。

（2）特定疾病・部位不担保法

この方法による場合には、この特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または別表5に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた女性特定疾病を直接の原因とする入院については、第2条（女性特定疾病入院給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 前項の規定により特別条件が付加された場合、主契約とともにこの特約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

（1）割増保険料法が適用されている場合

更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。

（2）特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

主契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、

③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合には、第11条（特約の復活および繰下復活）の規定のうち、特約の繰下復活の規定は適用しません。また、主約款第16条（保険契約の繰下復活）の規定にかかわらず、主契約の繰下復活の規定を適用しません。ただし、この特約に特定疾病・部位不担保法が適用されている場合で、不担保期間が満了しているときは、主契約およびこの特約の繰下復活の取扱をします。

④ 第1項第1号の割増保険料法により取り扱った場合、割増保険料部分の解約払戻金があるときには、第18条（特約の解約払戻金）第1項に定める解約払戻金には、割増保険料部分の解約払戻金を加えます。

（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）

第25条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第19条（特約の更新）の規定を準用します。

（通算支払限度が700日の特約から更新する場合の特則）

第26条 通算支払限度が700日の特約からこの特約に更新する場合、第4条（女性特定疾病入院給付金の支払限度）第2号の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。」

② 前項のほか、第19条（特約の更新）および前条の規定を準用して取り扱います。

（平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則）

第27条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」と

いいます。）からこの特約へ更新する場合に適用します。

- ② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

（受取人の変更）

第28条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

別表1 対象となる女性特定疾病

- ① 対象となる女性特定疾病とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記ア．およびイ．に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の女性特定疾病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

ア．対象となる女性特定疾病のうち、悪性新生物（本別表1において上皮内新生物を含み、以下本別表1において「悪性新生物」といいます。）は、つぎのとおりとします。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ○消化器の悪性新生物 ○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ○骨および関節軟骨の悪性新生物 ○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○女性生殖器の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ○上皮内新生物	- C00～C14 - C15～C26 - C30～C39 - C40～C41 - C43～C44 - C45～C49 - C50 - C51～C58 - C64～C68 - C69～C72 - C73～C75 - C76～C80 - C81～C96 - C97 - D00～D09
	ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。 ・子宮頸（部）の上皮内癌（D06）中の ・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔CⅠN〕，異型度Ⅲ ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち ・外陰部（D07.1）中の ・外陰部上皮内腫瘍〔VⅠN〕，異型度Ⅲ ・膣（D07.2）中の ・膣上皮内腫瘍〔V AⅠN〕，異型度Ⅲ ○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症＜多血症＞ ・骨髓異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	- D45 - D46 - D47.1 - D47.3

イ. 対象となる女性特定疾病のうち、悪性新生物を除く他の疾病は、つぎのとおりとします。

女性特定疾病 の種類	分 類 項 目	基本分類コード
新生物（悪性新生物を除く）	○上皮内新生物（D00～D09）中の つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるもの ・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔CⅠN〕，異型度Ⅲ ・外陰部上皮内腫瘍〔VⅠN〕，異型度Ⅲ ・膣上皮内腫瘍〔V AⅠN〕，異型度Ⅲ ○良性新生物（D10～D36）中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 ・腎尿路の良性新生物 ・甲状腺の良性新生物 ○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）のうち ・乳房	D06 D07.1 D07.2 D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34 D39 D41 D48.6
血液および造血器の疾患	○栄養性貧血 ○溶血性貧血（D55～D59）中の ・後天性溶血性貧血 ○無形成性貧血およびその他の貧血 ○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態（D65～D69）中の ・紫斑病およびその他の出血性病態 （劇症紫斑病（D65）を含む。）	D50～D53 D59 D60～D64 D69
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害（E00～E07）中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症（E03）中の ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症 ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮（後天性） ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕 ・甲状腺炎 ・その他の甲状腺障害 ○その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の ・クッシング症候群 ・卵巣機能障害 ○代謝障害（E70～E90）中の ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全（症）	E01 E02 E03.0 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07 E24 E28 E89.0 E89.4

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
循環器系の疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80～I 89）中の	
	・下肢の静脈瘤	I 83
	・その他の部位の静脈瘤（I 86）中の	I 86.3
	・外陰静脈瘤	
消化器系の疾患	○循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の	I 95
	・低血圧（症）	
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の	I 97.2
	・乳房切断後リンパ浮腫症候群	
筋骨格系および結合組織の疾患	○胆のう＜嚢＞、胆管および膵の障害（K 80～K 87）中の	
	・胆石症	K 80
	・胆のう＜嚢＞炎	K 81
	・胆のう＜嚢＞のその他の疾患	K 82
	・胆道のその他の疾患	K 83
筋骨格系および結合組織の疾患	○消化器系のその他の疾患（K 90～K 93）中の	
	・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K 91）中の	
	・胆のう＜嚢＞摘出＜除＞後症候群	K 91.5
	○炎症性多発性関節障害（M05～M14）中の	
	・血清反応陽性関節リウマチ	M05
	・その他の関節リウマチ	M06
	・若年性関節炎	M08
	・他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	・その他の明示された関節障害（M12）中の	
	・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクワ病〕	M12.0
	○全身性結合組織障害（M30～M36）中の	
	・その他のえ＜壊＞死性血管障害（M31）中の	
	・大動脈弓症候群〔高安病〕	M31.4
	・全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞＜S L E＞	M32
	・皮膚（多発性）筋炎	M33
	・全身性硬化症	M34
	・その他の全身性結合組織疾患（M35）中の	
	・乾燥症候群〔シェーグレン症候群〕	M35.0
	・その他の重複症候群	M35.1
	・リウマチ性多発筋痛症	M35.3
	・その他の明示された全身性結合組織疾患	M35.8
	・全身性結合組織疾患、詳細不明	M35.9

女性特定疾病 の種類	分 類 項 目	基本分類コード
腎尿路生殖器系 の疾患	○糸球体疾患 ○腎尿細管間質性疾患 ○腎不全（N17～N19）中の ・慢性腎不全 ○尿路結石症（N20～N23）中の ・腎結石および尿管結石 ・下部尿路結石 ・他に分類される疾患における尿路結石 ○腎および尿管のその他の障害（N25～N29）中の ・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害 ○尿路系のその他の疾患 （馬尾症候群（G83.4）中の馬尾症候群による神経因性膀胱（機能障害） およびその他の明示された脊髄疾患（G95.8）中の脊髄（性）膀胱（機能 障害）NOSを含む。） ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患 ○女性生殖器の非炎症性障害 （下垂体機能低下症（E23.0）に該当する女性不妊症を含む。） ○腎尿路生殖器系のその他の障害	N00～N08 N10～N16 N18 N20 N21 N22 N28 N29 N30～N39 N60～N64 N70～N77 N80～N98 N99
妊娠、分娩およ び産じょく＜褥 >	○流産に終わった妊娠 ○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿およ び高血圧性障害 ○主として妊娠に関連するその他の母体障害 ○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 ○分娩の合併症 ○分娩（O80～O84）中の ・単胎自然分娩（O80）中の ・自然骨盤位分娩 ・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 ・帝王切開による単胎分娩 ・その他の介助単胎分娩 ・多胎分娩 ○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症 ○その他の産科的病態、他に分類されないもの ○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の ・産科的破傷風	O00～O08 O10～O16 O20～O29 O30～O48 O60～O75 O80.1 O81 O82 O83 O84 O85～O92 O94～O99 A34

② 上記①ア. において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 ／3・・・・・・悪性、原発部位 ／6・・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9・・・・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表1の備考

① 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 請求書類

項 目	必 要 書 類
女性特定疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、女性特定疾病入院給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 女性特定疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

- （注） 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表5 身体部位一覧表

部位番号	身体部位の名称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸廓
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	鼠蹊部
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

備考

1. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのため入院している場合のことをいいます。

2. 同一の女性特定疾病

別表1において同一の女性特定疾病の種類に属する女性特定疾病は、病名が異なる場合でも「同一の女性特定疾病」とします。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係のような疾病の関係をいいます。

無配当女性入院保障特約（07）

（平成26年7月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に無配当入院・手術保障特約とあわせて付加し、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）女性疾病入院給付金

被保険者が女性疾病により入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時まで払い込んでください。

③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。

④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（女性疾病入院給付金の支払）

第2条 この特約において支払う女性疾病入院給付金は、つぎのとおりです。

名 称	女性疾病入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受 取 人
女性疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活もしくは繰下復活が行われた場合の特約または復活が行われた場合の特約の増額部分については、最後の復活もしくは繰下復活または復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に発病した別表1に定める女性疾病（以下「女性疾病」といいます。）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が女性疾病の治療を目的とすること (3) その入院が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること (4) その入院日数が継続して5日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被 保 険 者

（女性疾病入院給付金の支払に関する補則）

第3条 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のすべての条件を満たすときは、継続した1回の入院とみなして前条の規定を適用します。

（1）転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の女性疾病（これと医学上重要な関係がある女性疾病を含みます。）であること

（2）転入院または再入院の前の入院の退院日の翌日から起算して転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること

② 被保険者が女性疾病を直接の原因とする入院中に、異なる女性疾病を併発し（入院を開始した時に異なる女性疾病を併発していた場合を含みます。）、さらに治療を開始したときは、その併発した女性疾病については、入院開始の直接の原因となった女性疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。

③ 被保険者が女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった女性疾病が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、1回の入院とみなして前条および次条第1号の規定を適用します。

④ 前項に該当した場合でも、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

⑤ 被保険者が女性疾病以外の原因による入院中に、女性疾病を併発し、その女性疾病治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院をその女性疾病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。ただし、その女性疾病のみによっても入院の必要があるときにかぎりません。

⑥ 被保険者の入院中に入院給付金日額が減額されたときは、女性疾病入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付

特約

無配当女性入院保障特約（07）

金日額にもとづいて計算します。

- ⑦ 被保険者の入院中に、つぎの各号に定める事由が生じた場合には、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条および第1項の規定を適用します。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の災害高度障害保険金、高度障害保険金または高度障害給付金を支払ったことによりこの特約が消滅したとき
- ⑧ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性疾病の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱いします。
- (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア. またはイ. のいずれかの場合に該当するときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱いします。
- ア. この特約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその女性疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- イ. その女性疾病（その女性疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- b. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- c. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱いします。
- ⑨ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金の受取人は保険契約者とします。

（女性疾病入院給付金の支払限度）

第4条 女性疾病入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 1回の入院についての支払限度は、支払日数（女性疾病入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して1,095日とします。

（女性疾病入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

第5条 女性疾病入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または女性疾病入院給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表4に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 女性疾病入院給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 女性疾病入院給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から女性疾病入院給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項第13条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは女性疾病入院給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から女性疾病入院給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、女性疾病入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限

定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は女性疾病入院給付金を支払いません。

⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その女性疾病入院給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第6条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第6条（保険料の払込免除）の規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第7条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第8条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、女性疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する女性疾病入院給付金があるときは、その女性疾病入院給付金を支払います。

③ 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

（特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第10条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

（特約の復活および繰下復活）

第11条 主契約および主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）または第16条（保険契約の繰下復活）の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第12条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第13条 この特約の重大事由による解除については、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定を準用します。

（特約の解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（入院給付金日額の減額）

第15条 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額に満たないときは、入院給付金日額の減額を取り扱いません。

② 主契約（主契約に付加されている5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約を含みます。）の保険金額が減額され、入院給付金日額が会社の定める限度をこえるときは、入院給付金日額はその限度まで減額されるものとします。

③ 入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

④ 入院給付金日額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

（1）主契約または主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約が解約その他の事由により消滅したとき

（2）主契約が払済保険に変更されたとき

② 第4条（女性疾病入院給付金の支払限度）第2号の規定により、女性疾病入院給付金の支払が通算限度に達したときは、第7条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、この特約は消滅します。

③ 第1項の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第18条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

④ 第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。

⑤ 第2項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（特約の復旧）

第17条 保険契約者は、第15条（入院給付金日額の減額）第1項の入院給付金日額の減額をした日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、この特約を復旧することができます。

② 保険金額が減額された主契約（主契約に付加されている5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約を含みます。）について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

③ 払済保険に変更された主契約およびその変更に伴って消滅した無配当入院・手術保障特約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

④ 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）

第18条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

（特約の更新）

第19条 この特約の保険期間が満了し、主契約とともに無配当入院・手術保障特約が更新されるときは、主契約および無配当入院・手術保障特約とともにこの特約も更新されます。

② 更新後の入院給付金日額は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。

③ この特約が更新された場合、女性疾病入院給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

④ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。

⑤ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第3項の規定を準用します。

- ⑥ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。
- ⑦ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（契約者配当金）

第20条 この特約には契約者配当金はありません。

（契約内容の登録）

第21条 この特約の契約内容の登録については、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定を準用します。

（管轄裁判所）

第22条 この特約における女性疾病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判所）の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（特別条件を付加する場合の特則）

第24条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

（1）割増保険料法

この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの特約の払込保険料とします。

（2）特定疾病・部位不担保法

この方法による場合には、この特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または別表5に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた女性疾病を直接の原因とする入院については、第2条（女性疾病入院給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 前項の規定により特別条件が付加された場合、主契約とともにこの特約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

（1）割増保険料法が適用されている場合

更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。

（2）特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

主契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、

③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合には、第11条（特約の復活および繰下復活）の規定のうち、特約の繰下復活の規定は適用しません。また、主約款第16条（保険契約の繰下復活）の規定にかかわらず、主契約の繰下復活の規定を適用しません。ただし、この特約に特定疾病・部位不担保法が適用されている場合で、不担保期間が満了しているときは、主契約およびこの特約の繰下復活の取扱をします。

④ 第1項第1号の割増保険料法により取り扱った場合、割増保険料部分の解約払戻金があるときには、第18条（特約の解約払戻金）第1項に定める解約払戻金には、割増保険料部分の解約払戻金を加えます。

（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）

第25条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第19条（特約の更新）の規定を準用します。

（通算支払限度が700日の特約から更新する場合の特則）

第26条 通算支払限度が700日の特約からこの特約に更新する場合、第4条（女性疾病入院給付金の支払限度）第2号の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。」

② 前項のほか、第19条（特約の更新）および第25条（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）の規定を準用して取り扱います。

（平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則）

第27条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」と

いいます。) からこの特約へ更新する場合に適用します。

- ② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

(受取人の変更)

第28条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

別表1 対象となる女性疾病

- ① 対象となる女性疾病とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記ア. およびイ. に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の女性疾病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

ア. 対象となる女性疾病のうち、悪性新生物(本別表1において上皮内新生物を含み、以下本別表1において「悪性新生物」といいます。)は、つぎのとおりとします。

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物	D00～D09
	ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
	・子宮頸(部)の上皮内癌(D06)中の ・子宮頸(部)上皮内腫瘍[CIN], 異型度Ⅲ ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)のうち ・外陰部(D07.1)中の ・外陰部上皮内腫瘍[VIN], 異型度Ⅲ ・膺(D07.2)中の ・膺上皮内腫瘍[VAIN], 異型度Ⅲ	
	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・真正赤血球増加症<多血症> ・骨髓異形成症候群	D45 D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち	
	・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3

イ. 対象となる女性疾病のうち、悪性新生物を除く他の疾病は、つぎのとおりとします。

女性疾病の 種 類	分 類 項 目	基本分類コード
新 生 物（悪 性 新 生 物 を 除 く）	○上皮内新生物（D00～D09）中の つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるもの ・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔CⅠN〕，異型度Ⅲ ・外陰部上皮内腫瘍〔VⅠN〕，異型度Ⅲ ・膣上皮内腫瘍〔VAⅠN〕，異型度Ⅲ ○良性新生物（D10～D36）中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 ・腎尿路の良性新生物 ・甲状腺の良性新生物 ○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）のうち ・乳房	D06 D07.1 D07.2 D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34 D39 D41 D48.6
血液および造血 器の疾患	○栄養性貧血 ○溶血性貧血（D55～D59）中の ・後天性溶血性貧血 ○無形成性貧血およびその他の貧血 ○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態（D65～D69）中の ・紫斑病およびその他の出血性病態 （劇症紫斑病（D65）を含む。）	D50～D53 D59 D60～D64 D69
内分泌、栄養お よび代謝疾患	○甲状腺障害（E00～E07）中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症（E03）中の ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症 ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮（後天性） ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕 ・甲状腺炎 ・その他の甲状腺障害 ○その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の ・クッシング症候群 ・卵巣機能障害 ○代謝障害（E70～E90）中の ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全（症）	E01 E02 E03.0 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07 E24 E28 E89.0 E89.4
糖尿病	○糖尿病	E10～E14

特約

無配当女性入院保障特約（07）

女性疾病の 種 類	分 類 項 目	基本分類コード
心・血管疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○虚血性心疾患 ○肺性心疾患および肺循環疾患 ○その他の型の心疾患 ○動脈、細動脈および毛細血管の疾患（I 70～I 79）中の ・大動脈瘤および解離 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の ・心（臓）切開後症候群 ・心臓手術に続発するその他の機能障害	I 05～I 09 I 20～I 25 I 26～I 28 I 30～I 52 I 71 I 97.0 I 97.1
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I 10～I 15
脳血管疾患	○脳血管疾患 ○挿間性および発作性障害（G 40～G 47）中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群（G 45）中の ・椎骨脳底動脈症候群 ・頸動脈症候群（半球性） ・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 ・一過性全健忘 ・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 ・一過性脳虚血発作、詳細不明	I 60～I 69 G 45.0 G 45.1 G 45.2 G 45.4 G 45.8 G 45.9
循環器系の疾患	○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80～I 89）中の ・下肢の静脈瘤 ・その他の部位の静脈瘤（I 86）中の ・外陰静脈瘤 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の ・低血圧（症） ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	 I 83 I 86.3 I 95 I 97.2
消化器系の疾患	○胆のう＜嚢＞、胆管および膵の障害（K 80～K 87）中の ・胆石症 ・胆のう＜嚢＞炎 ・胆のう＜嚢＞のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患 ○消化器系のその他の疾患（K 90～K 93）中の ・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K 91）中の ・胆のう＜嚢＞摘出＜除＞後症候群	 K 80 K 81 K 82 K 83 K 91.5

女性疾病の 種 類	分 類 項 目	基本分類コード
筋骨格系および 結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害（M05～M14）中の ・血清反応陽性関節リウマチ ・その他の関節リウマチ ・若年性関節炎 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 ・その他の明示された関節障害（M12）中の ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクワ病〕 ○全身性結合組織障害（M30～M36）中の ・その他のえく壊＞死性血管障害（M31）中の ・大動脈弓症候群〔高安病〕 ・全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞＜S L E＞ ・皮膚（多発性）筋炎 ・全身性硬化症 ・その他の全身性結合組織疾患（M35）中の ・乾燥症候群〔シェーグレン症候群〕 ・その他の重複症候群 ・リウマチ性多発筋痛症 ・その他の明示された全身性結合組織疾患 ・全身性結合組織疾患、詳細不明	M05 M06 M08 M09 M12.0 M31.4 M32 M33 M34 M35.0 M35.1 M35.3 M35.8 M35.9
腎尿路生殖器系 の疾患	○糸球体疾患 ○腎尿細管間質性疾患 ○腎不全（N17～N19）中の ・慢性腎不全 ○尿路結石症（N20～N23）中の ・腎結石および尿管結石 ・下部尿路結石 ・他に分類される疾患における尿路結石 ○腎および尿管のその他の障害（N25～N29）中の ・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害 ○尿路系のその他の疾患 （馬尾症候群（G83.4）中の馬尾症候群による神経因性膀胱（機能障害） およびその他の明示された脊髄疾患（G95.8）中の脊髄（性）膀胱（機能 障害）NOSを含む。） ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患 ○女性生殖器の非炎症性障害 （下垂体機能低下症（E23.0）に該当する女性不妊症を含む。） ○腎尿路生殖器系のその他の障害	N00～N08 N10～N16 N18 N20 N21 N22 N28 N29 N30～N39 N60～N64 N70～N77 N80～N98 N99

女性疾病の 種 類	分 類 項 目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠	〇〇〇～〇〇8
	○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	〇10～〇16
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	〇20～〇29
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	〇30～〇48
	○分娩の合併症	〇60～〇75
	○分娩（〇80～〇84）中の	
	・単胎自然分娩（〇80）中の	
	・自然骨盤位分娩	〇80.1
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	〇81
	・帝王切開による単胎分娩	〇82
	・その他の介助単胎分娩	〇83
	・多胎分娩	〇84
	○主として産じょく<褥>に関連する合併症	〇85～〇92
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	〇94～〇99
	○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
	・産科的破傷風	A34

② 上記①ア. において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表1の備考

① 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 請求書類

項 目	必 要 書 類
女性疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、女性疾病入院給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 女性疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表5 身体部位一覧表

部位番号	身 体 部 位 の 名 称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸廓
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	鼠蹊部
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

備考

1. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのため入院している場合のことをいいます。

2. 同一の女性疾病

別表 1 において同一の女性疾病の種類に属する女性疾病は、病名が異なる場合でも「同一の女性疾病」とします。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当生活習慣病入院保障特約（07）

（平成26年7月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に無配当入院・手術保障特約とあわせて付加し、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）生活習慣病入院給付金

被保険者が生活習慣病により入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時まで払い込んでください。

③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。

④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（生活習慣病入院給付金の支払）

第2条 この特約において支払う生活習慣病入院給付金は、つぎのとおりです。

名称	生活習慣病入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人
生活習慣病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活もしくは繰下復活が行われた場合の特約または復旧が行われた場合の特約の増額部分については、最後の復活もしくは繰下復活または復旧の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に発病した別表1に定める生活習慣病（以下「生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が生活習慣病の治療を目的とすること (3) その入院が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること (4) その入院日数が継続して5日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者

（生活習慣病入院給付金の支払に関する補則）

第3条 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のすべての条件を満たすときは、継続した1回の入院とみなして前条の規定を適用します。

(1) 転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の生活習慣病（これと医学上重要な関係がある生活習慣病を含みます。）であること

(2) 転入院または再入院の前の入院の退院日の翌日から起算して転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること

② 被保険者が生活習慣病を直接の原因とする入院中に、異なる生活習慣病を併発し（入院を開始した時に異なる生活習慣病を併発していた場合を含みます。）、さらに治療を開始したときは、その併発した生活習慣病については、入院開始の直接の原因となった生活習慣病により継続して入院したものとみなして取り扱います。

③ 被保険者が生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった生活習慣病が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、1回の入院とみなして前条および次条第1号の規定を適用します。

④ 前項に該当した場合でも、生活習慣病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

⑤ 被保険者が生活習慣病以外の原因による入院中に、生活習慣病を併発し、その生活習慣病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院をその生活習慣病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。ただし、その生活習慣病のみによっても入院の必要があるときにかぎりあります。

⑥ 被保険者の入院中に入院給付金日額が減額されたときは、生活習慣病入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。

特約

無配当生活習慣病入院保障特約（07）

- ⑦ 被保険者の入院中に、つぎの各号に定める事由が生じた場合には、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条および第1項の規定を適用します。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の災害高度障害保険金、高度障害保険金または高度障害給付金を支払ったことによりこの特約が消滅したとき
- ⑧ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した生活習慣病の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア、またはイ、のいずれかの場合に該当するときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ア. この特約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその生活習慣病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その生活習慣病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- イ. その生活習慣病（その生活習慣病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- b. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- c. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑨ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、生活習慣病入院給付金の受取人は保険契約者とします。

（生活習慣病入院給付金の支払限度）

第4条 生活習慣病入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 1回の入院についての支払限度は、支払日数（生活習慣病入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して1,095日とします。

（生活習慣病入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

第5条 生活習慣病入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または生活習慣病入院給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 生活習慣病入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表4に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 生活習慣病入院給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 生活習慣病入院給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から生活習慣病入院給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、生活習慣病入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項第13条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは生活習慣病入院給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から生活習慣病入院給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、生活習慣病入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は生活習慣病入院給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その生活習慣病入院給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第6条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第6条（保険料の払込免除）の規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第7条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第8条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、生活習慣病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する生活習慣病入院給付金があるときは、その生活習慣病入院給付金を支払います。
- ③ 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

（特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第10条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

（特約の復活および繰下復活）

第11条 主契約および主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）または第16条（保険契約の繰下復活）の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第12条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第13条 この特約の重大事由による解除については、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定を準用します。

（特約の解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（入院給付金日額の減額）

第15条 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額に満たないときは、入院給付金日額の減額を取り扱いません。

② 主契約（主契約に付加されている5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約を含みます。）の保険金額が減額され、入院給付金日額が会社の定める限度をこえるときは、入院給付金日額はその限度まで減額されるものとします。

③ 入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

④ 入院給付金日額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

（1）主契約または主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約が解約その他の事由により消滅したとき

（2）主契約が払済保険に変更されたとき

② 第4条（生活習慣病入院給付金の支払限度）第2号の規定により、生活習慣病入院給付金の支払が通算限度に達したときは、第7条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、この特約は消滅します。

③ 第1項の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第18条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

④ 第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。

⑤ 第2項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（特約の復旧）

第17条 保険契約者は、第15条（入院給付金日額の減額）第1項の入院給付金日額の減額をした日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、この特約を復旧することができます。

② 保険金額が減額された主契約（主契約に付加されている5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約を含みます。）について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

③ 払済保険に変更された主契約およびその変更に伴って消滅した無配当入院・手術保障特約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

④ 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）

第18条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

（特約の更新）

第19条 この特約の保険期間が満了し、主契約とともに無配当入院・手術保障特約が更新されるときは、主契約および無配当入院・手術保障特約とともにこの特約も更新されます。

② 更新後の入院給付金日額は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。

③ この特約が更新された場合、生活習慣病入院給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

④ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。

⑤ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第3項の規定を準用します。

- ⑥ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。
- ⑦ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（契約者配当金）

第20条 この特約には契約者配当金はありません。

（契約内容の登録）

第21条 この特約の契約内容の登録については、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定を準用します。

（管轄裁判所）

第22条 この特約における生活習慣病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判所）の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（特別条件を付加する場合の特則）

第24条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

（1）割増保険料法

この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの特約の払込保険料とします。

（2）特定疾病・部位不担保法

この方法による場合には、この特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または別表5に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた生活習慣病を直接の原因とする入院については、第2条（生活習慣病入院給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 前項の規定により特別条件が付加された場合、主契約とともにこの特約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

（1）割増保険料法が適用されている場合

更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。

（2）特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

主契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、

③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合には、第11条（特約の復活および繰下復活）の規定のうち、特約の繰下復活の規定は適用しません。また、主約款第16条（保険契約の繰下復活）の規定にかかわらず、主契約の繰下復活の規定を適用しません。ただし、この特約に特定疾病・部位不担保法が適用されている場合で、不担保期間が満了しているときは、主契約およびこの特約の繰下復活の取扱をします。

④ 第1項第1号の割増保険料法により取り扱った場合、割増保険料部分の解約払戻金があるときには、第18条（特約の解約払戻金）第1項に定める解約払戻金には、割増保険料部分の解約払戻金を加えます。

（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）

第25条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第19条（特約の更新）の規定を準用します。

（通算支払限度が700日の特約から更新する場合の特則）

第26条 通算支払限度が700日の特約からこの特約に更新する場合、第4条（生活習慣病入院給付金の支払限度）第2号の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。」

② 前項のほか、第19条（特約の更新）および第25条（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）の規定を準用して取り扱います。

（平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則）

第27条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」と

いいます。) からこの特約へ更新する場合に適用します。

- ② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

(受取人の変更)

第28条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

別表1 対象となる生活習慣病

- ① 対象となる生活習慣病とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記ア. およびイ. に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の生活習慣病に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

ア. 対象となる生活習慣病のうち、悪性新生物(本別表1において上皮内新生物を含み、以下本別表1において「悪性新生物」といいます。)は、つぎのとおりとします。

生活習慣病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物	D00～D09
	ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
	・子宮頸(部)の上皮内癌(D06)中の	
	・子宮頸(部)上皮内腫瘍〔CⅠN〕, 異型度Ⅲ	
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)のうち	
	・外陰部(D07.1)中の	
	・外陰部上皮内腫瘍〔VⅠN〕, 異型度Ⅲ	
	・膣(D07.2)中の	
	・膣上皮内腫瘍〔VAⅠN〕, 異型度Ⅲ	
	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・真正赤血球増加症<多血症>	D45
	・骨髓異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち	
	・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
	・本態性(出血性)血小板血症	D47.3

イ. 対象となる生活習慣病のうち、悪性新生物を除く他の疾病は、つぎのとおりとします。

生活習慣病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
糖尿病	○糖尿病	E10～E14

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
心・血管疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	○虚血性心疾患	I 20～I 25
	○肺性心疾患および肺循環疾患	I 26～I 28
	○その他の型の心疾患	I 30～I 52
	○動脈、細動脈および毛細血管の疾患（I 70～I 79）中の ・大動脈瘤および解離 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の ・心（臓）切開後症候群 ・心臓手術に続発するその他の機能障害	I 71 I 97.0 I 97.1
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I 10～I 15
脳血管疾患	○脳血管疾患	I 60～I 69
	○挿間性および発作性障害（G40～G47）中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の ・椎骨脳底動脈症候群 ・頸動脈症候群（半球性） ・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 ・一過性全健忘 ・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 ・一過性脳虚血発作、詳細不明	 G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9

② 上記①ア.において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表1の備考

① 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 請求書類

項 目	必 要 書 類
生活習慣病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、生活習慣病入院給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 生活習慣病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表5 身体部位一覧表

部位番号	身 体 部 位 の 名 称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸廓
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	鼠蹊部
19	睾丸および副睾丸
20	前立腺
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

備考

1. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置などのため入院している場合のことをいいます。

2. 同一の生活習慣病

別表1において同一の生活習慣病の種類に属する生活習慣病は、疾病が異なる場合でも「同一の生活習慣病」とします。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当ガン保障特約（07）

平成26年7月1日改正

（この特約の趣旨）

この特約は、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加し、ガンに対する保障を充実することを目的とし、つぎの保障を主な内容とするものです。

- (1) ガン入院給付金
被保険者がガンにより入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。
- (2) ガン診断給付金（B型およびC型にかざります。）
被保険者がガンと診断確定され、そのガンにより入院を開始したときにお支払いします。
- (3) ガン手術給付金（B型およびC型にかざります。）
被保険者がガンにより所定の手術を受けたときにお支払いします。
- (4) ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金（C型にかざります。）
被保険者がガンにより死亡したまたは高度障害状態に該当したときにお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

- 第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約に付加して締結します。
- ② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時まで払い込んでください。
 - ③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。
 - ④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（特約の型）

第2条 この特約の型は、給付の種類に応じてつぎのいずれかとします。

特約の型	A型	B型	C型
給付の種類	ガン入院給付金	ガン入院給付金 ガン診断給付金 ガン手術給付金	ガン入院給付金 ガン診断給付金 ガン手術給付金 ガン死亡保険金 ガン高度障害保険金

- ② 前項の特約の型を変更することはできません。

（保険金および給付金の支払）

第3条 この特約において支払う保険金および給付金は、つぎのとおりです。

名称	保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人
ガン入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活もしくは繰下復活が行われた場合の特約または復旧が行われた場合の特約の増額部分については、最後の復活もしくは繰下復活または復旧の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に罹患し、診断確定された別表1に定める悪性新生物（以下「ガン」といいます。）を直接の原因とする入院であること (2) その入院がガンの治療を目的とすること (3) その入院が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること (4) その入院日数が継続して5日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者

名称	保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人
ガン診断給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院を開始したとき (1) この特約の責任開始期以後に罹患し、診断確定されたガンを直接の原因とする入院であること (2) その入院がガンの治療を目的とすること (3) その入院が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院であること	入院給付金日額 × 100	被保険者
ガン手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に罹患し、診断確定されたガンの治療を直接の目的とする手術であること (2) その手術が別表2に定める病院または診療所において受けた手術であること (3) その手術が別表4に定めるいずれかの種類の手術であること	手術1回につき、 入院給付金日額 × (別表4に定める給付倍率)	
ガン死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に罹患し、診断確定されたガンを直接の原因として、死亡したとき	入院給付金日額 × 100	主契約の死亡保険金受取人
ガン高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に罹患し、診断確定されたガンを直接の原因として、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）別表2に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に罹患し、診断確定されたガン（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病と因果関係のないガンにかざります。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。	入院給付金日額 × 100	被保険者

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表1に定める悪性新生物中、基本分類コードC50の悪性新生物（乳房の悪性新生物）に罹患し、診断確定されたときは、保険金および給付金を支払いません。

（保険金および給付金の支払に関する補則）

第4条 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のすべての条件を満たすときは、継続した1回の入院とみなして前条の規定を適用します。

- (1) 転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一のガン（これと医学上重要な関係があるガンを含みます。）であること
 - (2) 転入院または再入院の前の入院の退院日の翌日から起算して転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること
- ② 被保険者がガンを直接の原因とする入院中に、異なるガンを併発し（入院を開始した時に異なるガンを併発していた場合を含みます。）、さらに治療を開始したときは、その併発したガンについては、入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなして取り扱います。
- ③ 被保険者がガン入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったガンが同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、1回の入院とみなして前条および第6条（ガン入院給付金の支払限度）第1号の規定を適用します。
- ④ 前項に該当した場合でも、ガン入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

- ⑤ 被保険者がガン以外の原因による入院中に、ガンを併発し、そのガンの治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院をそのガンを直接の原因とする入院とみなして取り扱います。ただし、そのガンのみによっても入院の必要があるときにかぎりず。
- ⑥ 被保険者の入院中に入院給付金日額が減額されたときは、ガン入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑦ 被保険者の入院中に、つぎの各号に定める事由が生じた場合には、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条および第1項の規定を適用します。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の災害高度障害保険金、高度障害保険金または高度障害給付金を支払ったことによりこの特約が消滅したとき
- ⑧ ガン診断給付金の支払は、保険期間を通じて1回かぎりとしします。
- ⑨ 被保険者が同時に2種類以上の手術をあわせて受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。
- ⑩ 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したまたは高度障害状態に該当し、その後においてガンを直接の原因として死亡したまたは高度障害状態に該当したものと判明したときは、ガン死亡保険金またはガン高度障害保険金を支払います。
- ⑪ 会社がガン高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、そのガンによる高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。
- ⑫ ガン死亡保険金を支払う前にガン高度障害保険金の請求を受け、ガン高度障害保険金が支払われるときは、会社は、ガン死亡保険金を支払いません。
- ⑬ ガン死亡保険金が支払われたときは、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑭ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、給付金およびガン高度障害保険金の受取人は保険契約者としします。
- ⑮ ガン高度障害保険金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間にこの特約の保険期間が満了した場合で、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、ガン高度障害保険金を支払います。

(責任開始期前のガン診断確定による特約の無効)

第5条 被保険者が責任開始期前にガンに罹患し、診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社はこの特約を無効としします。

- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、つぎの各号に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 告知の際、被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知の際、被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。
- ③ 本条の適用がある場合には、第14条（告知義務および告知義務違反による解除）および第15条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
- ④ この特約の責任開始期の属する日から起算して5年以内に、給付金の支払事由が生じなかった場合には、会社は本条の規定による無効を適用しません。この場合、責任開始期の属する日から起算して5年を経過した後に支払事由が生じたときには、そのガンは責任開始期以後に罹患したものとみなします。

(ガン入院給付金の支払限度)

第6条 ガン入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとしします。

- (1) 1回の入院についての支払限度は、支払日数（ガン入院給付金を支払う日数。以下同様としします。）120日としします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して1,095日としします。

(保険金および給付金の請求、支払時期および支払場所)

第7条 この特約による保険金または給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表5に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 給付金またはガン高度障害保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金またはガン高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの者が別表5に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得て、被保険者の代理人として給付金またはガン高度障害保険金を請求することができます。

- (1) 請求時において、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 前項の規定により会社が給付金またはガン高度障害保険金を代理人に支払った場合には、その後重複してその給付金またはガン高度障害保険金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ⑤ 保険金または給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑥ 保険金または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から保険金または給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、第15条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは主契約の死亡保険金受取人のこの特約の締結の目的もしくは保険金もしくは給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から保険金もしくは給付金請求時までにおける事実
- ⑦ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第5項および前項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑧ 第6項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、主契約の死亡保険金受取人または第3項に定める代理人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。
- ⑨ 第6項または第7項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金または給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第8条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款第6条（保険料の払込免除）の規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第10条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、こ

の特約による保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応するガン入院給付金があるときは、そのガン入院給付金を支払います。
- ③ 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

（特約の失効）

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第20条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第12条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

（特約の復活および繰下復活）

第13条 主契約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとしします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）または第16条（保険契約の繰下復活）の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第14条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第15条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人がこの特約の給付金（保険金、保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、給付金（保険金を含みます。以下本項および第5項において同様とします。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア. からオ. までは該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第8条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 前2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または主契約の保険金の受取人に通知します。
- ④ 本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、第20条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金を支払わないときは、会社は、この特約のうち支払われない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の第20条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

- 第16条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第20条第1項の解約払戻金を請求することができます。
- ② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（入院給付金日額の減額）

- 第17条 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額に満たないときは、入院給付金日額の減額を取り扱いません。
- ② 主契約（主契約に付加されている5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約を含みます。）の保険金額が減額され、入院給付金日額が会社の定める限度をこえるときは、入院給付金日額はその限度まで減額されるものとします。
 - ③ 入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
 - ④ 入院給付金日額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

- 第18条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
 - ② 特約の型がA型の場合、第6条（ガン入院給付金の支払限度）第2号の規定により、ガン入院給付金の支払が通算限度に達したときは、第9条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
 - ③ 第1項の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第20条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - ④ 第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。
 - ⑤ 第2項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（特約の復旧）

- 第19条 保険契約者は、第17条（入院給付金日額の減額）第1項の入院給付金日額の減額をした日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、この特約を復旧することができます。
- ② 保険金額が減額された主契約（主契約に付加されている5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約を含みます。）について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、第17条（入院給付金日額の減額）第2項の規定により減額されたこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
 - ③ 払済保険に変更された主契約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
 - ④ 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）

- 第20条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。
- ② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

（特約の更新）

- 第21条 この特約の保険期間が満了し、主契約が更新されるときは、主契約とともにこの特約も更新されます。
- ② 更新後の入院給付金日額は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
 - ③ この特約が更新された場合、保険金および給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

- ④ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- ⑤ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第3項の規定を準用します。
- ⑥ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。
- ⑦ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（契約者配当金）

第22条 この特約には契約者配当金はありません。

（契約内容の登録）

- 第23条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同様とします。）
 - (5) 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

（管轄裁判所）

第24条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判所）の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）

第26条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第21条（特約の更新）の規定を準用します。

（通算支払限度が700日の特約から更新する場合の特則）

第27条 通算支払限度が700日の特約からこの特約に更新する場合、第6条（ガン入院給付金の支払限度）第2号の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。」

- ② 前項のほか、第21条（特約の更新）および前条の規定を準用して取り扱います。

（平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則）

第28条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」といいます。）からこの特約へ更新する場合に適用します。

- ② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

（受取人の変更）

第29条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

別表1 対象となる悪性新生物

① 悪性新生物

対象となる悪性新生物（本別表1において上皮内新生物を含み、以下本別表1において「悪性新生物」といいます。）とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の悪性新生物に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○上皮内新生物	D00～D09
ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・子宮頸（部）の上皮内癌（D06）中の	
・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔CIN〕、異型度Ⅲ	
・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち	
・外陰部（D07.1）中の	
・外陰部上皮内腫瘍〔VIN〕、異型度Ⅲ	
・膺（D07.2）中の	
・膺上皮内腫瘍〔VAIN〕、異型度Ⅲ	
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
・骨髓異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3

- ② 上記①において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5 桁性状コード番号
／2・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表1の備考

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手 術 の 種 類	給付倍率
1. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術 (検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10倍
2. 悪性新生物根治手術	40
3. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
4. 悪性新生物根治放射線照射 (悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
5. その他の悪性新生物手術	20

別表5 請求書類

項 目	必 要 書 類
1. ガン診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、ガン診断給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) ガン診断給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2. ガン入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、ガン入院給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) ガン入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

項 目	必 要 書 類
3. ガン手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、ガン手術給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) ガン手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4. ガン死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）
5. ガン高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

備考

1. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置などのため入院している場合のことをいいます。

2. 治療を直接の目的としない手術

「治療を直接の目的としない手術」とは、例えば、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などのことをいいます。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、胃ガンとその転移による肝臓ガン等の関係をいいます。

無配当入院一時金保障特約（07）

（平成26年7月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加し、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）入院一時金

被保険者が不慮の事故による傷害または疾病により継続して2日以上入院したときにお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時までに払い込んでください。

③ 前2項の場合、主契約に無配当入院・手術保障特約を付加することを要します。

④ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、第2項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。

⑤ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（入院一時金の支払）

第2条 この特約において支払う入院一時金は、つぎのとおりです。

名称	入院一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても入院一時金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
入院一時金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活、繰下復活または復旧が行われた場合には、最後の復活、繰下復活または復旧の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること、または、この特約の責任開始期以後に生じた主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (2) その入院が治療を目的とすること (3) その入院が別表1に定める病院または診療所における別表2に定める入院であること (4) その入院日数が継続して2日以上であること	入院1回につき、 入院一時金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（備考3に定めるところによります。ただし、入院一時金の支払事由のうち不慮の事故による入院の場合を除きます。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

（入院一時金の支払に関する補則）

第3条 被保険者が入院一時金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、つぎのいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病による継続した1回の入院とみなして前条の規定を適用し、入院一時金の支払は1回のみとします。

(1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病と異なる不慮の事故が生じていたときまたは生じたとき

(2) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病と異なる疾病を併発していたときまたは併発したとき

- ② 被保険者がつぎのいずれかに該当する入院をした場合には、疾病を直接の原因とする入院とみなして前条の規定を適用します。
 - (1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による入院
 - (2) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
 - (3) この特約の責任開始期以後に開始した、別表5に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）のための入院
- ③ 被保険者が入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、継続した1回の入院とみなして前条および次条の規定を適用し、入院一時金の支払は1回のみとします。
- ④ 前項に該当した場合でも、つぎの場合には、新たな入院とみなして前条の規定を適用します。
 - (1) 同一の疾病（その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があるときを含みます。）により入院一時金が支払われ、最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院
 - (2) 同一の不慮の事故により入院一時金が支払われ、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ⑤ 被保険者の入院中に入院一時金額が減額されたときは、入院一時金の支払金額は、入院一時金の支払事由に該当した日現在の入院一時金額を支払います。
- ⑥ 被保険者の入院中に、つぎの各号に定める事由が生じた場合には、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条の規定を適用します。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の災害高度障害保険金、高度障害保険金または高度障害給付金を支払ったことによりこの特約が消滅したとき
 - (3) 無配当入院・手術保障特約の特約条項に定める入院給付金の通算支払限度に達したために第16条（特約の消滅）第1項第3号の規定によりこの特約が消滅したとき
- ⑦ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院について、つぎのア、またはイ、のいずれかの場合に該当するときは、その入院はこの特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院とみなして取り扱います。
 - ア、この特約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - イ、その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - a. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - b. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - c. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
 - (2) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑧ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、入院一時金の受取人は保険契約者とします。
- ⑨ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院した場合でも、その原因により入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、入院一時金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（入院一時金の支払限度）

第4条 入院一時金の支払限度は、支払回数を通算して20回とします。

（入院一時金の請求、支払時期および支払場所）

- 第5条 この特約による入院一時金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または入院一時金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 入院一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表3に定める書類を提出して、その請求をしてください。
 - ③ 入院一時金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
 - ④ 入院一時金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から入院一時金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、入院一時金を支払うべき

期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、第13条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までは該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは入院一時金請求の意図に関するこの特約の締結時から入院一時金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、入院一時金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は入院一時金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その入院一時金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第6条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款第6条（保険料の払込免除）の規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第7条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

- 第8条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ③ 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

（特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、

第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第10条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

（特約の復活および繰下復活）

第11条 主契約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとしします。

② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）または第16条（保険契約の繰下復活）の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第12条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第13条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者または被保険者がこの特約の入院一時金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に入院一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この特約の入院一時金の請求に関し、入院一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる入院一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4) 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合

ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

② 会社は、入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による入院一時金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第6条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③ 前2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または主契約の保険金の受取人に通知します。

④ 本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、第18条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（入院一時金額の減額）

第15条 保険契約者は、将来に向かって入院一時金額を減額することができます。ただし、減額後の入院一時金額が会社の定める金額に満たないときは、入院一時金額の減額を取り扱いません。

② 無配当入院・手術保障特約の入院給付金日額が減額され、入院一時金額が会社の定める限度をこえるときは、入院一時金額はその限度まで減額されるものとしします。

③ 入院一時金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

- ④ 入院一時金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約または無配当入院・手術保障特約が解約その他の事由により消滅したとき（第3号により消滅したときを除きます。）
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (3) 無配当入院・手術保障特約の特約条項に定める入院給付金の通算支払限度に達したとき
- ② 第4条（入院一時金の支払限度）の規定により、入院一時金の支払が通算限度に達したときは、この特約は消滅します。
- ③ 第1項第1号または第2号の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第18条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ④ 第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるとき、または第1項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 第1項第3号および第2項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(特約の復旧)

第17条 保険契約者は、第15条（入院一時金額の減額）第1項の入院一時金額の減額をした日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、この特約を復旧することができます。

- ② 入院給付金日額が減額された無配当入院・手術保障特約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、第15条（入院一時金額の減額）第2項の規定により減額されたこの特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
- ③ 払済保険に変更された主契約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
- ④ 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の解約払戻金)

第18条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

(特約の更新)

第19条 この特約の保険期間が満了し、主契約とともに無配当入院・手術保障特約が更新されるときは、主契約および無配当入院・手術保障特約とともにこの特約も更新されます。

- ② 更新後の入院一時金額は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとしします。
- ③ この特約が更新された場合、入院一時金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ④ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- ⑤ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第3項の規定を準用します。
- ⑥ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。
- ⑦ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

(契約者配当金)

第20条 この特約には契約者配当金はありません。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における入院一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判所）の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(特別条件を付加する場合の特則)

第23条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合に

は、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号の1つまたは2つの方法により取り扱います。

(1) 割増保険料法

この方法による場合には、普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの特約の払込保険料とします。

(2) 特定疾病・部位不担保法

この方法による場合には、この特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または別表4に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた疾病（主約款別表6に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする入院については、第2条（入院一時金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

- ② 前項の規定により特別条件が付加された場合、主契約とともにこの特約が更新されるときは、つぎに定めるところにより取り扱います。

(1) 割増保険料法が適用されている場合

更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の割増保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。

(2) 特定疾病・部位不担保法が適用されている場合

主契約の保険期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定疾病・部位不担保法は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、

- ③ 第1項の規定により特別条件が付加された場合には、第11条（特約の復活および繰下復活）の規定のうち、特約の繰下復活の規定は適用しません。また、主約款第16条（保険契約の繰下復活）の規定にかかわらず、主契約の繰下復活の規定を適用しません。ただし、この特約に特定疾病・部位不担保法が適用されている場合で、不担保期間が満了しているときは、主契約およびこの特約の繰下復活の取扱をします。
- ④ 第1項第1号の割増保険料法により取り扱った場合、割増保険料部分の解約払戻金があるときには、第18条（特約の解約払戻金）第1項に定める解約払戻金には、割増保険料部分の解約払戻金を加えます。

（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）

第24条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第19条（特約の更新）の規定を準用します。

（平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則）

第25条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」といいます。）からこの特約へ更新する場合に適用します。

- ② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

（受取人の変更）

第26条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとし、

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表1に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 請求書類

項 目	必 要 書 類
1. 入院一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、入院一時金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 入院一時金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表4 身体部位一覧表

部位番号	身体部位の名称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸廓
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	鼠蹊部
19	睾丸および副睾丸
20	前立腺
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

別表5 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	○00～○08
○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	○10～○16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	○20～○29
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30～○48
○分娩の合併症	○60～○75
○分娩（○80～○84）中の	
・単胎自然分娩（○80）中の	
・自然骨盤位分娩	○80.1
・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	○81
・帝王切開による単胎分娩	○82
・その他の介助単胎分娩	○83
・多胎分娩	○84
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	○85～○92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	○94～○99
○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
・産科的破傷風	A34

備考

1. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術などのため入院している場合のことをいいます。

2. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

無配当長期入院保障特約（07）

（平成26年7月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に無配当入院・手術保障特約とあわせて付加し、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）長期入院給付金

被保険者が180日以上または270日以上継続して入院したときにお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時まで払い込んでください。

③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。

④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（長期入院給付金の支払）

第2条 この特約において支払う長期入院給付金は、つぎのとおりです。

名 称	長期入院給付金を支払う場合 （以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受 取 人	支払事由に該当しても長期入院給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
長期入院給付金	(1) 被保険者がこの特約の保険期間中に、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の入院給付金（以下「入院給付金」といいます。）の支払事由に該当する入院をし、その入院日数が継続して180日以上となったとき	主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の入院給付金日額（入院日数180日目現在の入院給付金日額とします。） ×30 （ただし、これを支払うことにより、第4条第2号に定める長期入院給付金の通算支払限度をこえることとなるときは、そのこえる分を差し引きします。）	被 保 険 者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(2) 被保険者がこの特約の保険期間中に、入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院日数が継続して270日以上となったとき	主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の入院給付金日額（入院日数270日目現在の入院給付金日額とします。） ×45 （ただし、これを支払うことにより、第4条第2号に定める長期入院給付金の通算支払限度をこえることとなるときは、そのこえる分を差し引きします。）		(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（無配当入院・手術保障特約備考4に定めるところによります。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

（長期入院給付金の支払に関する補則）

第3条 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のすべての条件を満たすときは、継続した1回の入院とみなして前条の規定を適用します。

(1) 転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の不慮の事故または疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）であること

(2) 転入院または再入院の前の入院の退院日の翌日から起算して転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること

② 被保険者が入院中に、入院開始の直接の原因と異なる原因によりさらに治療を必要とする状態が生じた場合には、入院開始の直接の原因により継続して入院したものとみなして取り扱います。

- ③ 主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定により、被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、継続した1回の入院とみなして取り扱うときは、長期入院給付金の支払についても、継続した1回の入院とみなして前条および次条第1号の規定を適用します。
- ④ 被保険者の入院中に、つぎの各号に定める事由が生じた場合には、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条および第1項の規定を適用します。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の災害高度障害保険金、高度障害保険金または高度障害給付金を支払ったことによりこの特約が消滅したとき
- ⑤ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、長期入院給付金の受取人は保険契約者としてします。
- ⑥ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院した場合でも、その原因により入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、長期入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑦ 長期入院給付金の支払については、本条に定めるほか、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定を準用します。

（長期入院給付金の支払限度）

第4条 長期入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 1回の入院についての支払限度は、支払倍率（長期入院給付金を支払う際における主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の入院給付金日額に対する長期入院給付金の倍率。以下同様とします。）を通算して75倍とします。
- (2) 通算支払限度は、支払倍率を通算して700倍とします。

（長期入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

第5条 長期入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または長期入院給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 長期入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表1に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 長期入院給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 長期入院給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から長期入院給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、長期入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項第13条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは長期入院給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から長期入院給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、長期入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に

定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は長期入院給付金を支払いません。

⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その長期入院給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第6条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第6条（保険料の払込免除）の規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第7条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第8条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、長期入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。

③ 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

（特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第10条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

（特約の復活および繰下復活）

第11条 主契約および主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）または第16条（保険契約の繰下復活）の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第12条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第13条 この特約の重大事由による解除については、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定を準用します。

（特約の解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の減額）

第15条 主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の入院給付金日額が減額されたときは、この特約についても同時に同じ割合だけ減額されたものとし、減額分は解約されたものとして取り扱います。

（特約の消滅）

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約または主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約が解約その他の事由により消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 第4条（長期入院給付金の支払限度）第2号の規定により、長期入院給付金の支払が通算限度に達したときは、第7条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
- ③ 第1項の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第18条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ④ 第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。
- ⑤ 第2項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（特約の復旧）

第17条 減額された無配当入院・手術保障特約について、復旧の請求があった場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとし、

- ② 払済保険に変更された主契約およびその変更に伴って消滅した無配当入院・手術保障特約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとし、
- ③ 会社は、前2項の規定により請求された特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）

第18条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

（特約の更新）

第19条 この特約の保険期間が満了し、主契約とともに無配当入院・手術保障特約が更新されるときは、主契約および無配当入院・手術保障特約とともにこの特約も更新されます。

- ② この特約が更新された場合、長期入院給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ③ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第2項の規定を準用します。
- ⑤ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。
- ⑥ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（契約者配当金）

第20条 この特約には契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）

第21条 この特約における長期入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判所）の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（無配当入院・手術保障特約に特別条件を付加する場合の特則）

第23条 主契約に付加する無配当入院・手術保障特約に特別条件が付加される場合には、無配当入院・手術保障特約の特別条件の種類に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この特約の責任を負います。

- (1) 無配当入院・手術保障特約に割増保険料法が適用される場合
普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの特約の払込保険料とします。

(2) 無配当入院・手術保障特約に特定疾病・部位不担保法が適用される場合

無配当入院・手術保障特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または無配当入院・手術保障特約別表5に定める身体部位のうち無配当入院・手術保障特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた疾病（主約款別表6に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする入院については、第2条（長期入院給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

② 前項第1号の割増保険料法により取り扱った場合、割増保険料部分の解約払戻金があるときには、第18条（特約の解約払戻金）第1項に定める解約払戻金には、割増保険料部分の解約払戻金を加えます。

（無配当入院・手術保障特約が付加されている保険契約から更新する場合の特則）

第24条 無配当入院・手術保障特約が付加されており、かつ、平成13年4月1日以前に締結または更新されている保険契約の更新時に、この特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 長期入院給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前の無配当入院・手術保障特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- (2) 前号のほか、第19条（特約の更新）の規定を準用します。

（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）

第25条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第19条（特約の更新）の規定を準用します。

（平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則）

第26条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」といいます。）からこの特約へ更新する場合に適用します。

② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

（受取人の変更）

第27条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

別表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
長期入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、長期入院給付金の受取人と同一人の場合には不要） (5) 長期入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

（注） 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当通院保障特約（07）

（平成26年7月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、無配当入院・手術保障特約とあわせて5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加し、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）通院給付金

被保険者が入院給付金の支払われる入院を継続して5日以上した場合で、退院後に通院したときに、通院日数に応じてお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時まで払い込んでください。

③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。

④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（通院給付金の支払）

第2条 この特約において支払う通院給付金は、つぎのとおりです。

名称	通院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても通院給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
通院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する通院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活もしくは繰下復活が行われた場合の特約または復旧が行われた場合の特約の増額部分については、最後の復活もしくは繰下復活または復旧の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に発病した疾病または生じた主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）を直接の原因として主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の入院給付金（以下「入院給付金」といいます。）の支払われる入院（以下「入院」といいます。）を継続して5日以上し、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とする通院 (2) 別表1に定める病院または診療所における別表2に定める通院（往診を含みます。以下同様とします。） (3) 入院の退院日の翌日から起算して120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）における通院	1回の入院の退院後の通院につき、 通院給付金日額 × 通院日数	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（備考2に定めるところによります。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

（通院給付金の支払に関する補則）

第3条 被保険者がつぎのいずれかに該当する入院をした場合には、疾病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。

(1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による入院

(2) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日を経過した後を開始した入院

- (3) この特約の責任開始期以後に開始した、別表 4 に定める異常分娩のための入院
- ② 被保険者が 2 回以上入院した場合で、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定により継続した 1 回の入院とみなされるときは、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 最終の入院（入院給付金の支払われる日数が 120 日に達した場合には、その日数が 120 日に達した日を含んだ入院をいいます。以下本項において同様とします。）の退院日を前条に定める退院日とします。
- (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院開始日前における通院については、通院期間中の通院とみなします。
- ③ 被保険者が疾病または不慮の事故を直接の原因とする入院中に、異なる疾病または不慮の事故による傷害を併発し（入院を開始した時に異なる疾病または不慮の事故による傷害を併発していた場合を含みます。）、さらに治療を開始した場合で、併発したそれぞれの事由について入院の必要があるときは、つぎのとおり取り扱います。
- (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
- (2) 併発した疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とする通院についても前条の通院に含め、それぞれの事由について通院給付金を支払います。
- ④ つぎの各号のいずれかに該当する通院をした場合には、通院給付金は重複して支払いません。
- (1) 被保険者が同一の日に 2 回以上前条に定める通院をしたとき（この場合、1 回の通院とみなして取り扱います。）
- (2) 被保険者が 2 以上の事由の治療を目的とした 1 回の通院をしたとき
- ⑤ 被保険者が入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
- ⑥ 被保険者の通院期間中に通院給付金日額が減額されたときは、通院給付金の支払金額は、各日現在の通院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑦ 通院期間中につぎの各号に定める事由が生じた場合には、それらの事由が生じた時を含む通院期間中の通院は、この特約の有効中の通院とみなして前条の規定を適用します。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の災害高度障害保険金、高度障害保険金または高度障害給付金を支払ったことによりこの特約が消滅したとき
- ⑧ つぎの各号に定める入院の退院後の通院期間中の通院についても、この特約の有効中の通院とみなして前条の規定を適用します。
- (1) 無配当入院・手術保障特約の特約条項に定める入院給付金の通算支払限度に達したために第 16 条（特約の消滅）第 1 項第 3 号の規定によりこの特約が消滅したときに継続している入院
- (2) 主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定により、無配当入院・手術保障特約消滅後のその継続入院が有効中の入院とみなされる入院
- ⑨ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して 2 年以内に開始した入院について、つぎのア、またはイ、のいずれかの場合に該当するときは、その入院をこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ア. この特約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- イ. その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- a. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- b. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- c. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- (2) この特約の責任開始期の属する日から起算して 2 年を経過した後に入院を開始したときは、その入院をこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑩ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、通院給付金の受取人は保険契約者とします。
- ⑪ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により通院した場合でも、その原因により通院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、通院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（通院給付金の支払限度）

第 4 条 通院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 1 回の入院の退院後の通院についての支払限度は、支払日数（通院給付金を支払う日数。以下同様とします。）30 日とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して 700 日とします。
- ② 前項第 1 号の規定にかかわらず、つぎの各号の場合で、前条第 3 項の規定により通院給付金が支払われるときは、それぞれの事由による通院についての支払限度は、それぞれ支払日数 30 日とします。

- (1) 不慮の事故を直接の原因とする入院中に、疾病または異なる不慮の事故による傷害が併発したとき
- (2) 疾病を直接の原因とする入院中に、不慮の事故による傷害が併発したとき

（通院給付金の請求、支払時期および支払場所）

第5条 通院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または通院給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 通院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表3に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 通院給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 通院給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から通院給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項第13条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは通院給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から通院給付金請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は通院給付金を支払いません。

- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その通院給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第6条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款第6条（保険料の払込免除）の規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第7条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

(保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱)

第8条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する通院給付金があるときは、その通院給付金を支払います。

③ 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

(特約保険料の振替貸付)

第10条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

(特約の復活および繰下復活)

第11条 主契約および主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）または第16条（保険契約の繰下復活）の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第12条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第13条 この特約の重大事由による解除については、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定を準用します。

(特約の解約)

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(通院給付金日額の減額)

第15条 保険契約者は、将来に向かって通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の通院給付金日額が会社の定める金額に満たないときは、通院給付金日額の減額を取り扱いません。

② 主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の入院給付金日額が減額され、通院給付金日額が会社の定める限度をこえるときは、通院給付金日額はその限度まで減額されるものとします。

③ 通院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

④ 通院給付金日額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

(1) 主契約または主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約が解約その他の事由により消滅したとき

(2) 主契約が払済保険に変更されたとき

(3) 無配当入院・手術保障特約の特約条項に定める入院給付金の通算支払限度に達したとき

② 第4条（通院給付金の支払限度）第1項第2号の規定により、通院給付金の支払が通算限度に達したときは、第7条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、この特約は消滅します。

③ 第1項第1号または第2号の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第18条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

④ 第1項第1号の場合で主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるとき、または第1項第3号の規定によ

りこの特約が消滅したときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

- ⑤ 第1項第3号または第2項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（特約の復旧）

第17条 保険契約者は、第15条（通院給付金日額の減額）第1項の通院給付金日額の減額をした日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、この特約を復旧することができます。

- ② 入院給付金日額が減額された無配当入院・手術保障特約について、復旧の請求があった場合には、第15条（通院給付金日額の減額）第2項の規定により減額されたこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ③ 払済保険に変更された主契約およびその変更に伴って消滅した無配当入院・手術保障特約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ④ 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）

第18条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

（特約の更新）

第19条 この特約の保険期間が満了し、主契約とともに無配当入院・手術保障特約が更新されるときは、主契約および無配当入院・手術保障特約とともにこの特約も更新されます。

- ② 更新後の通院給付金日額は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
- ③ この特約が更新された場合、通院給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ④ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- ⑤ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第3項の規定を準用します。
- ⑥ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。
- ⑦ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（契約者配当金）

第20条 この特約には契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）

第21条 この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判所）の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（無配当入院・手術保障特約に特別条件を付加する場合の特則）

第23条 主契約に付加する無配当入院・手術保障特約に特別条件が付加される場合には、無配当入院・手術保障特約の特別条件の種類に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この特約の責任を負います。

- (1) 無配当入院・手術保障特約に割増保険料法が適用される場合
普通保険料と会社の定める割増保険料の合計額をこの特約の払込保険料とします。
- (2) 無配当入院・手術保障特約に特定疾病・部位不担保法が適用される場合
無配当入院・手術保障特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または無配当入院・手術保障特約別表5に定める身体部位のうち無配当入院・手術保障特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた疾病（主約款別表6に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする通院については、第2条（通院給付金の支払）の規定は適用しません。
- ② 前項第1号の割増保険料法により取り扱った場合、割増保険料部分の解約払戻金があるときには、第18条（特約の解約払戻金）第1項に定める解約払戻金には、割増保険料部分の解約払戻金を加えます。

（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）

第24条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第19条（特約の更新）の規定を準用します。

（平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則）

第25条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」といいます。）からこの特約へ更新する場合に適用します。

② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

（受取人の変更）

第26条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表1に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表3 請求書類

項 目	必 要 書 類
通院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、通院給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 通院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

（注） 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表4 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	○00～○08
○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	○10～○16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	○20～○29
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30～○48
○分娩の合併症	○60～○75
○分娩（○80～○84）中の	
・単胎自然分娩（○80）中の	
・自然骨盤位分娩	○80.1
・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	○81
・帝王切開による単胎分娩	○82
・その他の介助単胎分娩	○83
・多胎分娩	○84
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	○85～○92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	○94～○99
○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
・産科的破傷風	A34

備考

1. 治療を目的とする通院

美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は、「治療を目的とする通院」に該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

無配当介護保障初期給付特約（07）

（平成26年7月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加し、主たる保険契約による保障に加えてつぎの保障を行うことを主な内容とするものです。

（1）介護一時金

被保険者が会社所定の要介護状態に該当し所定の期間その状態が継続したときまたは公的介護保険制度にもつき要介護3以上の認定を受けたときにお支払します。

（特約の締結および責任開始期）

- 第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約に付加して締結します。
- ② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時まで払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。
- ④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（介護一時金の支払）

第2条 この特約において支払う介護一時金は、つぎのとおりです。

名称	介護一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても介護一時金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
介護一時金	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期（復活もしくは繰下復活が行われた場合の特約または復活が行われた場合の特約の増額部分については、最後の復活もしくは繰下復活または復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (1) つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき ア. 別表1に定める要介護状態（以下「会社所定の要介護状態」といいます。）に該当したこと イ. 会社所定の要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること (2) 別表2に定める公的介護保険制度により、別表3に定める要介護3以上に該当していると認定されたとき（以下「要介護3以上の状態」といいます。）	介護一時金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（備考1に定めるところによります。） (5) 戦争その他の変乱

（介護一時金の支払に関する補則）

- 第3条 会社が介護一時金を支払った場合には、第6条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、この特約は、介護一時金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。
- ② 被保険者が会社所定の要介護状態に該当し、会社所定の要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日を経過するまでの間に、つぎの各号に定める事由が生じたときは、それらの事由が生じた時を含んで継続している会社所定の要介護状態は、この特約の有効中の会社所定の要介護状態とみなして、前条の規定を適用します。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の災害高度障害保険金、高度障害保険金または高度障害給付金を支払ったことによりこの特約が消滅したとき
- ③ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、介護一時金の受取人は保険契約者となります。
- ④ 被保険者が戦争その他の変乱により会社所定の要介護状態または要介護3以上の状態に該当した場合でも、その原因により会社所定の要介護状態または要介護3以上の状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、介護一時金の全額を支払い、またはその金額を削減

して支払うことがあります。

- ⑤ 第1項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。
- ⑥ 被保険者がこの特約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に前条の介護一時金の支払事由の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) この特約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（介護一時金の請求、支払時期および支払場所）

第4条 介護一時金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または介護一時金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 介護一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表5に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 介護一時金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が介護一時金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、会社の承諾を得て、被保険者の代理人として介護一時金を請求することができます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をできない特別な事情がある場合は、請求時においてつぎのいずれかに該当する者
 - ア. 被保険者と同居している3親等内の親族
 - イ. 被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - (3) 第1号もしくは第2号に該当する者がいない場合または第1号もしくは第2号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合
被保険者があらかじめ指定または変更指定した者
- ④ 前項の規定により、会社が介護一時金を被保険者の代理人に支払ったときは、その後重複して介護一時金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑤ 介護一時金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑥ 介護一時金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から介護一時金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、介護一時金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、第12条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは介護一時金請求の意図に関するこの特約の締結時から介護一時金請求時までにおける事実
- ⑦ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第5項および前項にかかわらず、介護一時金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学

技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑧ 第6項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または被保険者の代理人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は介護一時金を支払いません。
- ⑨ 第6項または第7項に掲げる事項の確認を行う場合、その介護一時金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第5条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第6条（保険料の払込免除）の規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第6条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第7条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、介護一時金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
- ③ 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

（特約の失効）

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第17条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第9条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

（特約の復活および繰下復活）

第10条 主契約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）または第16条（保険契約の繰下復活）の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反）

第11条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第12条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の介護一時金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とし

- ます。)を詐取する目的または他人に介護一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の介護一時金の請求に関し、介護一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
- ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、介護一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による介護一時金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに介護一時金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第5条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または主契約の保険金の受取人に通知します。
- ④ 本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、第17条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

- 第13条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第17条第1項の解約払戻金を請求することができます。
- ② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（介護一時金額の減額）

- 第14条 保険契約者は、将来に向かって介護一時金額を減額することができます。ただし、減額後の介護一時金額が会社の定める金額に満たないときは、介護一時金額の減額を取り扱いません。
- ② 介護一時金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ③ 介護一時金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

- 第15条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第17条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ③ 第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。

（特約の復旧）

- 第16条 保険契約者は、第14条（介護一時金額の減額）第1項の介護一時金額の減額をした日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、この特約を復旧することができます。
- ② 払済保険に変更された主契約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
- ③ 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）

- 第17条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

（特約の更新）

第18条 この特約の保険期間が満了し、主契約が更新されるときは、主契約とともにこの特約も更新されます。

- ② 更新後の介護一時金額は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
- ③ この特約が更新された場合、介護一時金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ④ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- ⑤ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第3項の規定を準用します。
- ⑥ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。
- ⑦ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（契約者配当金）

第19条 この特約には契約者配当金はありません。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第20条 会社は、別表2に定める公的介護保険制度の改正が行なわれた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を変更することがあります。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
- (1) 第2項の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。

（管轄裁判所）

第21条 この特約における介護一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判所）の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）

第23条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第18条（特約の更新）の規定を準用します。

- ② 前項の規定を適用する場合で、特約の更新日の前日までに被保険者が要介護3以上の状態に該当しているときは、特約の更新日に要介護3以上の状態に該当したものとみなします。

（平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則）

第24条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」といいます。）からこの特約へ更新する場合に適用します。

- ② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

（受取人の変更）

第25条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

別表1 会社所定の要介護状態

「会社所定の要介護状態」とは、つぎの(1)から(3)のいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 下表の項目の1から5のうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- (2) 下表の項目の1から5のうち3項目が一部介助の状態に該当したとき
- (3) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

項 目	状 態
1. 歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 (2) 一部介助 補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 補装具等を使用すれば自分でできる。 (4) 自立 自分でできる。
2. 衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
3. 入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
4. 食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2) 一部介助 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3) ほぼ自立 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
5. 排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助 特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。

別表 1 の備考

1. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、つぎの①および②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

コード番号	分 類 項 目
F00	アルツハイマー病の認知症
F01	血管性認知症
F02.0	ピック病の認知症
F02.1	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症
F02.2	ハンチントン病の認知症
F02.3	パーキンソン病の認知症
F02.4	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症
F02.8	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症
F03	詳細不明の認知症
F05.1	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの

(注) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎの(1)から(3)のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表 2 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

別表3 要介護3以上

「要介護3以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表4 要介護2以上

「要介護2以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表5 請求書類

項 目	必 要 書 類
介護一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、介護一時金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 介護一時金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

- （注）1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

備考

1. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

無配当特定損傷保障特約（07）

（平成24年4月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に無配当入院・手術保障特約とあわせて付加し、主たる保険契約による保障に加えてつぎの保障を行うことを主な内容とするものです。

（1）特定損傷給付金

被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂または熱傷に対する治療を受けたときにお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

- 第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時まで払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。
- ④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（特定損傷給付金の支払）

第2条 この特約において支払う特定損傷給付金は、つぎのとおりです。

名称	特定損傷給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても特定損傷給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特定損傷給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する治療を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活もしくは繰下復活が行われた場合の特約または復旧が行われた場合の特約の増額部分については、最後の復活もしくは繰下復活または復旧の際の責任開始期）以後に生じた主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による別表1に定める特定損傷（以下「特定損傷」といいます。）に対して受けた治療であること (2) その治療がその事故の日から起算して180日以内に受けた治療であること (3) その治療が別表2に定める病院または診療所における別表3に定める治療であること	同一の不慮の事故による特定損傷に対する治療につき、 特定損傷給付金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

（特定損傷給付金の支払に関する補則）

- 第3条 同一の不慮の事故による特定損傷給付金の支払は、1回かぎりとします。
- ② 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、特定損傷給付金の受取人は保険契約者となります。
- ③ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱による特定損傷に対する治療を受けた場合でも、その原因による特定損傷に対する治療を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特定損傷給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（特定損傷給付金の支払限度）

第4条 特定損傷給付金の支払限度は、支払回数を通算して10回とします。

（特定損傷給付金の請求、支払時期および支払場所）

第5条 特定損傷給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または特定損傷給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

② 特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表4に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 特定損傷給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 特定損傷給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特定損傷給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

（1）支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

（2）免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

（3）告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

（4）重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項第13条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までは該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは特定損傷給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から特定損傷給付金請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

（1）前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

（2）前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

（3）前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

（4）前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

（5）前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

（6）前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定損傷給付金を支払いません。

⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その特定損傷給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第6条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款第6条（保険料の払込免除）に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第7条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第8条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、特

定損傷給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
- ③ 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

（特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第10条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

（特約の復活および繰下復活）

第11条 主契約および主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとしします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）または第16条（保険契約の繰下復活）の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第12条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第13条 この特約の重大事由による解除については、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定を準用します。

（特約の解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第18条第1項の解約払戻金を請求することができます。

- ② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（特定損傷給付金額の減額）

第15条 保険契約者は、将来に向かって特定損傷給付金額を減額することができます。ただし、減額後の特定損傷給付金額が会社の定める金額に満たないときは、特定損傷給付金額の減額を取り扱いません。

- ② 特定損傷給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ③ 特定損傷給付金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第16条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約または主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約が解約その他の事由により消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 第4条（特定損傷給付金の支払限度）の規定により、特定損傷給付金の支払が通算限度に達したときは、第7条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
- ③ 第1項の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第18条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ④ 第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。
- ⑤ 第2項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（特約の復旧）

第17条 保険契約者は、第15条（特定損傷給付金額の減額）第1項の特定損傷給付金額の減額をした日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、この特約を復旧することができます。

- ② 払済保険に変更された主契約およびその変更に伴って消滅した無配当入院・手術保障特約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ③ 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）

第18条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

（特約の更新）

第19条 この特約の保険期間が満了し、主契約とともに無配当入院・手術保障特約が更新されるときは、主契約および無配当入院・手術保障特約とともにこの特約も更新されます。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるときは、この特約は更新されません。

- ② 更新後の特定損傷給付金額は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
- ③ この特約が更新された場合、特定損傷給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ④ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- ⑤ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第3項の規定を準用します。
- ⑥ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。
- ⑦ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（契約者配当金）

第20条 この特約には契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）

第21条 この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判所）の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）

第23条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第19条（特約の更新）の規定を準用します。

（平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則）

第24条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」といいます。）からこの特約へ更新する場合に適用します。

- ② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

（受取人の変更）

第25条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

別表 1 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

- (1) 骨折
- (2) 関節脱臼
- (3) 腱の断裂
- (4) 熱傷

別表 1 の備考

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

4. 熱傷

「熱傷」とは、深達性Ⅱ度熱傷（直径 2 cm 未満を除きます。）またはⅢ度熱傷（直径 2 cm 未満を除きます。）の状態をいいます。この場合、深達性Ⅱ度熱傷とは、真皮層の深部まで障害された状態をいい、Ⅲ度熱傷とは、皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態をいいます。

別表 2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合にかぎり、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 3 治療

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

別表 4 請求書類

項 目	必 要 書 類
特定損傷給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、特定損傷給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前 1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

無配当災害割増保障付定期保険特約（07）

（平成24年4月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加し、主たる保険契約による保障に加えてつぎの保障を行うことを主な内容とするものです。

（1）特約災害死亡保険金、特約災害高度障害保険金

被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡したまたは高度障害状態に該当したときにお支払いします。

（2）特約死亡保険金、特約高度障害保険金

被保険者が上記不慮の事故等によらないで死亡したまたは高度障害状態に該当したときにお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時までに払い込んでください。

③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。

④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（保険金の支払）

第2条 この特約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約災害死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活もしくは繰下復活が行われた場合の特約または復旧が行われた場合の特約の増額部分については、最後の復活もしくは繰下復活または復旧の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に生じた主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害（ただし、不慮の事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎります。） (2) この特約の責任開始期以後に発病した主約款別表6に定める感染症（以下「感染症」といいます。）	特約保険金額×2	主契約の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

特約

無配当災害割増保障付定期保険特約（07）

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約災害高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に主約款別表2に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。 (2) この特約の責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として高度障害状態に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態にこの特約の責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。	特約保険金額×2	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、本条に定める特約災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、本条に定める特約災害高度障害保険金の支払事由に該当せずに高度障害状態に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎりません。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。		被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

（保険金の支払に関する補則）

第3条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約災害死亡保険金または特約死亡保険金（以下「特約死亡保険金等」といいます。）を支払います。

- ② 会社が特約災害高度障害保険金または高度障害保険金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。
- ③ 特約災害死亡保険金を支払われた場合には、特約死亡保険金は支払いません。
- ④ 特約災害高度障害保険金を支払われた場合には、特約高度障害保険金は支払いません。
- ⑤ 免責事由に該当したことにより特約災害死亡保険金または特約災害高度障害保険金を支払われない場合には、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとみなします。

- ⑥ 特約死亡保険金等を支払う前に特約高度障害保険金等の請求を受け、特約高度障害保険金等が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金等を支払いません。
- ⑦ 特約死亡保険金等が支払われたときは、その支払後に特約高度障害保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑧ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、特約高度障害保険金等の受取人は保険契約者とします。
- ⑨ 主契約の死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金等の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金等の残額を主契約の他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算したこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑩ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金等または特約高度障害保険金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑪ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、特約死亡保険金を支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算したこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
 - (2) 主契約の死亡保険金受取人の故意
 - (3) 戦争その他の変乱
- ⑫ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより特約死亡保険金等が支払われないときは、この特約の責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑬ 特約高度障害保険金等の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間にこの特約の保険期間が満了した場合で、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、特約高度障害保険金等を支払います。
- ⑭ 被保険者がこの特約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に前条の特約高度障害保険金の支払事由の規定に定める高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (1) この特約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
 - (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 第4条 この特約による保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表1に定める書類を提出して、その請求をしてください。
 - ③ 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
 - ④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
 - 被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
 - 支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
 - 会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - 第2号もしくは前号に定める事項、主約款第21条（重大事由による解除）第1項第3号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは主契約の死亡保険金受取人のこの特約の締結の目的もしくは保険金請求の意図に関するこの特約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第5条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款第6条（保険料の払込免除）の規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第6条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

- 第7条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。
- ② 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

（特約の失効）

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第17条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第9条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

（特約の復活および繰下復活）

- 第10条 主契約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）または第16条（保険契約の繰下復活）の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第11条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反に

よる解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第12条 この特約の重大事由による解除については、主約款第21条（重大事由による解除）の規定を準用します。

（特約の解約）

第13条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第17条第1項の解約払戻金を請求することができます。

② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（特約保険金額の減額）

第14条 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額に満たないときは、特約保険金額の減額を取り扱いません。

② 特約保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

③ 特約保険金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第15条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

（1）主契約が解約その他の事由により消滅したとき

（2）主契約が払済保険に変更されたとき

② 前項の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第17条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

③ 第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。

（特約の復旧）

第16条 保険契約者は、第14条（特約保険金額の減額）第1項の特約保険金額の減額をした日から起算して2年以内は、会社の承諾を得て、この特約を復旧することができます。

② 払済保険に変更された主契約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

③ 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）

第17条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。

② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

（特約の更新）

第18条 この特約の保険期間が満了し、主契約が更新されるときは、主契約とともにこの特約も更新されます。

② 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者からこの特約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、特約保険金額を変更して更新することができます。

③ この特約が更新された場合、保険金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

④ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。

⑤ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第3項の規定を準用します。

⑥ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。

⑦ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（契約者配当金）

第19条 この特約には契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）

第20条 この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判

所)の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第21条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(他の特約からこの特約に更新する場合の特則)

第22条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第18条（特約の更新）の規定を準用します。

(平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則)

第23条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」といいます。）からこの特約へ更新する場合に適用します。

② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

(受取人の変更)

第24条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

(契約内容の登録)

第25条 この特約の契約内容の登録については、主約款第48条（契約内容の登録）の規定を準用します。

別表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
1. 特約災害死亡保険金	会社所定の請求書
2. 特約災害高度障害保険金	会社所定の請求書
3. 特約死亡保険金	会社所定の請求書
4. 特約高度障害保険金	会社所定の請求書

（注）1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

無配当健康祝金付定期保険特約（07）

（平成24年4月1日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、無配当入院・手術保障特約とあわせて5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加し、主たる保険契約による保障に加えてつぎの保障を行うことを主な内容とするものです。

- （1）特約災害死亡保険金、特約災害高度障害保険金
被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡したまたは高度障害状態に該当したときにお支払いします。
- （2）特約死亡保険金、特約高度障害保険金
被保険者が上記不慮の事故等によらないで死亡したまたは高度障害状態に該当したときにお支払いします。
- （3）障害給付金
被保険者が不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、その障害の程度に応じてお支払いします。
- （4）健康祝金
保険期間が満了したときに、被保険者の健康状態に応じてお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

- 第1条 この特約は、保険契約者の申出により、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、会社の承諾を得て、この特約を無配当入院・手術保障特約とあわせて主契約に付加することができます。この場合、この特約の第1回保険料は、更新前の主契約の保険期間満了時まで払い込んでください。
 - ③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前項の規定による場合には、主契約の更新時からこの特約上の責任を負います。
 - ④ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（保険金の支払）

第2条 この特約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	保険金、障害給付金または健康祝金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても保険金または障害給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約災害死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活もしくは繰下復活が行われた場合の特約または復旧が行われた場合の特約の増額部分については、最後の復活もしくは繰下復活または復旧の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に生じた主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害（ただし、不慮の事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎりします。） (2) この特約の責任開始期以後に発病した主約款別表6に定める感染症（以下「感染症」といいます。）	主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の入院給付金日額（以下「入院給付金日額」といいます。） × 200	主契約の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

特約

無配当健康祝金付定期保険特約（07）

名 称	保険金、障害給付金または健康祝金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても保険金または障害給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約災害高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表1に定める身体障害の状態（以下「身体障害状態」といいます。）の第1級（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。 (2) この特約の責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として高度障害状態に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。	入院給付金日額 × 200	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、本条に定める特約災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡したとき	入院給付金日額 × 100	主契約の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、本条に定める特約災害高度障害保険金の支払事由に該当せずに高度障害状態に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。		被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

（保険金の支払に関する補則）

第3条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、特約災害死亡保険金または特約死亡保険金（以下「特約死亡保険金等」といいます。）を支払います。

- ② 会社が特約災害高度障害保険金または特約高度障害保険金（以下「特約高度障害保険金等」といいます。）を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。
- ③ 会社は、特約災害死亡保険金を支払う場合に、次条に規定する障害給付金についてつぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、入院給付金日額にその該当する障害給付金の給付倍率を乗じて得られる金額の合計額を特約災害死亡保険金から差し引きます。
- (1) 特約災害死亡保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
- (2) 特約災害死亡保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受け、まだ支払っていないとき
- ④ 特約災害死亡保険金が支払われた場合には、特約死亡保険金は支払いません。また、特約災害死亡保険金の支払後にその支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても支払いません。
- ⑤ 会社は、特約災害高度障害保険金を支払う場合に、障害給付金についてつぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、入院給付金日額にその該当する障害給付金の給付倍率を乗じて得られる金額の合計額を特約災害高度障害保険金から差し引きます。
- (1) 障害給付金をすでに支払っているとき
- (2) 障害給付金の請求を受け、まだ支払っていないとき
- (3) 特約災害高度障害保険金の支払の原因となった高度障害状態が、すでに身体障害状態の第2級から第6級までに該当する身体障害のあった別表2に定める身体の同一部位（以下「身体の同一部位」といいます。）に生じたもので、かつ、その身体障害が障害給付金の支払の原因とならなかったかまたは障害給付金が支払われなかったとき
- ⑥ 特約災害高度障害保険金が支払われた場合には、特約高度障害保険金は支払いません。また、特約災害高度障害保険金の支払後に障害給付金の請求を受けても支払いません。
- ⑦ 免責事由に該当したことにより特約災害死亡保険金または特約災害高度障害保険金が支払われない場合には、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとみなします。
- ⑧ 特約死亡保険金等を支払う前に特約高度障害保険金等の請求を受け、特約高度障害保険金等が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金等を支払いません。
- ⑨ 特約死亡保険金等が支払われたときは、その支払後に特約高度障害保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑩ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、特約高度障害保険金等の受取人は保険契約者としします。
- ⑪ 主契約の死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金等の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金等の残額を主契約の他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算したこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑫ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金等または特約高度障害保険金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑬ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算したこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
- (2) 主契約の死亡保険金受取人の故意
- (3) 戦争その他の変乱
- ⑭ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより特約死亡保険金等が支払われないときは、この特約の責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑮ 特約高度障害保険金等の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間にこの特約の保険期間が満了した場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、特約高度障害保険金等を支払います。
- (2) 前号の規定により、特約高度障害保険金等を支払う場合には、その支払金額は、特約高度障害保険金等の金額から健康祝金の支払額を差し引いて残額があれば、その残額とします。
- ⑯ 被保険者がこの特約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に前条の特約高度障害保険金の支払事由の規定に定める高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) この特約の締結、復活、繰下復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合ア. この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ. この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ. この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（障害給付金の支払）

第4条 この特約において支払う障害給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	免責事由
障害給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内のこの特約の保険期間中に、身体障害状態の第2級から第6級までに該当したとき	別表1に定める金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

（障害給付金の支払に関する補則）

第5条 被保険者が身体障害状態の第2級から第6級までのうち2種目以上に該当した場合には、その給付倍率はそれぞれの身体障害の状態が属する等級の給付倍率の合計の倍率とします。ただし、身体の同一部位に生じた2種目以上の身体障害の状態に関しては、最も上位の種目に属する等級の給付倍率をもって、その給付倍率とします。

② さらに身体障害（この特約の責任開始期前の身体障害を含みます。）のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、その給付倍率は、新たな身体障害の状態が属する等級の給付倍率からすでにあった身体障害（この特約の責任開始期前の身体障害を含みます。）の状態が属する等級の給付倍率を差し引いて得られる金額とします。

③ 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、前条の規定にかかわらず、障害給付金の受取人は保険契約者とします。

④ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により身体障害状態の第2級から第6級までに該当した場合でも、その原因により身体障害状態の第2級から第6級までに該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、会社は、その程度に応じ、障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑤ 障害給付金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間にこの特約の保険期間が満了した場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して1年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、障害給付金を支払います。

(2) 前号の規定により、障害給付金を支払う場合には、その支払金額は、障害給付金の金額から健康祝金の支払額を差し引いて残額があれば、その残額とします。

（障害給付金の支払限度）

第6条 障害給付金の支払は、その支払倍率を通算して100倍をもって限度とします。

（健康祝金の支払）

第7条 この特約において支払う健康祝金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
健康祝金	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存し、かつ、この特約の保険期間中に主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の入院給付金（以下「入院給付金」といいます。）の支払事由が生じなかったとき	入院給付金日額 × 15	主契約の満期保険金受取人

② 前項に定めるほか、被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存し、かつ、この特約の保険期間中に入院給付金の支払事由が生じ、その支払日数が別表3に定める範囲内にある場合には、健康祝金の支払事由が生じたものとみなし

ます。この場合、別表3に定める金額を支払います。

（健康祝金の支払に関する補則）

第8条 健康祝金を支払った後、入院給付金の請求があった場合には、会社は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 支払うべき入院給付金の支払日数（すでに支払われている入院給付金の支払日数を含みます。以下本条において同様とします。）に、この特約の保険期間満了時の入院給付金日額を乗じて得られる金額が健康祝金額をこえるときは、支払うべき入院給付金額から健康祝金額を差し引いた金額を被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。
- (2) 支払うべき入院給付金の支払日数に、この特約の保険期間満了時の入院給付金日額を乗じて得られる金額が健康祝金額以下であるときは、支払うべき入院給付金を支払いません。
- ② 健康祝金を支払う際に、入院給付金の請求を受け、まだ支払っていない場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 支払うべき入院給付金の支払日数に、この特約の保険期間満了時の入院給付金日額を乗じて得られる金額が健康祝金額をこえるときは、支払うべき入院給付金額を被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払い、健康祝金は支払いません。
 - (2) 支払うべき入院給付金の支払日数に、この特約の保険期間満了時の入院給付金日額を乗じて得られる金額が健康祝金額以下であるときは、その支払うべき入院給付金額を被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に、健康祝金額からその金額を差し引いた金額を主契約の満期保険金受取人に支払います。
- ③ 主契約とともに無配当入院・手術保障特約の更新が行われた保険契約の場合で、更新前の保険期間中に入院を開始し、その入院日数が継続して5日以上となった日が更新後の保険期間中であつたときは、更新前の保険期間中に入院給付金の支払事由が生じたものとして取り扱います。
- ④ 免責事由に該当し、入院給付金が支払われない場合には、健康祝金を支払います。

（保険金、障害給付金および健康祝金の請求、支払時期および支払場所）

第9条 この特約による保険金または障害給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその保険金もしくは障害給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険金、障害給付金または健康祝金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表4に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険金、障害給付金または健康祝金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 保険金または障害給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から保険金または障害給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金または障害給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、主約款第21条（重大事由による解除）第1項第3号ア．からオ．までもしくは主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項第13条（重大事由による解除）第1項第4号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは主契約の死亡保険金受取人のこの特約の締結の目的もしくは保険金もしくは障害給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から保険金もしくは障害給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、保険金または障害給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学

技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または障害給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金または障害給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第10条 会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款第6条（保険料の払込免除）の規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第11条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による場合を除き、この特約の保険料は、保険期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第12条 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による保険金、障害給付金または健康祝金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
- ③ 保険料の払込期月中または主約款第12条（保険料払込の猶予期間）に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款第9条（保険料の払込）または同第12条（保険料払込の猶予期間）の規定を準用します。

（特約の失効）

第13条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、保険契約者は、第22条第1項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第14条 主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款第14条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

（特約の復活および繰下復活）

第15条 主契約および主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の復活または繰下復活の請求があった場合には、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款第15条（保険契約の復活）または第16条（保険契約の繰下復活）の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第16条 告知義務および告知義務違反による解除については、主約款第18条（告知義務）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第17条 この特約の重大事由による解除については、主約款第21条（重大事由による解除）の規定を準用します。ただし、障害給付金に関する重大事由による解除については、主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約の特約条項の規定を準用します。

（特約の解約）

第18条 この特約の解約は取り扱いません。

（特約の減額）

第19条 入院給付金日額が減額されたときは、この特約についても同時に同じ割合だけ減額されたものとし、減額分は解約されたものとして取り扱います。

（特約の消滅）

第20条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約または主契約に付加されている無配当入院・手術保障特約が解約その他の事由により消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項の規定によりこの特約が消滅したとき（主契約の保険金または給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）は、会社は、第22条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ③ 第1項第1号の場合で、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金もあわせて主約款の規定に準じて支払います。

（特約の復旧）

第21条 減額された無配当入院・手術保障特約について、復旧の請求があった場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしめます。

- ② 払済保険に変更された主契約およびその変更に伴って消滅した無配当入院・手術保障特約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、前条第1項第2号の規定により消滅したこの特約についても同時に復旧の請求があったものとしめます。
- ③ 会社は、前2項の規定により請求された特約の復旧を承諾したときは、主約款第25条（原保険契約への復旧）の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）

第22条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数および入院給付金の支払日数により会社の定める方法によって計算します。

- ② この特約の解約払戻金は、主約款第14条（保険料の振替貸付）または第28条（保険契約者に対する貸付）による貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

（特約の更新）

第23条 この特約の保険期間が満了し、主契約とともに無配当入院・手術保障特約が更新されるときは、主契約および無配当入院・手術保障特約とともにこの特約も更新されます。

- ② この特約が更新された場合、保険金および障害給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ③ 主契約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の特約を主契約の更新時に付加します。この場合、第2項の規定を準用します。
- ⑤ この特約の更新については、本条の規定によるほか、主約款第27条（保険契約の更新）の規定を準用します。
- ⑥ この特約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（契約者配当金）

第24条 この特約には契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）

第25条 この特約における保険金、障害給付金、健康祝金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款第40条（管轄裁判所）の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（他の特約からこの特約に更新する場合の特則）

第27条 会社の定める他の特約からこの特約に更新する場合には、第23条（特約の更新）の規定を準用します。

（平成19年3月31日以前に締結された他の特約から更新を行う場合の特則）

第28条 この特則は、平成19年3月31日以前に締結された会社の定める他の特約（以下本条において「他の特約」と

います。) からこの特約へ更新する場合に適用します。

- ② 主契約の保険期間の満了とともに他の特約の保険期間が満了し、主契約の更新と同時にこの特約へ更新を行う場合の被保険者の年齢については、更新後の主約款の、他の保険契約から更新する場合の規定を準用します。

(受取人の変更)

第29条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

別表1 対象となる身体障害の状態および障害給付金額表

障害給付金額は、入院給付金日額にその身体障害の状態が属する等級の給付倍率を乗じて得られる金額とします。

等級	身体障害	給付倍率
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	—
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13. から15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13. から15. までまたは第4級の21. から25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70倍
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50倍
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30倍

等級	身体障害	給付倍率
第5級	28. 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15倍
第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10倍

別表1の備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(3)「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が70デシベル以上（40cmをこえると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

(1)「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2)「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

(3)「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

(1)手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

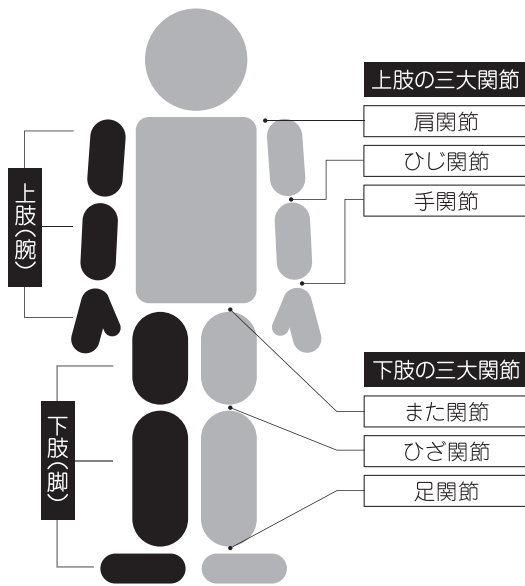
(3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

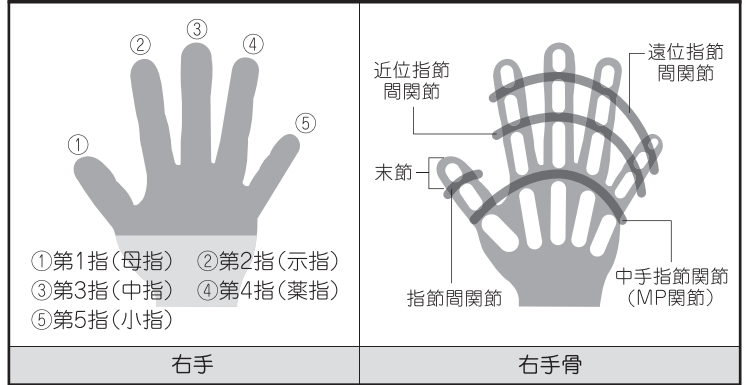
(1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）の末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）が硬直し、その回復の見込のない場合をいいます。

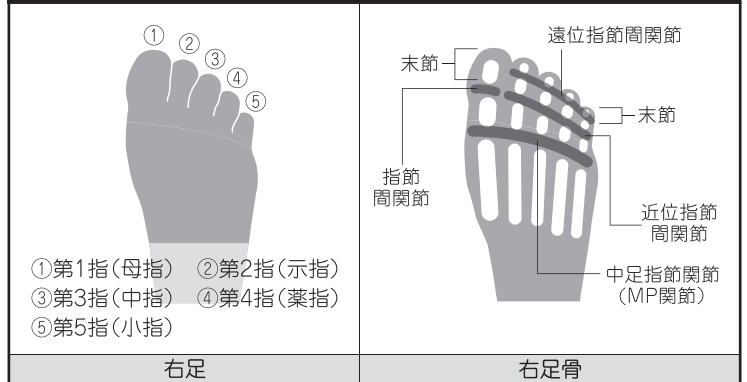
身体呼称



手指の呼称

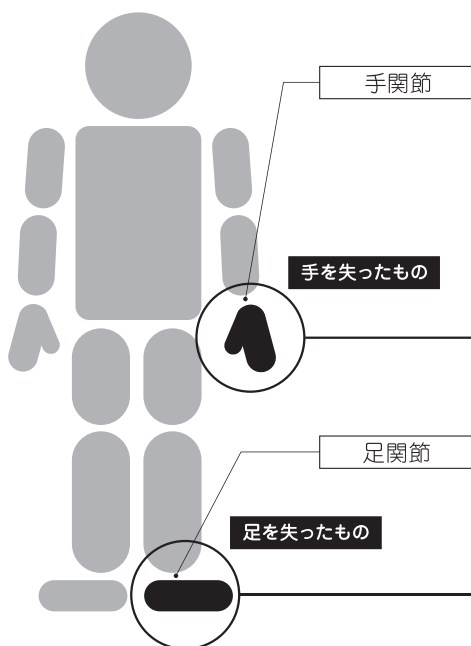


足指の呼称

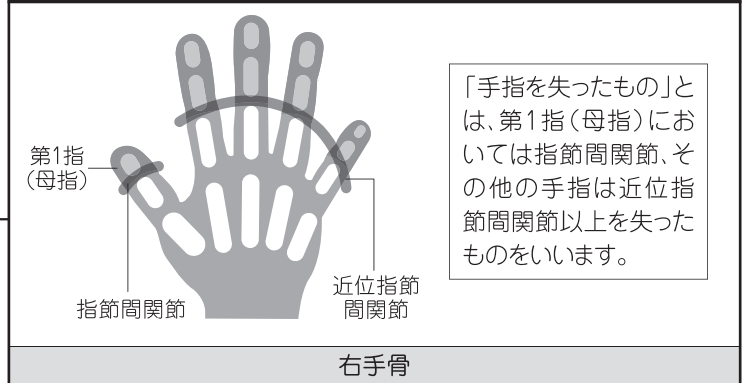


(身体)障害図解例

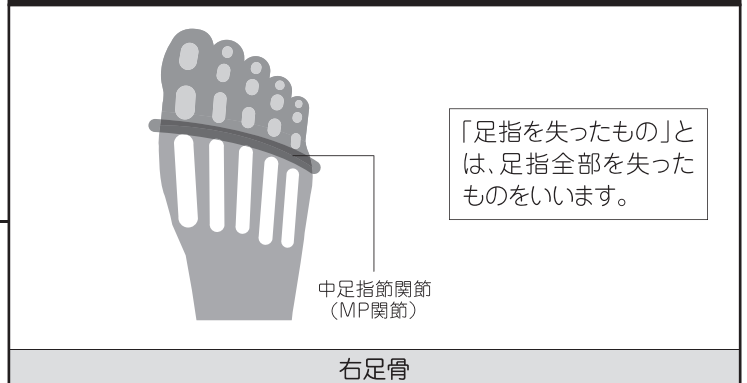
手・足を失ったもの



手指を失ったもの



足指を失ったもの



別表2 身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表1の第1級の4. 5. 6. もしくは7. 第2級の8. 9. もしくは10. 第3級の16. または第4級の26. の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1 上肢と 1 下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表3 健康祝金額表

第7条第2項の規定により支払われる健康祝金額は、入院給付金日額にその入院給付金の支払日数ごとに下表に定める給付倍率を乗じて得られる金額とします。

入院給付金の支払日数	入院給付金日額に対する給付倍率
1 日	14倍
2 日	13倍
3 日	12倍
4 日	11倍
5 日	10倍
6 日	9倍
7 日	8倍
8 日	7倍
9 日	6倍
10日	5倍
11日	4倍
12日	3倍
13日	2倍
14日	1倍

別表4 請求書類

項 目	必 要 書 類
1. 特約災害死亡保険金	会社所定の請求書
2. 特約災害高度障害保険金	会社所定の請求書
3. 特約死亡保険金	会社所定の請求書
4. 特約高度障害保険金	会社所定の請求書
5. 障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、障害給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 障害給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
6. 健康祝金	会社所定の請求書

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

リビング・ニーズ特約

2020年11月1日改正

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の死亡保険金額の全部または一部について、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

第1条 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、保険契約締結の際、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

② 前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③ 前2項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

④ 会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(1) 第1項の規定によりこの特約を付加した場合

主契約の責任開始期

(2) 第2項の規定によりこの特約を付加した場合

主契約の更新時

(3) 前項の規定によりこの特約を付加した場合

会社がこの特約の付加を承諾した時

⑤ この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

(特約保険金の支払)

第2条 この特約において支払う特約保険金は、つぎのとおりです。

名称	特約保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払金額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。)
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により計算した、別表1に定める書類が会社に到着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

(特約保険金の支払に関する補則)

第3条 前条の規定にかかわらず、別表1に定める書類が会社に到着しないかぎり、会社は、特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了（主契約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合にも、会社は、特約保険金を支払いません。

② 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日に消滅したものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

③ 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

④ 前項の規定により減額されたときは、保険契約者に通知します。

⑤ 特約保険金を支払う前に、主約款の規定による保険金の請求を受け、その保険金が支払われるときは、会社は、特約保険金を支払いません。

⑥ 主約款の規定による保険金が支払われたときは、その支払後に特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

特約

リビング・ニーズ特約

- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、その原因により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ 特約保険金を支払う際に、主約款の規定による保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 特約保険金を請求するときは、被保険者は、別表1に定める書類を提出してください。

- ② 被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎのいずれかの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、別表1に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として特約保険金を請求することができます。
- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③ 前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前項第1号および第2号のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ④ 第2項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑤ 特約保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑥ 特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、主約款に定める重大事由による解除の対象となる反社会的勢力その他に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは指定代理請求人のこの特約の締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関するこの特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実
- ⑦ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第5項および前項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑧ 第6項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または指定代理請求人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
- ⑨ 第6項または第7項に掲げる事項の確認を行う場合、その特約保険金を請求した者に通知します。

(特約保険料の払込)

第5条 この特約は保険料の払込を要しません。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活および繰下復活)

第7条 主契約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款の復活または繰下復活の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

(告知義務違反による解除)

第8条 告知義務違反による解除の通知については、主約款の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第9条 重大事由による解除の通知については、主約款の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の解約)

第10条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第11条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）の規定により特約保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

(特約の復旧)

第12条 主契約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定により請求された特約の復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の解約払戻金)

第13条 この特約には解約払戻金はありません。

(指定代理請求人の指定または変更)

第14条 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定または変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第2項第1号または第2号のいずれかに該当する者であることを要します。

② 指定代理請求人の指定または変更をするときは、保険契約者は、別表1に定める書類を会社に提出してください。

(契約者配当金)

第15条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(管轄裁判所)

第16条 特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第17条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

(主契約に契約者配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則)

第18条 主契約に契約者配当金特殊支払特則が適用されている場合で、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項の規定により主契約が消滅したときは、払済養老保険の死亡保険金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に

支払います。

(主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則)

第19条 主契約に定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、特約の型がⅡ型の介護特約（以下本条において「介護特約」といいます。）、特約の型がⅡ型の介護保障特約（以下本条において「介護保障特約」といいます。）、年金払定期保険特約または特約の型がⅡ型の年金払介護保障特約（以下本条において「年金払介護保障特約」といいます。）（以下「定期保険特約等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、特定疾病保障定期保険特約、介護特約、介護保障特約、年金払定期保険特約および年金払介護保障特約については、各特約の保険期間満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間は、本条の規定を適用しません。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額（年金払定期保険特約の場合は、特約保険金の請求日の翌日から起算して6か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額。以下本条において同様とします。）を合算した金額とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約および定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) 特約保険金の支払にあたっては、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第8項までの規定を準用します。
 - イ. 生存給付金付定期保険特約の場合には、同条第3項の規定は、「特約死亡保険金の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約単位生存給付金額は、特約死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。
 - ウ. 年金払定期保険特約および年金払介護保障特約の場合には、同条第3項の規定は、「年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約年金額は、死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。
- (4) 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加され、特定疾病保障定期保険特約の特約特定疾病保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。
- (5) 主契約に介護特約または介護保障特約が付加され、介護特約または介護保障特約の介護保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。
- (6) 主契約に年金払介護保障特約が付加され、年金払介護保障特約の特約介護年金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。

(主契約に年金払定期保険特約または年金払介護保障特約が付加されている場合の特則)

第20条 主契約に年金払定期保険特約または特約の型がⅡ型の年金払介護保障特約（以下本条において「年金払特約」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の請求（死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定される場合にかぎり。）の際に特約保険金の受取人から申出があったときは、年金払特約のこの特約の特約保険金の請求日の翌日から起算して6か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額を第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額に合算せず、前条第2号の規定を適用します。この場合、年金払特約は、前条第3号ウ.の規定にかかわらず、特約年金額を減額せずに継続するものとします。
- (2) 前号の規定により年金払特約が継続する場合、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が減額され、年金払特約の特約年金額が会社の定める限度をこえるに至ったときでも、年金払特約の特約年金額は減額されないものとします。

(主契約に介護保障特約等、災害割増特約等または災害入院特約等が付加されている場合の特則)

第21条 主契約につぎの介護保障特約等、災害割増特約等、災害入院特約等（以下本条において、それぞれ「介護保障特約等」、「災害割増特約等」、「災害入院特約等」といいます。）または通院特約が付加されている場合には、第2項から第4項のとおり取り扱います。

- (1) 介護保障特約等
介護保障特約、介護特約または年金払介護保障特約（特約の型がⅠ型である場合にかぎり。）
- (2) 災害割増特約等
災害割増特約または傷害特約
- (3) 災害入院特約等

災害入院特約、疾病保障特約、成人病保障特約、女性特定疾病入院特約、ガン特約、ガン特約（無制限型）、生活習慣病入院特約、女性入院特約、入院一時金特約、終身災害入院特約、終身疾病保障特約、終身女性特定疾病入院特約、終身ガン特約、終身ガン特約（無制限型）、終身生活習慣病入院特約、終身女性入院特約、ファミリー災害入院特約またはファミリー疾病保障特約

- ② 災害入院特約等または通院特約が第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項の規定により消滅したときは、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している入院は災害入院特約等の有効中の入院とみなします。
- (2) 通院特約の保険期間中に入院給付金の支払われる入院をしている場合、特約保険金の支払事由が生じた時を含んで通院期間中（入院中の場合、その入院の退院後の通院期間中）の通院は、通院特約の有効中の通院とみなします。
- ③ 被保険者が会社所定の要介護状態（要介護状態を含みます。以下本項において同様とします。）に該当し、会社所定の要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日を経過するまでの間にこの特約の特約保険金の支払事由が生じて介護保障特約等が第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項の規定により消滅した場合には、この特約の特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している会社所定の要介護状態は、介護保障特約等の保険期間中の会社所定の要介護状態とみなして介護保障特約等の介護保険金および介護年金の支払に関する規定を適用します。
- ④ 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が減額され、災害割増特約等または災害入院特約等の保険金額または入院給付金日額が会社の定める限度をこえるに至ったときでも、災害割増特約等または災害入院特約等の保険金額または入院給付金日額は減額されないものとします。

（主契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合の特則）

第22条 主契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合で、保険金削減法が適用され、削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に、特約保険金の請求日における特別扱保険契約特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定める方法により計算した、特約保険金の請求日から6か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。

（5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に付加する場合の特則）

第23条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部が年金保障または介護保障に移行されたときは、この特約は消滅します。
- (2) 特約保険金が支払われるときは、増加生存保険については、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項の規定により主契約が消滅したときは、増加生存保険は消滅します。この場合、増加生存保険の解約払戻金は支払いません。
- イ. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が減額されたときは、増加生存保険についても同時に同じ割合だけ減額されたものとします。この場合、増加生存保険の解約払戻金は支払いません。
- (3) 特約保険金が支払われるときは、増加終身保険については、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、主契約および増加終身保険の死亡保険金額を合算した金額とします。
- イ. 第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約および増加終身保険の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および増加終身保険の死亡保険金額から指定されたものとします。
- ウ. 特約保険金の支払にあたっては、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第8項までの規定を準用します。

（5年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅰ型）、5年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅱ型）、個人年金保険「ひまわり年金プラン」または個人年金保険（Ⅰ型）に付加する場合の特則）

第24条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅰ型）、5年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅱ型）、個人年金保険「ひまわり年金プラン」または個人年金保険（Ⅰ型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約は、定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎり）とあわせて付加することを要します。
- (2) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第5項および第6項中「主約款」とあるのは「定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎり）の特約条項」と読み替えます。
- (3) 第11条（特約の消滅）第2号の規定は「定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎり）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。

(4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第1号および第2号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額（年金払定期保険特約の場合は、特約保険金の請求日の翌日から起算して6か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額。以下本条において同様とします。）を合算した金額とし、主契約の死亡保険金額（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅰ型）、5年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅱ型）または個人年金保険（Ⅰ型）の場合は、死亡給付金額）は含めません。

イ. 第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

（5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険または災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合の特則）

第25条 この特約を5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険または災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約は、無配当災害割増保障付定期保険特約、5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約または災害割増保障付定期保険特約とあわせて付加することを要します。

(2) 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、無配当災害割増保障付定期保険特約、5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約または災害割増保障付定期保険特約の死亡保険金額とし、主契約の死亡保険金額は含めません。

(3) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「主契約の保険期間満了（主契約が更新される場合を除きます。）前1年以内」とあるのは「無配当災害割増保障付定期保険特約、5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約または災害割増保障付定期保険特約の保険期間満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。

(4) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定については、つぎのとおりとします。

ア. 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合

第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定については、「無配当災害割増保障付定期保険特約または5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約保険金額は、指定保険金額と同額だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金の規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

イ. 災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合

第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定は適用しません。

(5) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第5項および第6項中「主約款」とあるのは「無配当災害割増保障付定期保険特約、5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約または災害割増保障付定期保険特約の特約条項」と読み替えます。

(6) 第11条（特約の消滅）第2号の規定は「無配当災害割増保障付定期保険特約、5年ごと利差配当付災害割増保障付定期保険特約または災害割増保障付定期保険特約が解約その他の事由により消滅したとき」と読み替えます。

(7) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または生存給付金付定期保険に付加する場合の特則）

第26条 この特約を5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または生存給付金付定期保険に付加する場合、特約保険金の支払にあたっては、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定は、「死亡保険金の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、単位生存給付金額は、死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

（5年ごと利差配当付終身介護保障保険等に付加する場合の特則）

第27条 この特約を5年ごと利差配当付終身介護保障保険、5年ごと利差配当付終身介護保険または終身介護保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約は、定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）とあわせて付加することを要します。

(2) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第5項および第6項中「主約款」とあるのは「定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）の特約条項」と読み替えます。

(3) 第11条（特約の消滅）第2号の規定は「定期保険特約ならびに介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。

(4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第1号および第2号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額を合算した金額とし、主契約の死亡給付金の金額は含めません。

イ. 第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

（指定代理請求人に関する特則）

第28条 この特約を付加する場合、つぎの主契約または特約の指定代理請求人または被保険者の代理人は、この特約の指定代理請求人と同一とします。

（1）主契約

- ア. 5年ごと利差配当付終身介護保険
- イ. 終身介護保険
- ウ. 5年ごと利差配当付終身介護保障保険

（2）特約

- ア. 特定疾病保障定期保険特約
- イ. 介護特約
- ウ. 無配当介護初期給付特約
- エ. 介護保障移行特約
- オ. ガン特約
- カ. ガン特約（無制限型）
- キ. 終身ガン特約
- ク. 終身ガン特約（無制限型）
- ケ. 無配当ガン保障特約
- コ. ガン保障特約
- サ. 介護保障特約
- シ. 無配当介護保障初期給付特約
- ス. 年金払介護保障特約

（無配当医療保険に付加する場合の特則）

第29条 この特約を無配当医療保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約は、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎり、）とあわせて付加することを要します。

(2) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第5項および第6項中「主約款」とあるのは「定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎり、）の特約条項」と読み替えます。

(3) 第11条（特約の消滅）第2号の規定は「定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎり、）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。

(4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第1号および第2号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額を合算した金額とし、主契約の死亡保険金の金額は含めません。

イ. 第2条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第30条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項、第5項および第6項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」または「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。

(2) 第1条（特約の締結および責任開始期）第5項、第7条（特約の復活および繰下復活）第2項、第8条（告知義務違反による解除）、第9条（重大事由による解除）、第16条（管轄裁判所）および第17条（主約款の規定の準用）中「主契約の普通保険約款」または「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第8項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

(無配当選択緩和型終身保険に付加する場合の特則)

第31条 この特約が無配当選択緩和型終身保険に付加されている場合、削減期間中はこの特約による特約保険金は支払いません。ただし、無配当選択緩和型終身保険に支払金額変更特約が付加されているときを除きます。

(無配当収入保障保険、無配当特定疾病収入保障保険、無配当介護収入保障保険、無配当生活介護収入保障保険、無配当就業不能収入保障保険(001)または無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に付加する場合の特則)

第32条 この特約を無配当収入保障保険、無配当特定疾病収入保障保険、保険契約の型がⅡ型の無配当介護収入保障保険、無配当生活介護収入保障保険、無配当就業不能収入保障保険(001)または無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に付加する場合、第2条(特約保険金の支払)ならびに第3条(特約保険金の支払に関する補則)第2項および第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日の翌日から起算して6か月を満了する日における、主契約の年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額」と読み替えます。

② この特約を無配当就業不能収入保障保険(001)または無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第3条(特約保険金の支払に関する補則)第2項の規定により消滅したときは、特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態は、有効中の早期就業不能給付金の状態とみなします。

(2) 第3条(特約保険金の支払に関する補則)第3項の規定により主契約が減額された場合でも、特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態により支払われる年金月額が減額されないものとします。ただし、特約保険金の請求日から6か月間にかぎりず。

(受取人の変更)

第33条 この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

(年払および半年払の保険契約における取扱)

第34条 この特約の特約保険金を支払う場合には、主約款または特約条項の年払および半年払の保険契約における取扱に関する規定は適用しません。

(平成22年2月28日以前に締結された保険契約に付加する場合の特則)

第35条 この特約を平成22年2月28日以前に締結された保険契約に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第4条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)第5項の規定中「5営業日」とあるのは、「5日」と読み替えて適用します。

(無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕等に付加する場合の特則)

第36条 この特約をつぎの各号に定めるいずれかの特則が付加されている無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕、無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕または無配当10大疾病保障保険〔Ⅱ型〕(以下本条において「本則」といいます。)に付加する場合には、第2項および第3項のとおり取り扱います。

(1) 特定疾病ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕

(2) 特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕

(3) 10大疾病ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕

(4) 生存給付金特則

② 第2条(特約保険金の支払)ならびに第3条(特約保険金の支払に関する補則)第2項および第3項に定める死亡保険金額は、本則の死亡保険金額ならびに前項に定める特則の死亡給付金額および死亡保険金額(以下「特則の死亡給付金額等」といいます。)を合算した金額とします。

③ 第2条(特約保険金の支払)ならびに第3条(特約保険金の支払に関する補則)第2項および第3項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における本則の死亡保険金額および特則の死亡給付金額等の割合に応じて、本則の死亡保険金額および特則の死亡給付金額等から指定されたものとします。

(無配当通増認知症治療終身保険〔Ⅱ型〕に付加する場合の特則)

第37条 この特約が無配当通増認知症治療終身保険〔Ⅱ型〕に付加されている場合、通増期間中はこの特約による特約保険金は支払いません。

別表1 請求書類

(1) 特約保険金の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 特約保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、特約保険金の受取人と同一人の場合は不要） (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
2. 特約保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
1. 指定代理請求人の指定または変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

指定代理請求特約

2020年4月1日改正

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）
 - ア. 被保険者が受取人に指定されている保険金
 - イ. 被保険者が受け取ることとなる保険金
 - ウ. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金
 - (2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等または保険料の払込免除の請求時に会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎりします。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている前号以外の者
 - (3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - (4) 第2号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表1に定める書類を会社に提出してください。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 つぎの各号の場合、指定代理請求人が別表1に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求することができます。

- (1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
 - (2) 被保険者と同一人である保険契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき
- ② 前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前条第1項のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- (1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
 - (2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - (3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
 - (4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者
- ⑤ 指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

(指定代理請求人への解除通知)

第5条 この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定のほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

- (1) 告知義務違反による解除
- (2) 重大事由による解除

(特約を付加した場合の取扱)

第6条 この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

- ② 保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

第7条 この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

(保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

第8条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人として扱います。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第9条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第5項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。
- (2) 第5条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約を付加した場合の取扱）第3項中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

集団月払特別取扱特約

平成28年3月1日改正

(特約の締結)

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場、組合、同業団体等の団体で保険料をとりまとめて払い込むことができる団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること（以下「事業保険」といいます。）

(契約日の特則)

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

(保険料の払込方法（回数）および保険料率)

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎの第1号の場合は準団体扱保険料率、第2号の場合は個人扱の保険料率とします。
 - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号の条件を満たすとき
 - (2) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号に該当しなくなった時から3か月を経過しても第2項第1号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

(保険料の振替貸付)

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

(特約の失効)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
- (2) 第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき
- (3) 当会社と団体の代表者との協議により集団月払特別取扱を廃止したとき
- ② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となります。

(契約者配当金の割当および支払)

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

(主約款の規定の適用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

(無配当の保険契約に付加する場合の特則)

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

(第1回保険料の払込に関する特則)

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- ② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
- (1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準当日とします。
 - ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
 - イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
 - (2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
 - ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
 - (3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
 - (4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。
- ③ 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。
- ④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当会社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。
- (2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

団体月払特別取扱特約

平成28年3月1日改正

特約

団体月払特別取扱特約

(特約の締結)

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者（団体から給与または役員報酬の支払を受ける者にかぎりません。以下同様とします。）が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること（以下「事業保険」といいます。）

(契約日の特則)

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

(保険料の払込方法（回数）および保険料率)

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を付加した保険契約の保険料率は、つぎの第1号または第2号の場合は団体扱保険料率、第3号の場合は準団体扱保険料率、第4号の場合は個人扱の保険料率とします。
 - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号もしくは第2号に規定する人数が20名以上のとき、または、第1条（特約の締結）第1号および第2号に規定する人数を名寄せした上合算して20名以上になるとき
 - (2) 団体の事業所が2つ以上あり、保険料の一括払込が行われない場合で、いずれか1事業所において前号の条件を満たすとき
 - (3) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号に規定する人数が10名以上20名未満のとき
 - (4) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過しても第2項第1号または第2号のいずれかに復さないときは、準団体扱保険料率または個人扱の保険料率に変更されます。
- ⑤ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第3号の人数が10名未満となった時から3か月を経過しても第2項第3号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

(保険料の振替貸付)

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

(特約の失効)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
- (2) 団体扱保険料率が適用されている団体については、第3条（保険料の払込方法（回数）および保険料率）第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過した時に、第1条（特約の締結）第1号お

よび第2号のいずれの条件も満たしていないとき

- (3) 団体扱保険料率が適用されていない団体については、第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき
 - (4) 当会社と団体の代表者との協議により団体月払特別取扱を廃止したとき
- ② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となり、保険料は個人扱の保険料率に変更されます。

（契約者配当金の割当および支払）

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

（主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

（無配当の保険契約に付加する場合の特則）

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

（第1回保険料の払込に関する特則）

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- ② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
- (1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とします。
 - ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
 - イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
 - (2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
 - ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
 - (3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
 - (4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

- ③ 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。
- ④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。
- (2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

保険料口座振替扱特約

2020年4月1日改正

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結または更新の際もしくは保険料払込期間中に保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

② この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替（保険料相当額を保険契約者の指定口座から会社の口座に振り替えることをいいます。以下同様とします。）の取扱について提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、保険料口座振替を委任すること

(保険料率)

第2条 この特約を付加する月払契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約が付加された5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の各保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第3条 保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下この定めた日を「振替日」といいます。）に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

- ② 前項の振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、保険料は振替日の翌営業日に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。
- ③ 第1項または第2項の規定により保険料口座振替が行われた場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ④ 第1項または第2項の規定により同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料口座振替を行う場合には、保険契約者は会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。
- ⑤ 保険料口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

(繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込)

第4条 会社は、保険契約者からの申出により、つぎの保険料口座振替を会社の定める範囲内で取り扱うことができます。

- (1) 月払契約の場合、繰り返し同一月数分（以下この月数を「振替月数」といいます。）の保険料（保険料払込期間満了までの月数が振替月数に満たないときは、その最終月までの保険料とします。）を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に保険料口座振替により一括して会社に払い込むことができます。
- (2) まだ保険料期間の到来していない保険料（以下「前納保険料」といいます。）の全部または一部を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、前条第1項または第2項に規定する保険料と同時に保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
- (3) 前納保険料の全部または一部を、会社の定める日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
- ② 本条の規定による保険料口座振替を行う場合には、主約款の保険料の前納に関する規定および前条第3項から第5項までの規定を準用します。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 第3条（保険料の払込）の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合には、翌月の振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合には、振替日の翌月の応当日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に再度保険料口座振替を行います。
- ② 前条第1項第1号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、毎月払に変更した上で、前項第1号の規定を適用します。この場合、保険契約者からとくに申出のないかぎり、以後の保険料は毎月払で保険料口座振替を行います。
- ③ 前条第1項第2号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者か

ら前条第1項第2号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行います。ただし、払込期月を過ぎた保険料については、第1項の規定を適用します。

- ④ 前条第1項第3号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第1項第3号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行います。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定による払込期月を過ぎた保険料の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料口座振替扱に関する諸変更）

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

- ② 第4条（繰返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第1項第1号による取扱を行っている保険契約について、振替月数の変更または毎月払への変更をする場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出てください。
- ③ 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。この場合、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ④ 提携金融機関が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
- ⑤ 会社は、会社または提携金融機関に止むを得ない事情が発生した場合には、振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第7条 つぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が失効したとき
- (3) 保険料の振替貸付が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 保険料の払込方法（経路）を他に変更したとき
- (6) 第1条（特約の適用）第2項の条件を満たさなくなったとき
- (7) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の場合に該当したとき

（主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）

第9条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同様とします。）から保険料口座振替を行う場合には、主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第1回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

- (1) 会社の定める団体保険契約の普通保険約款またはこれに付加されている会社の定める特約の規定により、会社の定める同種の個人保険に加入するとき
- (2) 取扱総則規定約款に定める既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則を適用して、会社の定める個人保険に加入するとき
- ② 指定口座から振り替えられるべき第1回保険料については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（保険料の払込）第1項の規定中「払込期月中の会社の定めの日」とあるのは「会社の定めの日」と読み替えます。
 - (2) この特約の第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）、第6条（保険料口座振替扱に関する諸変更）および第7条（特約の消滅）の規定は適用しません。
- ③ 第1回保険料が指定口座から振り替えられるべき日に保険料口座振替できなかったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
 - (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本項において「追加指定契約」といいます。）の第1回保険料を保険料口座振替する場合には、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。

- (1) 取扱総則規定約款に定める会社の責任開始期の規定にかかわらず、会社の責任開始期は、追加指定契約の申込をした時（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知の時。）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とし、責任開始期の属する日を契約日とします。ただし、会社が追加指定契約の申込を承諾した場合にかぎります。
- (2) 追加指定契約の第1回保険料が保険料口座振替できなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約を無効とします。
- (3) 追加指定契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

（ボーナス併用払込方式が適用されている場合の特則）

- 第10条 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合で、振替日に保険料口座振替不能となったときは、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項第1号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
- (1) ボーナス月直前の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の振替日にボーナス月直前の平常月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (2) ボーナス月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の翌月の振替日にボーナス月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月直後の平常月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (3) 第1号以外の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- ② 前項の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の規定を準用します。
- ③ 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合には、第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）の取扱は行いません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

- 第11条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、複数の指定契約を1契約として、この特約の規定を準用します。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

- 第12条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2条（保険料率）第3項の規定は「第1項の規定にかかわらず、主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。
 - (2) 第3条（保険料の払込）第1項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (3) 第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第2項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (4) 第8条（主約款の規定の適用）および次条中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (5) 第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第1項中「主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
 - (6) 無配当保険料払込免除特約、無配当総合保険料払込免除特約、無配当介護保障保険料払込免除特約、無配当生活介護保障保険料払込免除特約または無配当新総合保険料払込免除特約を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替扱いにより払い込むことができます。この場合、第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第2項および第4項の規定を準用します。

(契約日の特則)

第13条 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおり取り扱うことができますものとします。

- (1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

全国支社一覧

(作成月現在)

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
旭川	070-0031	旭川市一条通9- 右 10	0166-23-4024
札幌北	001-0908	札幌市北区新琴似8条1- 1-41	011-709-5526
札幌	060-0002	札幌市中央区北2条西3- 1	011-231-5533
札幌東	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条5- 4-18	011-896-1410
札幌南	005-0003	札幌市南区澄川3条5- 2-13	011-842-1711
札幌西	063-0812	札幌市西区琴似2条7- 2- 3	011-612-5501
小樽	047-0032	小樽市稲穂2- 6- 3	0134-25-7060
函館	040-0011	函館市本町 12- 2	0138-51-8550
青森	030-0861	青森市長島2-25- 1	017-776-2413
八戸	031-0081	八戸市柏崎1-10-12	0178-46-1181
盛岡	020-0878	盛岡市肴町3- 9	019-653-3102
秋田	010-0951	秋田市山王3- 1-12	018-863-8111
石巻	986-0825	石巻市穀町3-15	0225-23-0206
塩釜	985-0021	塩釜市尾島町 16-10	022-363-0527
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町2- 8-15 太陽生命仙台ビル1階	022-225-3111
仙台南	982-0011	仙台市太白区長町5- 1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022-249-3271
山形	990-0039	山形市香澄町2- 2-31 カーニープレイス山形2階	023-632-2761
*新庄	996-0023	新庄市沖の町2- 4 ビーンズ新庄ビル3階・4階	0233-28-0155
郡山	963-8004	郡山市中町1-22 大同生命ビル	024-923-5447
牛久	300-1234	牛久市中央4-24- 2 アルシェビル4階	029-830-8282
水戸	310-0805	水戸市中央1- 2-19	029-227-1101
宇都宮	320-0035	宇都宮市伝馬町2-11	028-634-0121
小山	323-0022	小山市駅東通り2-24-18	0285-22-8441
高崎	370-0824	高崎市田町 57- 1	027-322-5554
熊谷	360-0043	熊谷市星川2-75	048-521-1285
大宮	330-0846	さいたま市大宮区大門町3-42- 5	048-641-3786
所沢	359-1123	所沢市日吉町 18- 1 ARAI-181ビル	04-2922-5191
浦和	330-0063	さいたま市浦和区高砂3- 4- 9	048-829-2921
朝霞	351-0005	朝霞市根岸台5- 3-18	048-463-6099
川越	350-1123	川越市脇田本町 26- 4	049-247-3451
春日部	344-0061	春日部市粕壁2- 8-13	048-754-6560
越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19- 6 越谷ビル6階	048-961-6730
千葉	260-0014	千葉市中央区本千葉町 10- 5	043-222-4121
船橋	273-0005	船橋市本町2-27-25	047-432-2711
市川	272-0021	市川市八幡1-11- 4	047-334-3244
柏	277-0842	柏市末広町6- 3	04-7145-4155

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
松戸	271-0091	松戸市本町1-5 MKビル5階	047-368-1288
小岩	133-0057	江戸川区西小岩1-29-7	03-3671-7581
千住	120-0036	足立区千住仲町19-8	03-3882-7638
青戸	125-0062	葛飾区青戸3-41-8	03-3602-5106
赤羽	115-0045	北区赤羽2-17-4	03-3903-9881
江東	136-0071	江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル7階	03-5836-1568
東京	101-0032	千代田区岩本町2-4-3	03-3862-1821
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-49-4	03-3987-4321
中野	165-0026	中野区新井2-30-5	03-3387-4441
烏山	157-0062	世田谷区南烏山5-17-8	03-3305-6061
大森	143-0016	大田区大森北1-17-4	03-3762-5728
*蒲田	144-0052	大田区蒲田5-24-2 損保ジャパン蒲田ビル5階	03-5480-4035
田無	188-0012	西東京市南町3-25-2	042-461-7609
立川	190-0023	立川市柴崎町3-11-2	042-523-0251
八王子	192-0083	八王子市旭町9-1 八王子スクエアビル	042-642-1741
町田	194-0022	町田市森野1-32-17	042-722-2603
*相模原	252-0143	相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル4階	042-700-0237
登戸	214-0013	川崎市多摩区登戸新町445-1	044-911-4217
川崎	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-24	044-244-1337
横浜北	222-0011	横浜市港北区菊名6-3-14	045-401-1761
横浜	231-0047	横浜市中区羽衣町1-3-1	045-261-8381
*横浜西	241-0821	横浜市旭区二俣川2-50-14 コプレ二俣川オフィス10階	045-273-1042
横須賀	238-0008	横須賀市大滝町1-20-1	046-822-2322
湘南	236-0028	横浜市金沢区洲崎町6-5	045-781-2081
戸塚	244-0002	横浜市戸塚区矢部町17-4	045-871-1101
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町13-2	0466-23-4150
大和	242-0017	大和市大和東3-15-4	046-264-8265
厚木	243-0018	厚木市中町4-16-22	046-222-1178
平塚	254-0042	平塚市明石町1-24	0463-21-2085
小田原	250-0012	小田原市本町1-1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465-24-5681
松本	390-0815	松本市深志2-4-26	0263-36-5291
長野	380-0935	長野市中御所1-16-20	026-268-0227
新潟	950-0088	新潟市中央区万代4-1-11	025-243-3618
富山	930-0007	富山市宝町1-3-14	076-432-1534
金沢	920-0902	金沢市尾張町2-8-23	076-263-0541
福井	910-0004	福井市宝永2-1	0776-22-6630
沼津	410-0056	沼津市高島町11-13	055-921-5325

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
富士	417-0047	富士市青島町 192- 2 サン・アイ富士ビル2階	0545-52-8761
清水	424-0815	静岡市清水区江尻東2- 1- 5	054-365-2919
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町 11- 4	054-254-2551
*藤枝	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル2階・3階	054-645-7600
浜松	430-0926	浜松市中区砂山町 353- 8	053-454-2501
豊橋	440-0888	豊橋市駅前大通3-53	0532-54-0515
岡崎	444-0044	岡崎市康生通南2- 3	0564-21-4822
熱田	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2- 2- 4	052-681-8538
春日井	486-0916	春日井市八光町 1-20-2	0568-31-2866
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3- 6-34	052-962-8911
名古屋東	465-0093	名古屋市名東区一社2-25	052-705-3522
名古屋西	453-0054	名古屋市中村区鳥居西通1-13	052-413-2821
一宮	491-0904	一宮市神山1- 4- 6	0586-45-5230
四日市	510-0074	四日市市鷺の森1- 1-18	059-351-1065
津	514-0033	津市丸之内 34- 5 津中央ビル2階・3階	059-229-2881
岐阜	500-8175	岐阜市長住町2-16- 3	058-265-6811
大津	520-0042	大津市島の関2- 2	077-524-1580
京都	600-8099	京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075-361-8111
京都南	612-8362	京都市伏見区西大手町 307-60	075-621-5633
奈良	631-0823	奈良市西大寺国見町1- 3- 7	0742-43-8011
高槻	569-0072	高槻市京口町9- 5	072-671-8815
豊中	561-0884	豊中市岡町北1- 2-17	06-6853-6565
寝屋川	572-0837	寝屋川市早子町 10-21	072-820-2850
大阪	541-0048	大阪市中央区瓦町3- 6- 5 銀泉備後町ビル3階	06-4706-1090
大阪西	551-0002	大阪市大正区三軒家東1-19-14	06-6554-8561
大阪南	558-0013	大阪市住吉区我孫子東1-10- 6	06-6691-3551
大阪東	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-16-27	06-4301-8585
大阪北	532-0023	大阪市淀川区十三東1-10-26	06-6302-7798
布施	577-0056	東大阪市長堂3- 4-24	06-6784-6121
堺	590-0048	堺市堺区一条通16- 1	072-238-3848
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-15	072-952-1410
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町 29-26	072-431-3732
和歌山	640-8331	和歌山市美園町2- 1	073-436-7311
川西	666-0033	川西市栄町 10-16	072-758-1516
尼崎	660-0881	尼崎市昭和通2- 7- 1 ニューアルカイクビル5階	06-6482-7611
西宮	662-0918	西宮市六湛寺町 14- 5	0798-35-5335
神戸	650-0004	神戸市中央区中山手通2- 1- 8	078-391-5401

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
神戸西	654-0024	神戸市須磨区大田町3- 1- 4	078-732-3557
明石	673-0016	明石市松の内2- 8- 3	078-927-0202
姫路	670-0947	姫路市北条 432-14	079-225-2006
岡山	700-0821	岡山市北区中山下1- 2- 3	086-225-1908
倉敷	710-0826	倉敷市老松町2- 7- 2	086-425-7815
松江	690-0006	松江市伊勢宮町 519- 1 松江大同生命ビル5階	0852-22-4380
福山	720-0812	福山市霞町1- 2-11	084-923-2426
呉	737-0045	呉市本通2- 1-23 大同生命呉ビル	0823-24-3390
広島	732-0826	広島市南区松川町1-19	082-262-1141
広島西	733-0812	広島市西区己斐本町2-12-28	082-272-8346
徳山	745-0073	周南市代々木通2-47	0834-21-0787
宇部	755-0042	宇部市松島町 18-10	0836-31-3709
下関	750-0012	下関市観音崎町 12-10	083-223-8266
高松	760-0056	高松市中新町2- 5	087-861-0795
松山	790-0003	松山市三番町6- 8- 1	089-941-2270
徳島	770-0923	徳島市大道1-62 中筋ビル4階	088-626-0151
高知	780-0053	高知市駅前町2-16	088-824-0353
小倉	802-0005	北九州市小倉北区堺町2- 3-20	093-531-1835
八幡	806-0028	北九州市八幡西区熊手2- 3-13	093-631-1731
福岡東	813-0013	福岡市東区香椎駅前2- 1-21	092-672-1911
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-23	092-474-1971
福岡西	814-0021	福岡市早良区荒江3-11-32	092-831-6781
福岡南	812-0879	福岡市博多区銀天町 3-6-21	092-571-3318
久留米	830-0018	久留米市通町8- 6	0942-35-6161
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1- 4- 8	0952-26-7313
佐世保	857-0864	佐世保市戸尾町3- 5	0956-24-2264
長崎	850-0032	長崎市興善町2-31	095-826-5231
熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町 4-3	096-353-1281
大分	870-0034	大分市都町1- 1- 1	097-534-0054
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-12-11	0985-28-1811
鹿児島	892-0844	鹿児島市山之口町 12-14	099-224-3835
那覇	900-0006	那覇市おもろまち1- 3-31 那覇新都心メディアビル 西棟9階	098-941-3313

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

太陽生命からのお願い

- つぎのようなときには、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。
 - ・ご転居、住所表示変更などのとき
 - ・名義変更（契約者変更、受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき
- 当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。
 - ※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。
- ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。
- 保険証券は各種お手続きに必要なものです。大切に保管してください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。
内容を十分ご確認くださいませようをお願いいたします。

特に、

1. 保険金・給付金などのお支払いについて
2. 保険料のお払い込みの免除について
3. 保険金・給付金などをお支払いできない場合について
4. クーリング・オフ制度について
5. 保険料の払込方法について
6. 払込猶予期間とご契約の効力について
7. 効力を失ったご契約の復活・繰下復活について
8. ご解約と解約払戻金について

などは、ご契約に関してぜひご理解いただきたいことがらです。
わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、

下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター



0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

※お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱いについては、当社ホームページをご覧ください。



● 「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。



太陽生命保険株式会社

ホームページ <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>

(本社) 〒106-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

※この冊子と同じ内容をホームページでもご覧になれます。
(表紙に記載されたしおり約款閲覧コードで検索できます。)